

「法やルールに関する教育」 ハンドブック

～京都式「ふるまいの教育」の進め方～



平成27年3月

目 次

はじめに

1章 京都府が目指す「法やルールに関する教育」

- ① 「法やルールに関する教育」の目標 2
- ② 「法やルールに関する教育」の体系図 4
- ③ 発達の段階に応じて法やルールを学ぶ 5
- ④ 指導項目「協力」「公平・公正」について 6
- ⑤ 「法やルールに関する教育」と生きる力との関係 10

2章 「法やルールに関する教育」の進め方

- ① 指導項目「協力」「公平・公正」と系統図 12
- ② 教科で行う「法やルールに関する教育」 16
- ③ 道徳教育で行う「法やルールに関する教育」 27
- ④ 特別活動で行う「法やルールに関する教育」 29
- ⑤ 総合的な学習の時間で行う「法やルールに関する教育」 35
- ⑥ その他の教育で行う「法やルールに関する教育」 37

3章 活用実践例 ～幼・小・中・高の接続を目指して～ 41

指導案集 54

資 料 73

はじめに

京都府では、京都の未来を創造する人間形成に向けた教育の推進のため、「京都府教育振興プラン」（平成23年1月策定）において「規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ」ことを重点目標の一つとして掲げ、「心の教育」の一層の充実を図っているところです。

また、その根幹を担う道徳教育の充実に向け、京都府独自の「心の教育」学習資料集「京の子ども明日へのとびら」や「活用事例集」、「実践事例集」、教員の授業実践力向上を図るための「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」などを作成、配布するとともにボランティア活動の推進に向けて、「高校生地域とつながる事業」など、積極的な取組を行ってきました。

しかし、平成26年度の全国学力・学習状況調査では「学校のきまり・規則を守っていますか」という質問に対して「当てはまる」と答えている割合は、小学生では全国39.9%、京都府38.6%、中学生では全国55.6%、京都府52.0%と、いずれも全国と比較して低い値となっています。

さらに、京都府の刑法犯少年の検挙件数、再犯率、児童生徒の暴力行為発生件数は全国に比べて高く、少年非行の低年齢化が見られます。その対策に向け、京都府、京都府警察本部、京都府教育委員会が連携し、総合的な取組を進めているところです。

また、平成25年に施行された『いじめ防止対策推進法』への対応では、『いじめ防止等のための基本的な方針』の中に「学校において、子どもの発達の段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に表れるようにするために行われる取組を推進する」と記述されています。

こうした京都府の現状等を踏まえて、「心の教育」で醸成した「意識」を「行動」に移せる子どもの育成が必要であると考え、「法やルールに関する教育」を「行動（ふるまい）の教育」として推進することとしました。

「法やルールに関する教育」は、単に法的なものの見方や考え方を学ぶということだけではなく、身近なルールやきまりがなぜ存在するのかといった意義やどうして重要なのかについて学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験させていきます。

そのことを通して、子どもたちに、自分、身近な人々、集団、社会といった視点から、それぞれを守るためにルールやきまり、法があることを気付かせ、人や社会と共生できる行動へとつなげようというものです。

本書は、各学校・園の教職員が「法やルールに関する教育」を実施するための理念や実践に向け必要な視点、手立て、授業等で活用する実践例等を子どもの発達の段階に応じて示しています。

本書の作成にあたっては、学識経験者、幼稚園、小・中・高等学校の教員からなるプロジェクト会議を平成25年度に設置し、研究を進めてまいりましたが、特に京都大学大学院教授土井真一氏並びに福井大学教育地域科学部准教授橋本康弘氏には、専門的な見地から御助言をいただきました。

御協力いただいた皆様方には、この場をお借りし改めて感謝申し上げます。

本書が各学校・園での資料として大いに活用され、京都府が進めようとする「法やルールに関する教育」の推進に寄与することを期待しています。

1章 京都府が目指す「法やルールに関する教育」

1 「法やルールに関する教育」の目標

1 目標

人や社会とつながり、自分らしく生きることのできる社会（共生社会）を形成し、維持・発展を図るために必要な見方・考え方を習得し、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる子どもの育成を図る。

全ての教育活動において、すでに取り組んでいる内容や手法を活用し、人や社会とつながるため、「協力」「公平・公正」の2つの指導項目から子どもの知的理解、こころ（意識）、行動（ふるまい）につながる教育を行う。

「法やルールに関する教育」という言葉から、「堅い」「難しい」というイメージを抱いたり、ルールや法の遵守という「べき論」で捉えたり、あるいは特定の教科や領域で学べばよいと考えてしまいがちです。

しかし、人や社会とつながり、共生するための力を身に付けさせるためには、単に限られた教科や領域の指導だけではなく、全ての教育活動を通して取り組むことが重要となります。

新たに一から始めるのではなく、従来から各学校・園で行ってきた取組や手法を子どもの発達の段階に応じて体系的に再構築し、学校・園の教育活動でスパイラル、反復的に学習を進めていきます。

その際、与えられたルールを守るという受動的なものにとどまるのではなく、人と協力しつつ、つながるためにはそれぞれがルールやきまり、法の公平や公正について考え、ルールやきまりをつくり、守るという体験を行動につなげていくことが必要となります。

そのため、体験活動等を通じ、自らの意見を積極的に表現し、他者の意見から学ぶことが求められます。

2 京都府教育振興プランとのかかわり

京都府教育委員会では、「目指す人間像」に向けた人づくりのため、はぐくみたい力として「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」の3つを定め、京都ならではの教育を通じて、子どもから大人までの全ての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めています。

プランの柱の1つである「京都の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進」において5つの重点目標を定めています。

「法やルールに関する教育」は、その1つの重点目標2に位置付けられます。

重点目標 2

規範意識や人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

重点目標の達成に向けた主要な施策の方向性の中で

・「人を思いやり尊重する心の育成」

とともに

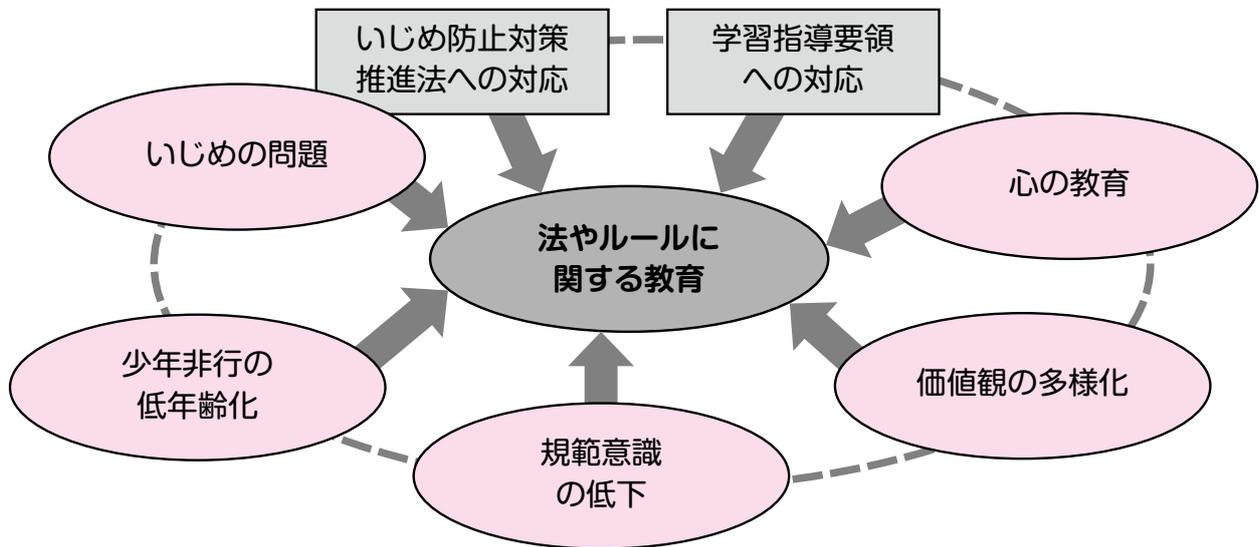
・「規範意識やコミュニケーション能力等を高めることによる社会性の育成」

を示しており、これを具現化する主な取組として、

・「人や社会とつながり、共生していくための力を身に付けさせる取組の推進」
を掲げています。

「法やルールに関する教育」は、この一環として取り組むものです。

3 「法やルールに関する教育」が求められる背景



学校、家庭、地域社会において人間関係の希薄化が危惧されています。

また、現代社会では、人としての生き方が多様化してきたことから、社会や集団における自らの存在を実感したり、他者のよさを認めたりすることで相互を尊重し、共に生きるという機会が大きく減少してきたとも言われています。

自己中心的な価値観の広がりや規範意識の低下といった状況は、生徒指導において困難な状況を生み出す要因にもあげられています。

こうしたことを背景として生じているいじめの問題や少年非行の低年齢化への根本的な対応が喫緊の課題であります。

学校教育では、子どもが互いを尊重し、自分の感情や欲求をコントロールし、人とつながり共生するために必要な考え方や能力を育成することが重要です。

主体的に判断し、行動する力を身に付けさせることは学校教育の究極的な目標であることから、就学前から全ての学校・園の教育活動に「法やルールに関する教育」を明確に位置付けることが求められます。

2 「法やルールに関する教育」の体系図

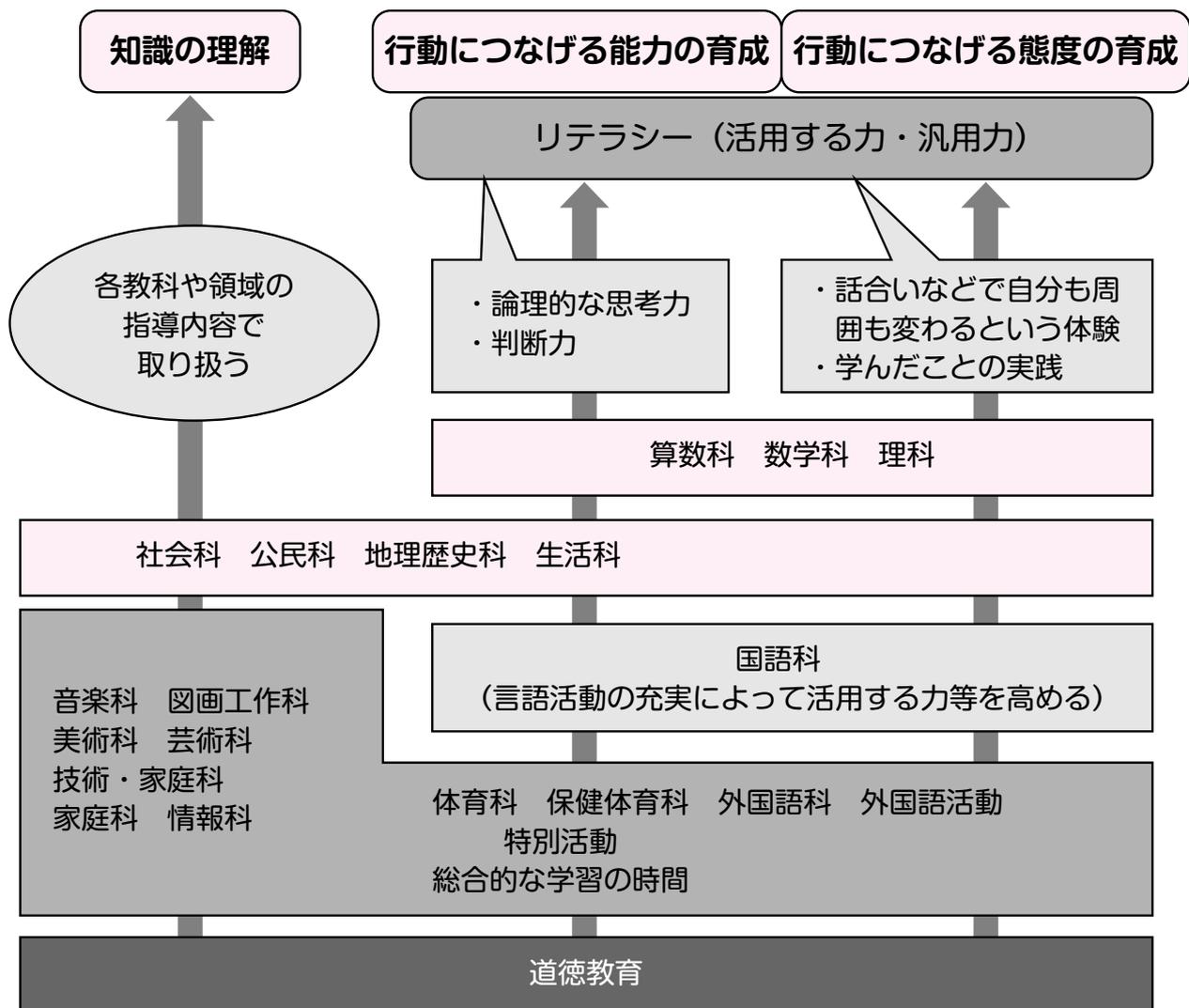
(知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度の育成)

京都府の「法やルールに関する教育」は、ルールやきまり、法について体験的に学び、「心の教育」によってはぐくまれた道徳性や他者を思いやる気持ち、規範意識等を大切にしながら、状況に応じた行動（ふるまい）ができる子どもを育成することを目指すものです。

そのため、単に法的なものの見方や考え方を学ぶということだけではなく、身近なルールやきまりがなぜ存在するのかといった意義やどうして重要なのかについて学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験させ、人や社会と共生できる行動へとつなげようというものです。

そのためには、知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度の育成という3つの観点に立ち、全ての教育活動を通して実施する必要があります。

- 他者の立場を理解した上で、理性的な議論となるように自分の意見を主張する。
- 与えられたルールを守るというだけではなく、ルールやきまりが必要な理由や人と協力しつつ、つながるためのルールなどの妥当性について公平・公正の視点から考え、ルールをつくり、場に応じた行動ができる。
- 身近なトラブルなどを解決するとともに生活しやすい環境を生み出そうとする。



3 発達段階に応じて法やルールを学ぶ

子どもたちは、成長するにつれ、身近な体験をもとに人とつながり、協力するために必要なルールやきまり、法についての概念を身に付けていきます。

これまでの先行研究では、こうした概念は階段状に形成されるというより、それまでに身に付けた概念を否定したり、肯定したりすることを繰り返すことで、子どもたちは高次の概念を習得し、状況に応じた判断力や行動力を形成していく、とも指摘されています。

子どもが発達の段階に応じてルールやきまり、法を学ぶことを通して身に付けた知識や意識を行動に変容させていくことが大切であると考えます。

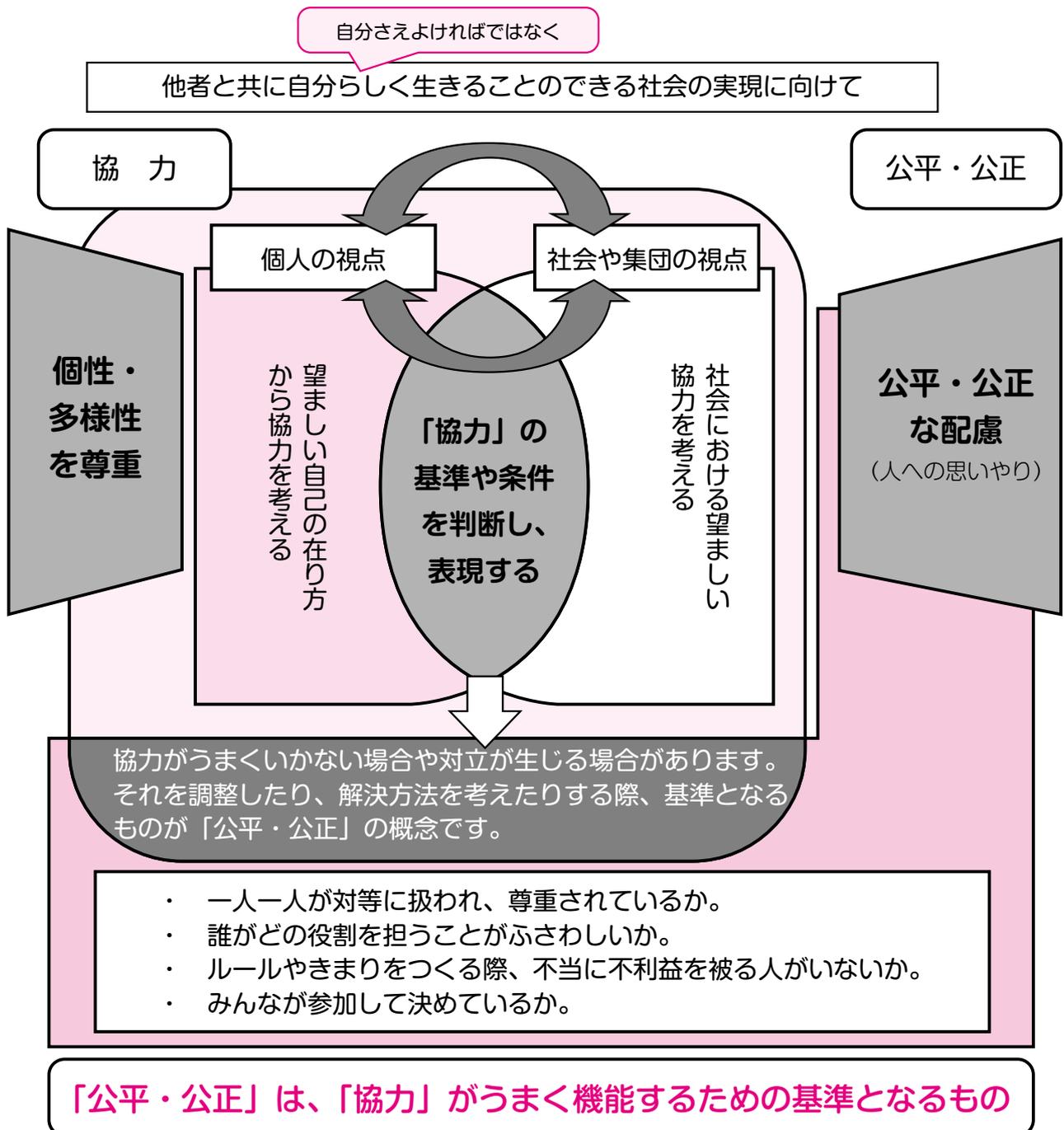
| | ルールやきまりの捉え方 | 指導の際、重視する内容 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就学前 | <p>きまりなどを他律的に捉える</p> <p>身近で信頼関係のある大人が言うことが正しく、従おうとする時期</p> | <p>道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実</p> |
| 小学校低学年 | <p>規範の基礎形成期</p> <p>自己の利益を守るものとしてきまりや規範を肯定する時期</p> | <p>「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養、集団や社会のルールを守る態度等、善悪の判断や規範意識の基礎の形成</p> |
| 小学校中学年 | <p>規範の吟味期</p> <p>他者の反応を意識し始めるため、今までのきまりや規範を否定する時期</p> | <p>抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感の育成 自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養 |
| 小学校高学年 | <p>規範の社会化期</p> <p>形式的な礼儀やマナーとしてのきまりや規範を肯定する時期</p> | <ul style="list-style-type: none"> 集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成 体験活動の実施など実社会への興味・関心をもつきっかけづくり |
| 中学校 | <p>規範の抽象化期 (1)</p> <p>自己や親密な友人の利益を守るために直接関係しない形式的な礼儀やマナーを否定する時期</p> | <ul style="list-style-type: none"> 人としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通し、自己を見つめ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を思考 社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力の育成 法やきまりの意義の理解や公德心の自覚 |
| 高等学校 | <p>規範の抽象化期 (2)</p> <p>社会的立場や公共性にかかわるものとして礼儀やマナーを捉えるが、他者の気持ちに配慮することが重要だと考え、ルールやきまりを否定する時期</p> <p>規範の尊重期</p> <p>社会秩序を維持し、人との関係やコミュニケーションを円滑にするものとしてルールやきまりを肯定する時期</p> <p>「社会的習慣」の発達モデル</p> <p>Turiel (1983) 森川敦子 (2010) を参考</p> | <ul style="list-style-type: none"> 人間としての在り方や生き方を踏まえ、自らの個性や適性を伸ばしつつ、生き方についての主体的な考察 他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれに応えること 社会の一員としての自覚をもった行動 <p>文部科学省 子どもの徳育の充実に向けた在り方について (報告) 平成 21 年 9 月 11 日 子どもの徳育に関する懇談会資料より抜粋</p> |

4 指導項目「協力」「公平・公正」について

今まで、法務省やその関係機関が中心となり各学校が進めてきた法教育は、自分のことは自分で決める「自由」と「権利」、そして、決めたことへの「責任」、トラブルなどが生じた際、解決するための「公平・公正」や「正義」といった内容について、関係機関の方の専門的な話やルールづくりを通して学ぶという形が多く取られてきました。

京都府が目指す「法やルールに関する教育」は、指導項目として子どもや教職員が捉えやすい「協力」とその協力を円滑に進める際の基準としての「公平・公正」という指導項目を中心に全ての教育活動を通じて進めていくこととします。

1 指導項目「協力」「公平・公正」の関係



2 指導項目「協力」

| 指導項目「協力」 | |
|----------|---------------------------------------------|
| 協力の段階 | みんなが同じように活動をする。 (同質性による協力) |
| | それぞれが違う能力を発揮し、協力をする。 (異質性を踏まえた協力) |
| | 個性を生かし、分担・分業することで効果をあげる。 (分業による協力) |
| | 相互の考えを尊重し、知恵や資源を持ち寄り、責任や役割を分担する。 (協働性による協力) |

協力

人や社会とつながり、自分らしく生きるために、「個人」、「社会や集団」の2つの視点から考えます。

「個人の視点」からのアプローチ

- ・自らがかけがえのない存在なのだという自己肯定感をはぐくむとともに、自己の存在意義を感じながら、社会や集団のために自らの力を発揮することが、自分らしく生きることにつながることを気付かせます。
- ・望ましい自己の在り方を考え、自らがどのように「協力」できるのかを考えることで、生き方についての自覚が深まります。
- ・自分らしく生きるためには他者との「協力」が不可欠であることを発達段階に応じて理解させつつ、社会や集団の在り方を考えさせます。

「社会や集団の視点」からのアプローチ

- ・実社会や様々な集団では多様な「協力」があることを気付かせます。
- ・人には長所や短所といった個性があり、個人で全てのことを行うには限界があり、同様のことが他者にもあることを気付かせます。
- ・様々な人々が互いに分業や協働をすることを通じて、私たちの生活は豊かになっていくことを気付かせ、どのように「協力」するのか考えさせることで、社会や集団の一員であることや生き方についての自覚を深めさせます。

どのような状況であれば「協力」できるのかについて、考えることを通して条件や基準を表現・判断できる資質・能力を育てます。

その際、自らの「自由」や「権利」とその対の概念である「責任」や「義務」の関係を考えさせることで、「協力」の条件や基準についての理解を深めさせます。

3 指導項目「公平・公正」

| 指導項目「公平・公正」 | |
|-------------|------------------------------------------------|
| 公平・公正の段階 | みんなが同じように扱われる。 |
| | 個性により差があることに気付き、認める。 |
| | 一人一人の能力や適性に応じて分担する。 |
| | 共通の目標に向け、相互の意見や考えを尊重し、個々の知恵を生かし、責任や役割を公正に分担する。 |

自分や誰かの考えだけが一方的に通ったり、特定の人だけが損をしたり得をしたりするような関係やそれぞれの個性が否定されるようなことがあれば、対等な存在として扱われていないと言えます。

まず、最初に「公平」という言葉を聞くと、「みんな同じように扱われる」ということが連想されます。

しかし、例えば、学級のリーダーや班の係分担を、いつもじゃんけんやくじ引きで決めることが、果たして公平であるのかどうかを考えなければならない場合もあります。

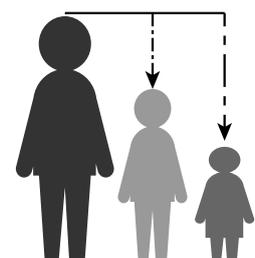
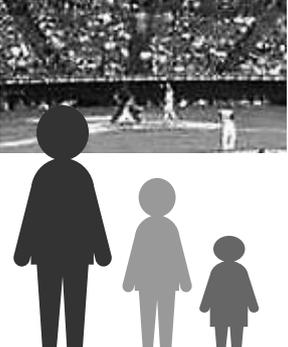
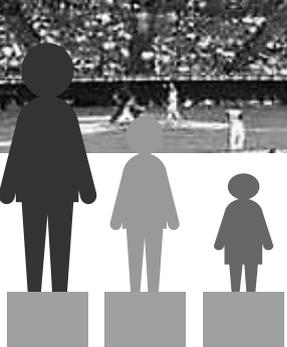
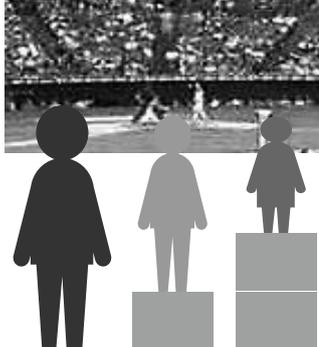
民主主義では、多数決の考え方が重要視されますが、忘れてはならないのは、多数決や偶然性であるじゃんけんやくじ引きによって決められることにより、少数意見が切り捨てられたり、役割が押しつけられたりすることは、必ずしも公正であるとは言えないということです。

また、その役割を担う人がふさわしいかどうかを検討しなければならない場合もあります。

様々な条件や一人一人について配慮したルールやきまりをつくれたと思った際にも、そのことによって不当に不利益を被る人がいないかどうかを考える必要があります。

また、ルールやきまりを決める際には、みんなが積極的に参加することが可能かどうかという手続きの正しさという判断基準も「公平・公正」の一つの要素であると言えます。

集団が目指す目標に応じ、求められる個性や能力等には違いがあることが当然であり、多様な価値観や自分とは違う異質なものが世の中には存在することに気付き、それを認め、公平・公正を意識した行動ができる子どもを育成することが重要です。

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| <p>3人の身長差は個性</p> | <p>3人で野球観戦をした ら1人だけしか見えな い。</p> | <p>踏み台に<u>みんな同じよ うに乗る</u>といいね。で も、見えない人がいる よ。</p> | <p>踏み台の数を<u>変えるとみ んなが見えるね</u>。これが 公平・公正を考える基準 の一つです。</p> |

「公平・公正」を指導する際のポイント

- ・ 自他共に個々の選択を認められることが、それぞれの個性を發揮することにもつながります。
- ・ 多様な生き方や考え方、行動を調整するためには、意見の調整や合意を論理的に行うコミュニケーション能力が求められます。
- ・ 思い込みや偏見で行動しないように、事実を正確に認識できることが大切です。
- ・ 相互を高めあう「協力」によって人や社会とつながるためには、トラブルを解決していく基準となる「公平・公正」についての正しい理解が必要です。

- ・ ルールやきまりがかかわりのある人々にとって正しいものかどうか、その人々の納得を得ることができるものかどうか。
- ・ ルールやきまりなどを決める際の過程に正しさがあるか。
- ・ 決めたルールやきまり、法によってその集団やそこに属する個人が守られるかどうか。

などを子どもの発達の段階に応じ、具体的に体験できるような工夫をします。

5 「法やルールに関する教育」と生きる力との関係

平成10年の学習指導要領改訂の際、「生きる力」をはぐくむという理念が打ち出されました。

この理念は、思考力・判断力・表現力の育成に重点を置いたものです。

これは、グローバル化・高度情報化に伴い、多様化・複雑化した社会に必要とされる能力として平成15年にOECD（経済協力開発機構）が提唱した「キー・コンピテンシー」を先取りしたものであり、平成20年の学習指導要領の改訂においても踏襲されています。

キー・コンピテンシーとは、知識基盤社会における「**世界標準の学力**」のことで、文部科学省はこのことを**主要能力**と呼んでいます。

この理念は、**個人が深く考え、行動すること**の必要性を求めたものです。

こうした理念が求められる背景には、

「変化」・・・一度学べば終わりではなく、**変化への適応**が求められる。

「複雑性」・・・**社会は、より多様化・個別化しており**、異なる文化等をもった他者と接する機会が増える。

「相互依存」・・・**グローバル化において新たな相互依存を創出している**。

人の行動は、個人の属する地域や国をはるかに超えた**社会の影響**を受けるため、その対応が求められる。

などがあるとされています。

深く考え、行動するためには、現在の状況に対して特定の定式や方法を当てはめるだけではなく、**変化に対応する力、経験から学ぶ力、多面的な立場で考え、行動する力**が含まれます。

キー・コンピテンシーは、以下の3つのカテゴリと9つの内容からなります。

| カテゴリー | 具体的な能力の内容 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 社会的に異質な集団で共に活動できる力 (自己と他者との相互関係) | 他者と円滑に人間関係を構築する。 協調する。 ※利害の対立を御し、解決する。 |
| 自立的に活動できる力 (個人の自立性と主体性) | 大局的（大きな展望の中で）に行動する。 人生設計や個人の計画をつくり、実行する。 ※自らの権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する。 |
| 知識や情報を活用できる力 (個人と社会との相互関係) | 言語、シンボル、テキストを活用する。 知識や情報を活用する。 テクノロジーを活用する。 |

※印は狭義の法教育に求められる能力と言われています。一方、京都府の「法やルールに関する教育」は、この9つ全ての内容に応じた能力の育成を含んでいます。

2章 「法やルールに関する教育」の進め方

ここでは、指導項目「協力」、「公平・公正」が幼稚園、小学校、中学校、高等学校でどのように系統性があるか、教科、領域等での学習指導要領との関連、子どもの発達の段階に即した視点等について解説をしています。

各学校・園での実践に役立ててください。

| | | |
|----------|----------------------------------|----|
| 1 | 指導項目「協力」「公平・公正」と系統図 | |
| 1 | 全体カリキュラム「協力」 | 12 |
| 2 | 全体カリキュラム「公平・公正」 | 14 |
| 2 | 教科で行う「法やルールに関する教育」 | |
| 1 | 国語科 | 16 |
| 2 | 社会科・公民科 | 17 |
| 3 | 算数・数学科、理科等 | 19 |
| 4 | 生活科 | 20 |
| 5 | 音楽科 | 22 |
| 6 | 体育科・保健体育科 | 23 |
| 7 | 技術・家庭科（技術分野） | 25 |
| 8 | 技術・家庭科（家庭分野）、家庭科 | 26 |
| 3 | 道徳教育で行う「法やルールに関する教育」 | 27 |
| 4 | 特別活動で行う「法やルールに関する教育」 | 29 |
| 5 | 総合的な学習の時間で行う「法やルールに関する教育」 | 35 |
| 6 | その他の教育で行う「法やルールに関する教育」 | |
| 1 | 「法やルールに関する教育」と人権教育 | 37 |
| 2 | 「法やルールに関する教育」と問題行動やいじめの問題等への対応 | 39 |

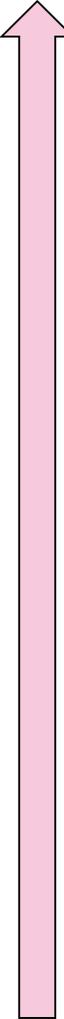
2章及び3章では項目毎の最初の右上角に **知識** ☆ **能力** ☆ **態度** ☆ を図示しています。この図は1章のP4の体系図で示した育成したい3つの観点と関連しています。

☆印には、☆ ☆ ☆ の3種類があり、色が濃くなるほど、各項目がその内容と深い関係にあることを示しています。

2章 「法やルールに関する教育」の進め方

1 指導項目「協力」「公平・公正」と系統図

1 全体カリキュラム「協力」

| | | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--|
| <p>法</p>  <p>ルール</p> | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 学年 | 幼稚園 | 小学校 | | | | | |
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | | |
| 指導のねらい | みんなと一緒に活動し、楽しさや達成感を味わわせる。 | <ul style="list-style-type: none"> 自分一人では決してできないが、みんなと協力すればできることを体験的に学ばせる。 協力することで自分もみんなも幸せになることを理解させる。 | | <ul style="list-style-type: none"> みんなと協力すれば大きな力や利益が生まれることを体験させる。 自分が苦手とするところを友達に助けてもらいながら協力する活動を経験させる。 | | | |
| 指導の留意点 | 共通の体験を通じ、一緒に活動する喜びや協力する有用性を実感させる。 | お互いのよいところを認め合い、尊重し合えるような場を設定し、自尊感情を高める。 | | 一人一人が果たすべき役割が本当に公平かどうか考えさせる。 (特定の人の負担となっていないか、あるいは一方的な押し付けとなっていないか) | | | |

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 特別活動「学校行事」 協力してよりよい集団生活や社会生活を築いていこうとする開かれた人間関係を育てる。 |
| | 特別活動「話し合い活動」 社会貢献、生き方や将来の進路等についての考えを深め、共生社会に向けて協力し合って問題解決を図ることについて話し合う。 [ボランティア活動] ボランティア活動の意義を理解し、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神等を育て、協力することの大切さを考える。 | 総合的な学習の時間 「みんなと共に自分らしく生きる」 公平・公正の視点から物事を多面的に捉えた協力関係について考察し、日々の言動につなげる。 P71 |
| | 特別活動「中庭の使用のきまりを考えよう」 共有部分の使用について、トラブルなどを想定し、他者の思いや考え方を受け止め、どのように解決するかを考える。 P65 | 公民科 法が遵守され、相互協力が図られることで「共に生きる社会」が実現することを理解する。 |
| 特別活動「自分たちの会社（係）をつくる」 学級での係活動づくりを会社にたとえて、友達の意見や行動のよさを認め合い、みんなが納得するような係づくりについて話し合う。 P62 | 特別活動「ルールって何？」 自分がルールを守ることによって、他者の権利を守り、安全にもつなげていることを理解する。 P50 P64 | 体育科 互いに共感し高め合い、役割を積極的に引き受け責任を果たせるようプレイに貢献する。 |
| 音楽科「合唱・合奏」 それぞれに任された役割を果たし、協力することで、素晴らしい合唱・合奏になることを実感する。 | 音楽科「合唱」 自分の得意分野を生かし、協力することで、素晴らしい合唱になることを実感する。 | 国語科「話すこと・聞くこと」 相手の立場や考えを尊重し、表現の仕方や進行の仕方等を工夫して話し合う態度を養う。 |
| 図画工作科「共同制作」 みんなで役割を分担しながら一つのものをつくり上げることに、協力することの大切さや喜び・楽しさを実感する。 | 体育科「バレーボール」 球技に積極的に取り組むとともに、分担した役割を果たし、作戦の立案等について参加する。 ルールやマナーを単に守るだけでなく、練習やゲームなどで求められるフェアな行動を通して、相手を尊重する。 | |
| 体育科「ソフトバレーボール（ネット型）」 運動に進んで取り組み、友達と励まし合って練習やゲームをする。 友達と協力して用具の準備や片付けをする。 | 道徳 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合えるようにする。 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。 | |
| 道徳 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲良く協力し助け合えるようにする。 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たせるようにする。 | 国語科「話すこと・聞くこと」 話したり、聞いたりして考えをまとめようとする態度を養う。 | |
| 国語科「話すこと・聞くこと」 計画的に話し合う能力を身に付けるとともに、適切に話したり、聞いたりしようとする態度を養う。 | | |
| 小学校 | | |
| 5年 | 6年 | 中学校 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・みんなと一致団結して協力し、大きな達成感が得られるような体験をさせる。 ・得意分野を生かし、分担・分業することがより大きな力となることを理解させる。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・長所を伸ばすことが自分の個性の伸長につながることを、短所を補ってくれる他人の存在が不可欠であることを理解させる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・協力には、責任が伴い、責任を果たすにはみんなが互いに信頼し、自らの役割を自覚した行動が大切であることを理解させる。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・様々なグループや集団に出会う中で、多様な協力関係の在り方を学ばせる。 |
| | | 高等学校 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・現代社会の課題を多様な協力関係から捉える。 ・「みんなと共に自分らしく生きることのできる社会」での協力の在り方を考察させる。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・実際の社会制度の課題を検討したり、改善していく方途を探ったりして、社会の仕組みを多面的に捉えさせる。 |

2 全体カリキュラム「公平・公正」

1章 京都府が目指す「法やルールに関する教育」

2章 「法やルールに関する教育」の進め方

3章 活用実践例

指導案集

資料

| | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="font-size: 2em;">↑</p> <p style="font-size: 2em;">法</p> | <p style="font-size: 2em;">↑</p> <p style="font-size: 2em;">ルール</p> | | | | | 特別活動「友達とのけんかを解決しよう」 身近なトラブルがどのように起こり、その解決のために相手の気持ちや考え方に気付くことの大切さについて考える。 P59 |
| | | 道徳「雨のバス停留所」 約束や社会のきまりを守り、公德心をもてるようにする。 P47 P58 | | | | |
| | | 生活科「みんなのこうえんであそぼう」 ルールやマナーを守って、公園の遊具や自然物を使って遊び、みんなで遊ぶ楽しさに気付くとともに、公園は自分たち以外にもいろいろな人が利用するところであることを理解する。 | 生活科「どきどき まちたんけん」 まちの人々のことを知る話合いの中で、相手の意見をうなずきながら聞き、他のグループの考えも取り入れながら折り合いをつけることの大切さを実感する。 P46 P57 | 特別活動「学校のきまり」 学校のきまりについて調べ、学校のきまりの役割やそれを守ることの大切さについて考える。 | 特別活動「クラブ活動」 運動場や体育館の限られたスペースでそれぞれのクラブが想いを生かしながら効果的な活動ができる工夫を考える。 | |
| | | 体育科「おに遊び」 運動の順番やきまりを守り、勝敗の結果を受け入れて友達と仲良く運動を行う。 | | | | 体育科「旋回リレー」 きまりを守り、友達と励まし合って練習やリレーをする。勝敗の結果を受け入れるとともに、友達と楽しく競走ができるような規則をつくる。 |
| | | 国語科「話すこと・聞くこと」 進んで話したり、聞いたりしようとする態度を養う。 | | | | 国語科「話すこと・聞くこと」 進行に沿って話し合う能力を身に付けるとともに、工夫しながら話したり、聞いたりしようとする態度を養う。 |
| | | 遊びの中で順番を守ったり、みんなで分け合う経験からルールの大切さを身に付けていく。 | | | | |
| 学年 | 幼稚園 | 小学校 | | | | |
| | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | |
| 指導のねらい | 仲良く遊ぶために、ルールを守る必要性があることに気付かせる。 | ・ルールがなければ、みんなで楽しく遊べないことに気付かせる。 ・少ない物をみんなが納得いくように分けたり、配ったりする方法を学ばせる。 | | ・決められた条件を満たすようなルールを考えさせる。 ・決定の仕方が本当に正しいかどうか考えさせる。 | | |
| 指導の留意点 | 園の生活は安心して過ごせる場であることや一人一人の話を聞くことを学ばせる。 | ・「fair（フェア）」ということに慣れ親しませる。 ・どういう考えや行動が公正なのか、教師の姿から学ばせる。 ・友達の長所に気付き、互いに認め合える集団づくりに努める。 | | | | |

| | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | 総合的な学習の時間 多様な価値や対立が生む社会的な問題を背景に、幸福・平等（公平）などの法の基本的な見方や考え方を理解する。 |
| | | | 社会科「私たちの生活と経済」 財政の課題を理解し、社会のための合意に向けた手続きの公正さや内容の公正さについて考える。 P68 | 総合的な学習の時間 「みんなと共に自分らしく生きる」 公平・公正の視点から物事を多面的に捉えた協力関係について考察し、日々の言動につなげる。 P71 |
| | 社会科「わたしたちのくらしと日本国憲法」 誰もが幸せに暮らす権利を持っていることを知り、身の回りのくらしの中でどのように実現すればよいかについて話し合う。 P68 | 社会科「現代社会を捉える見方や考え方」 合意された内容が、無駄を省く最善のものになっているかどうかや、合意に向けた手続きの公正さや内容の公正さについて考える。 P67 | 公民科「共に生きる社会を目指して」 共に生きる社会を目指して、幸福、正義、公正について他者とのかかわりに基づいて考察しようとする。 P70 | |
| | 特別活動「学級のルールを見直そう」 信頼し合い楽しく豊かな学校生活が送れるよう、現在のルールを見直す、改善するなど主体的に行動していく力を養う。 | 特別活動「ルールって何？」 自分がルールを守る際の公平・公正な視点から協力を考える。 P50 P64 | 特別活動「ホームルーム活動」 学級や学校における生活上の諸問題の解決にあたって、討論や自己表現等を工夫して、話し合いによって解決していく態度を養う。 | |
| | | 道徳「二通の手紙」 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努められるようにする。 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努められるようにする。 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努められるようにする。 P69 | 家庭科「消費者の自覚と行動」 消費者の権利とその実態について、グローバルな視点から公平・公正な意思決定や消費行動を考える。 P72 | |
| 特別活動「ごみ収集場所はどこがいい？」 身近な地域のトラブルについて、住民の立場に立って話し合い、解決策に向けたルールを考える。 P48 P61 | 総合的な学習の時間「ふるさと（川からのおくりもの）」 地域の自然保護と活性化に向けた取組の中で、公平・公正な視点から人々の利害を調整しながら、建設的な話し合いをする。 P49 P63 | | | |
| 道徳 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たせるようにする。 だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平に、正義の実現に努められるようにする。 | | 技術科「個人を特定するしくみを知ろう」 なぜ情報モラルが必要かを法的な根拠を含めて考え、社会生活の中の公平・公正について考える。 P66 | 体育科「バレーボール」 男女の体力差や技能差に配慮しながら、フェアなプレイを大切にすること。 P66 | |
| 体育科ボール運動「バスケットボール」 ・決められたルールやマナーを守り、友達と助け合って練習やゲームをする。 ・チームでの話し合いの場を設定し、話し合いの大切さと友達の意見を尊重して決定することの大切さを身に付ける。 P60 | | 体育科「バレーボール」 ルールやマナーを単に守るのではなく、練習やゲームで求められるフェアな行動を通して、相手を尊重する。 | 国語科「話すこと・聞くこと」 相手の立場や考えを尊重し、表現の仕方や進行の仕方等を工夫して話し合う態度を養う。 | |
| 国語科「話すこと・聞くこと」 計画的に話し合う能力を身に付けるとともに、適切に話したり、聞いたりしようとする態度を養う。 | | 国語科「話すこと・聞くこと」 話したり、聞いたりして考えをまとめようとする態度を養う。 | | |
| | | | | |
| 小学校 | | | | |
| 5年 | 6年 | 中学校 | 高等学校 | |
| ・よりよい意見の決定の仕方を考えさせる。 ・ルールが特定の人の負担となっていないか、成果を共有できなかったりすることはないか検討させる。 | | 現実の社会がもつ矛盾や課題に気づき、社会をよりよくしていこうとする気持ちを育てる。 | 今の日本や世界に生じている様々な課題の解決手段が、本当に公平・公正なのか改めて検討させる。 | |
| 公平・公正な判断基準として、類似しているものは同じように、異なるものは異なって扱うということ意識させる。 | | ・判断基準として必要性や能力、適格性の視点を入れる。 ・限られた条件や制約の中で解決しなければならない状況についても意識させる。 | | |

2 教科で行う「法やルールに関する教育」

1 国語科で行う「法やルールに関する教育」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

「法やルールに関する教育」では、様々な見方で物事を考え、話し合う中で一つの結論を出すという過程を体験させます。他人の立場を理解しつつ、自分の意見をきちんと主張するという理性的な議論を通じて、実社会に生きる力を身に付けさせるために、言語の教育としての立場に立つ国語科の学習と関連させた効果的な実践が望まれます。

| | | | | |
|------------|--------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------|
| 小 1・2年 | 大事なことを落とさないように聞く | 相手の話に興味をもつ | 話す事柄を順序立てる | 相手に応じて話す |
| 3・4年 | 話の中心に気を付けて聞く | 質問をしたり感想を述べたりする | 理由や事例等を挙げながら筋道立てる | 相手や目的に応じて話す |
| 5・6年 | 話し手の意図を捉えながら聞く | 自分の意見と比べるなどして考えをまとめる | 明確に伝わるように話の構成を工夫する | 目的や意図に応じて話す |
| 中 1年 | 質問しながら聞き取る | 共通点や相違点を整理する | 話の構成を考える | 相手の反応を踏まえながら話す |
| 2年 | 話の論理的な構成や展開等に注意して聞く | 自分の考えと比較する | 論理的な構成や展開を考える | 異なる立場や考えを想定して話す |
| 3年 | 聞き取った内容や表現の仕方を評価する | 自分のものの見方や考え方を深めたり、表現に生かしたりする | 説得力のある話をする | 場の状況や相手の様子に応じて話す |
| 高等学校 | 内容や表現の仕方について自己評価や相互評価を行う | ものの見方、感じ方、考え方を豊かにする | 根拠を明確にするなど論理の構成や展開を工夫する | 目的や場に応じて効果的に話す |
| 内容を聞き取る | | 自分の考えに生かす | 準備段階 | 話をする段階 |
| 他人の立場を理解する | | 自分の意見を主張する | | |

理性的な議論ができる

| | | | | | |
|-----------|--------------------|---------|------------------------------|------|------------------------------------|
| 小 1・2年 | お互いの話を集中して聞く | 中 1年 | 話し合いを通じて自分の考えをまとめる | 高等学校 | 課題を解決したり考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重する |
| 3・4年 | お互いの考えの共通点や相違点を考える | 2年 | 話し合いを通じて自分の考えを広げる | | |
| 5・6年 | 互いの立場や意図をはっきりさせる | 3年 | 話し合いを通じて課題の解決に向けて互いの考えを生かし合う | | |

自他の考えを豊かにし合意形成を目指す

| 話し合いを効果的に進める | | | | | | |
|--------------|--------|------|------------|--------|------------|------------------|
| 小 1・2年 | 3・4年 | 5・6年 | 中 1年 | 2年 | 3年 | 高等学校 |
| 話題に沿って | 進行に沿って | 計画的に | 話題や方向性を捉えて | 目的に沿って | 進行の仕方を工夫して | 表現の仕方や進行の仕方を工夫して |

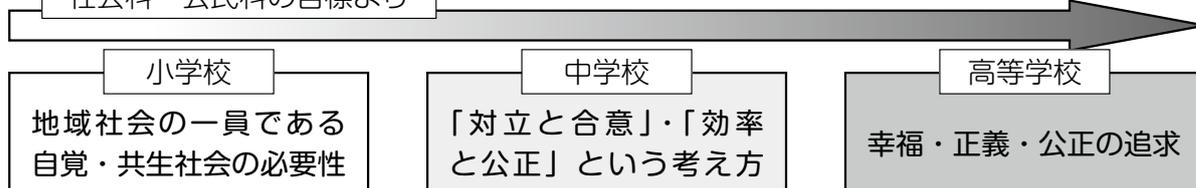
2 社会科・公民科で行う「法やルールに関する教育」

(1) 学習指導要領との関連

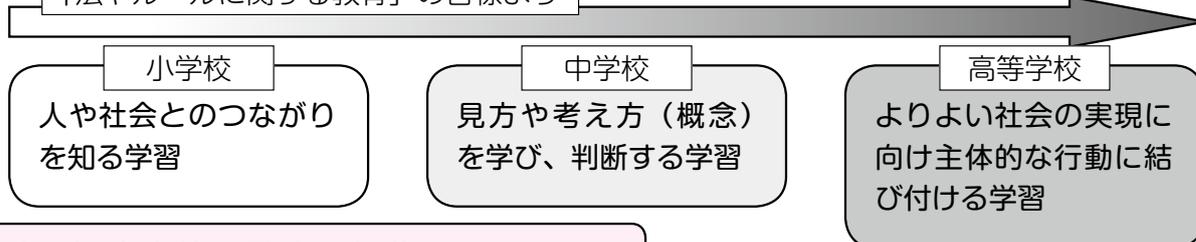
〔小学校・中学校〕

社会科では、自他の人格を互いに尊重し合うこと（人権尊重）、社会的義務や責任を果たそうとすること（協力）、多面的に考えたり、公正に判断したりすること（公平・公正）などの態度や能力が、必要とされる公民的資質であり、その基礎を養うことになっています。

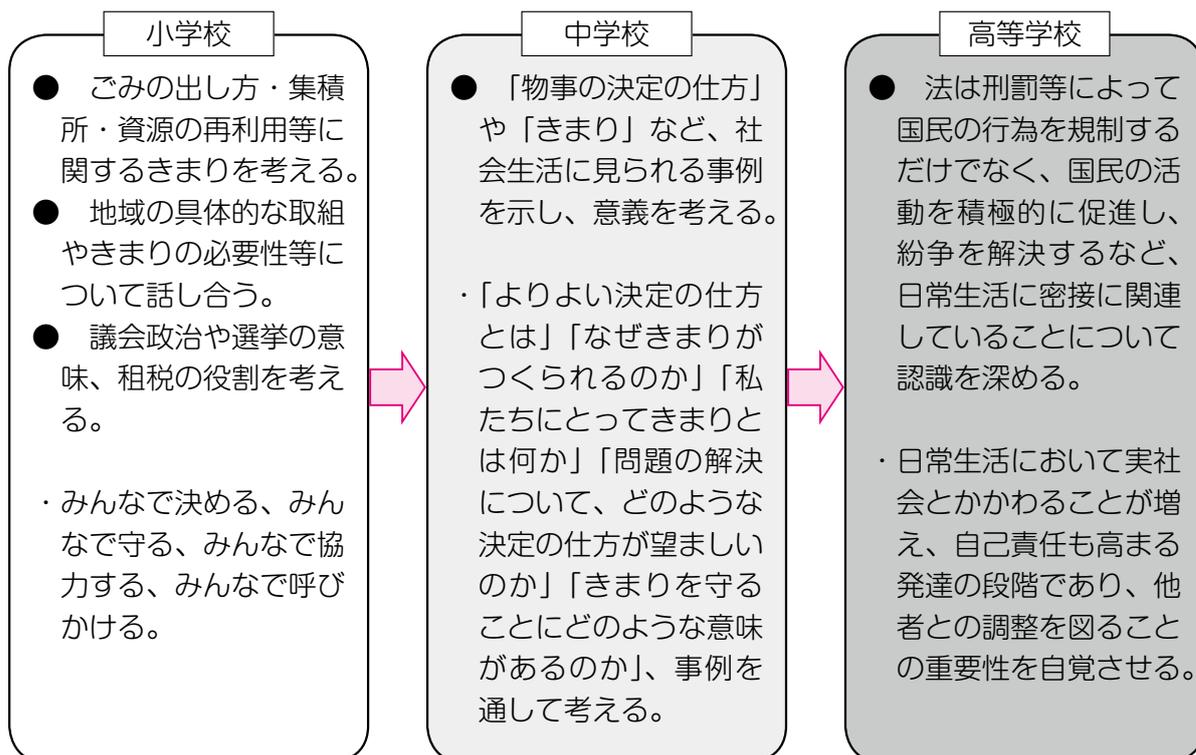
社会科・公民科の目標より



「法やルールに関する教育」の目標より

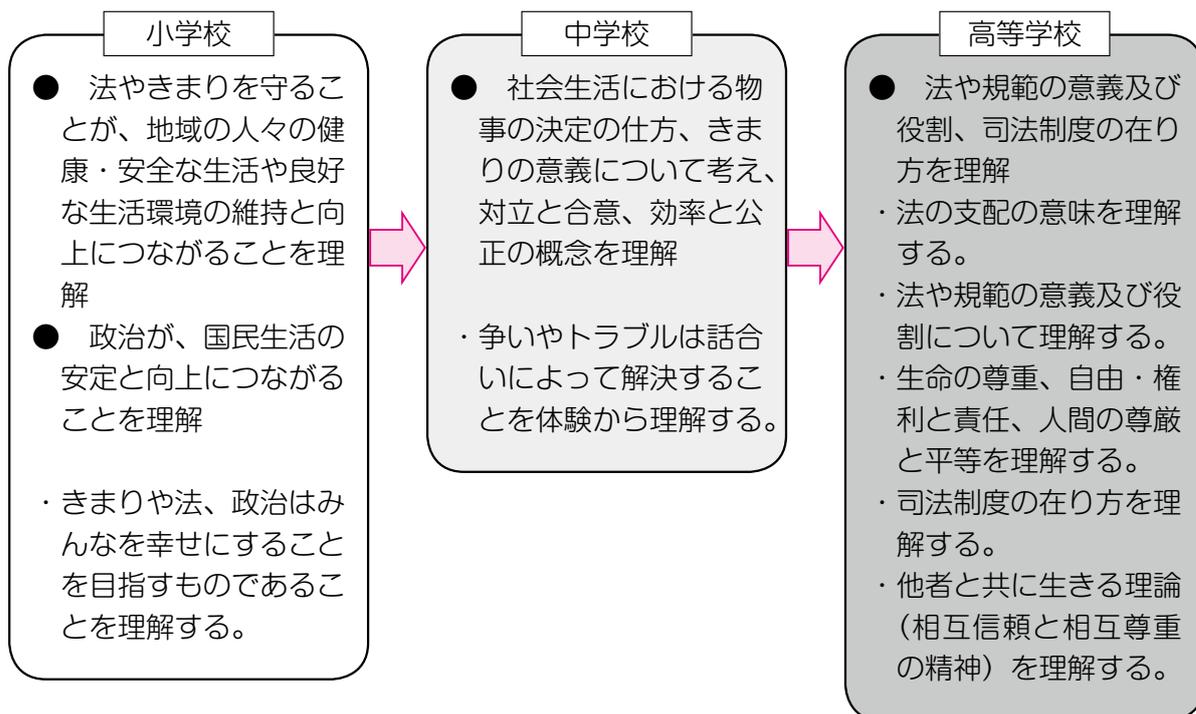


(2) 児童生徒の発達の段階に即した展開



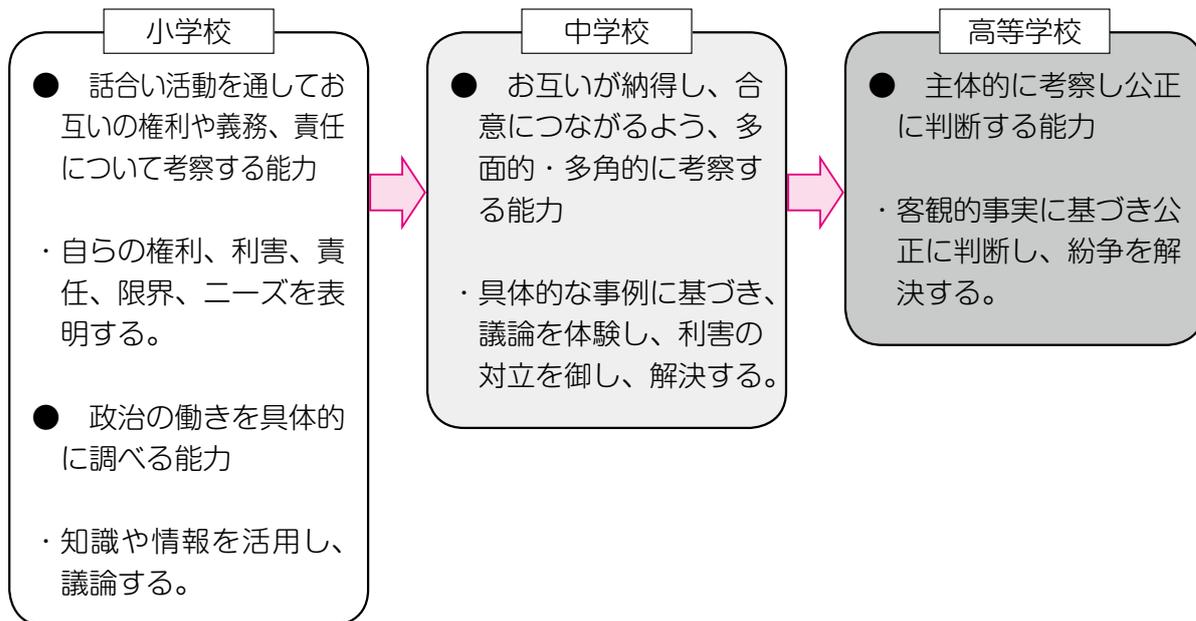
(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

※学習指導要領から抜粋



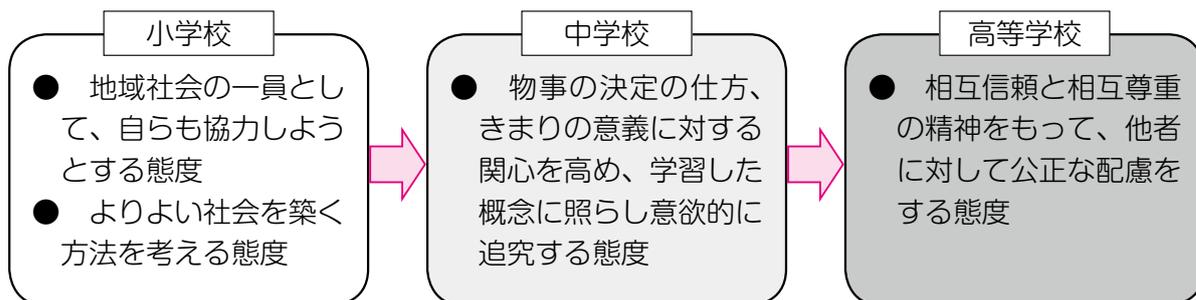
(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

※学習指導要領から抜粋



(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

※学習指導要領から抜粋



3 算数・数学科、理科等で行う「法やルールに関する教育」

(1) 学習指導要領との関連

知識 ☆ 能力 ★ 態度 ☆

数学的な思考力、判断力、表現力は、合理的、論理的に考えを進めるとともに、お互いの知的なコミュニケーションを図るために重要な役割を果たすものです。

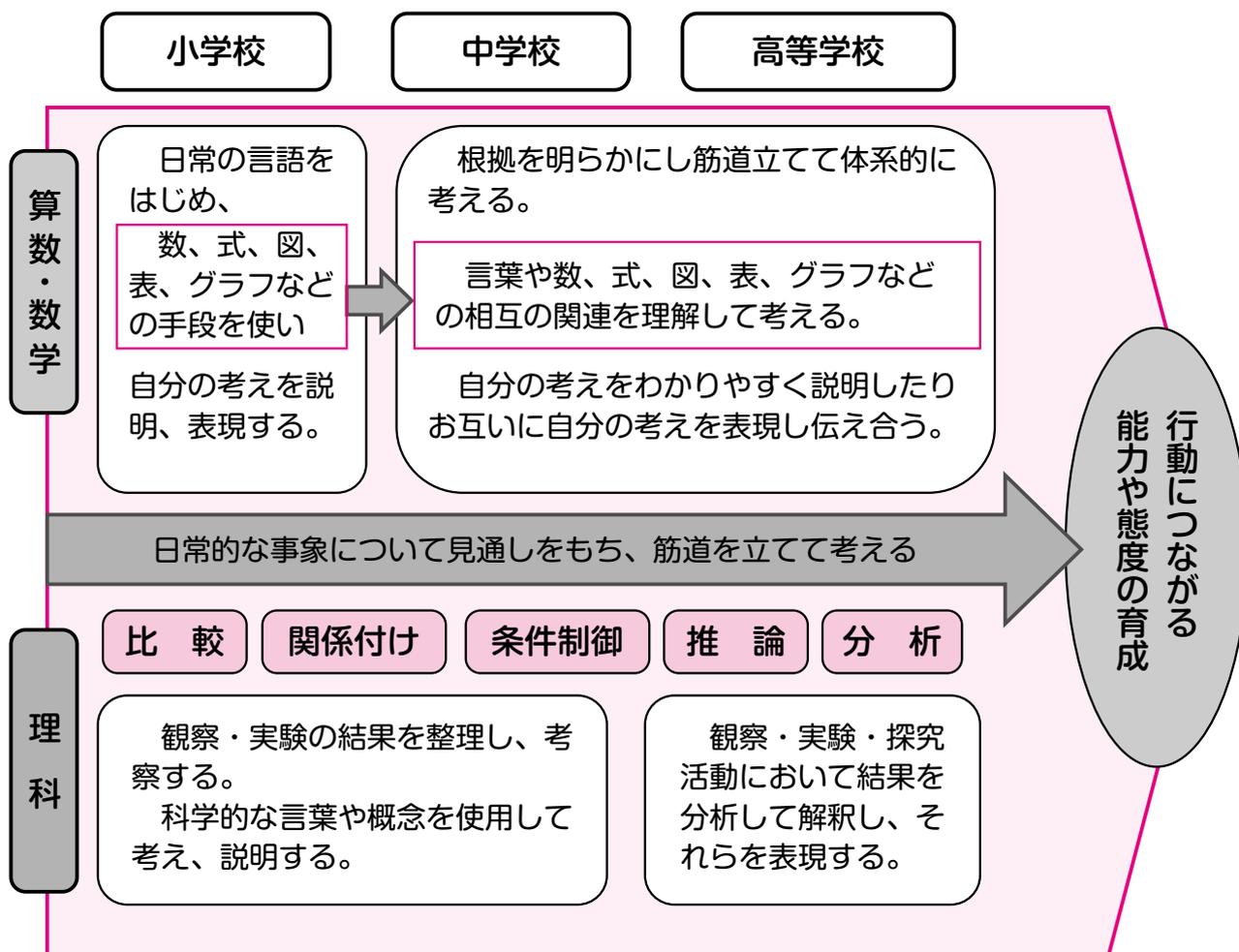
また、科学的な思考力、判断力、表現力には、上記の内容に加えて再現性、客観性、実証性が求められます。

算数・数学、理科等の日常的な授業で培われる論理的な思考力や判断力、表現力が「法やルールに関する教育」と密接につながっていることを意識することが大切です。

単に、数式を用いたり、実験等で解答や結果にたどり着くことではなく、どのような考え方に沿って問題を解決したかを数学的、科学的に正しい表現を用い、論理的に説明することが重要です。

また、自分の考えた道筋を他者が理解できるように表現する力が求められます。

(2) 児童生徒の発達の段階に即した展開

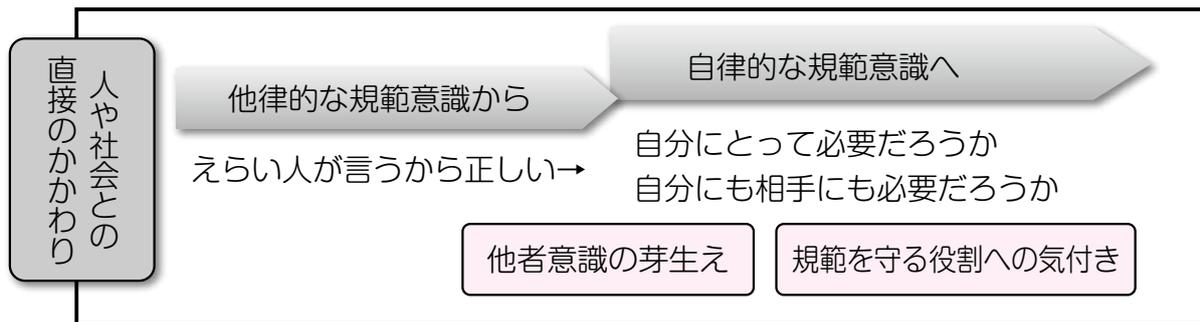


4 生活科で行う「法やルールに関する教育」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

生活科は、「人や社会、自然とのかかわりに関心をもち自分や生活について考えさせることを通して、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ自立への基礎を養う」ことを目的としています。身近にある習慣やきまりの存在に気づき、人や社会とつながるために集団の一員としてどのように行動すればよいかを考えることは、よりよい社会の実現のために主体的に行動できる子どもの育成を目指す「法やルールに関する教育」との関連が深いと言えます。

様々な自分とのかかわりを大切にすることで、自分や他人にとっての価値や意味についても考えられるようになり、そのことが自立的な態度や行動をはぐくむことにつながります。



(1) 学習指導要領との関連

- 学校において、楽しく安心して遊びや生活ができる。

- ・ 校庭や砂場で遊んだり、図書室で本を読んだりして、その施設を利用する楽しさやよさを感じたり、使い方がわかる。
- ・ 学校の公共性に目を向け、学校にはみんなで気持ちよく生活するためのきまりやマナーがあることに気付いたり、学校生活のリズムを身に付けたりする。

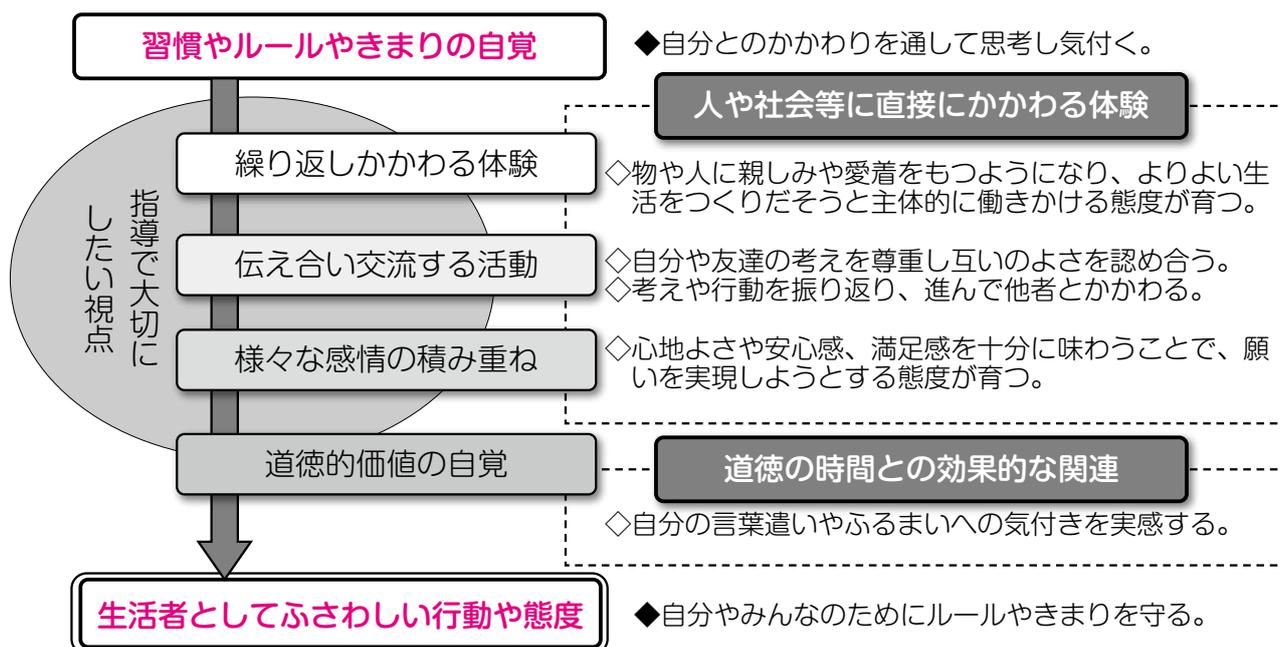
- みんなで使うものがあることがわかり、大切に正しく利用できる。

- ・ 公共物や公共施設を利用して、自分の生活に生かしたり自分以外の人のことを考えて行動したりする力を身に付ける。
- ・ みんなで使うものは、自分にとっても相手にとっても気持ちよく利用して生活するものであることを理解する。

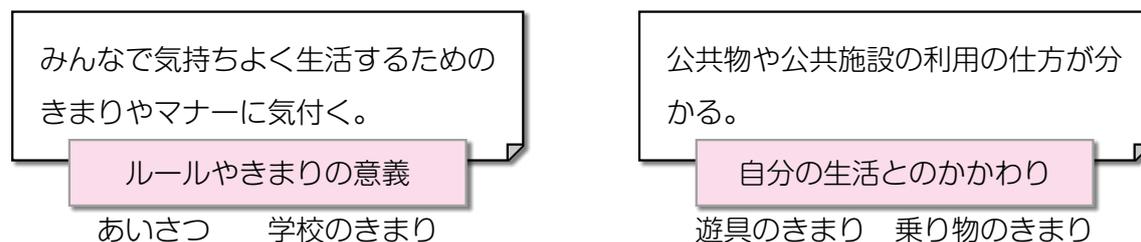
- 遊びに使う物を工夫してつくり、みんなで遊びを楽しむことができる。

- ・ 遊びを通して自分の思いや願いを実現し、満足感を得たり自分らしさを表出したりする。
- ・ 友達と遊ぶ中で、約束の大切さやそれを守って遊ぶと楽しいことに気付く。
- ・ 遊びの約束やルールを変えるなど、遊びを工夫し創り出すことの面白さに気付く。

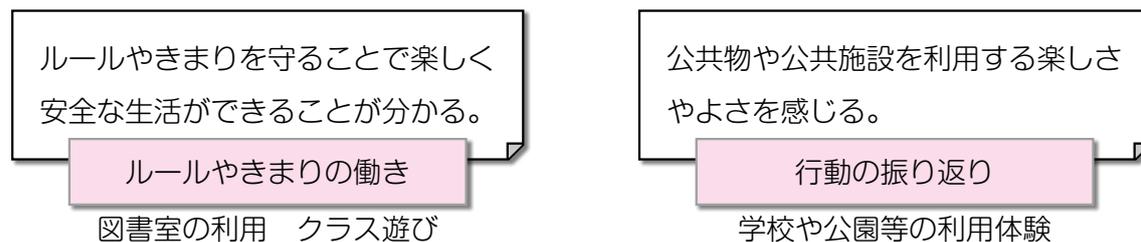
(2) 児童の発達の段階に即した展開



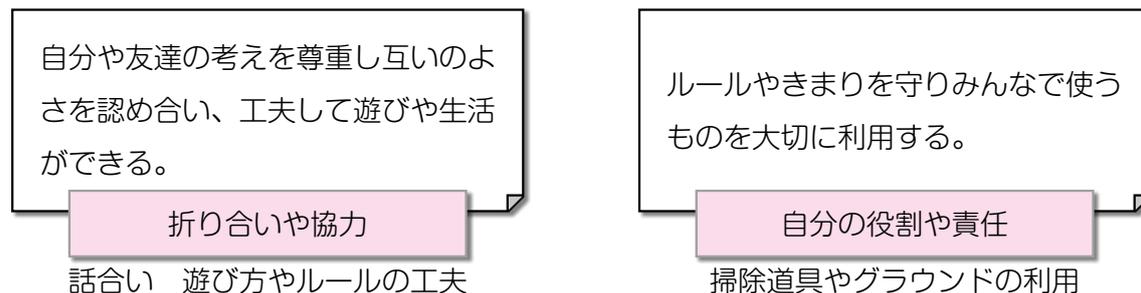
(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解



(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力



(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度



5 音楽科で行う「法やルールに関する教育」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

音楽の授業は、仲間とハーモニーの重なりを感得し、連帯感と「協調」の必要性を身に付けることができる絶好の場です。価値観や考え方が異なる仲間と、互いに力を合わせ、全体での達成感と個々の有用感を感じ得る場で「協力」を積み上げていきます。

また、昨今より身近になった音楽媒体に関しての知的財産権について学びます。

(1) 学習指導要領との関連

| 小学校 | 中学校 | 高等学校（芸術科） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 声（音）を合わせて歌うこと。 ○ 合唱や合奏、重唱や重奏等の表現形態を選んで学習できるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫する。 ○ 音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫する。 ○ また、コンピュータや教育機器の活用も工夫する。 ○ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 音や音楽と生活や社会のかかわりを考えさせる。 ○ 音楽に関する知的財産権等について配慮し、著作物等を尊重する態度の育成を図る。 |

(2) 児童生徒の発達の段階に即した展開



(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

- ルールに基づいた話し合いや練習の意義を理解する。
 - ・ 仲間と共に活動することの意義を理解させながら活動する。
- 著作権について理解する。
 - ・ 数多くの身近な音素材の中には知的財産に属するものがあることを理解する。

(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

- 他者の役割を理解する。
 - ・ 話し合いから表現の工夫につなげる指導を大切にする。
- 著作権に関する現状を把握し、適正に利用する。
 - ・ 違法なコピーやダウンロードに関する問題を指導する。

(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

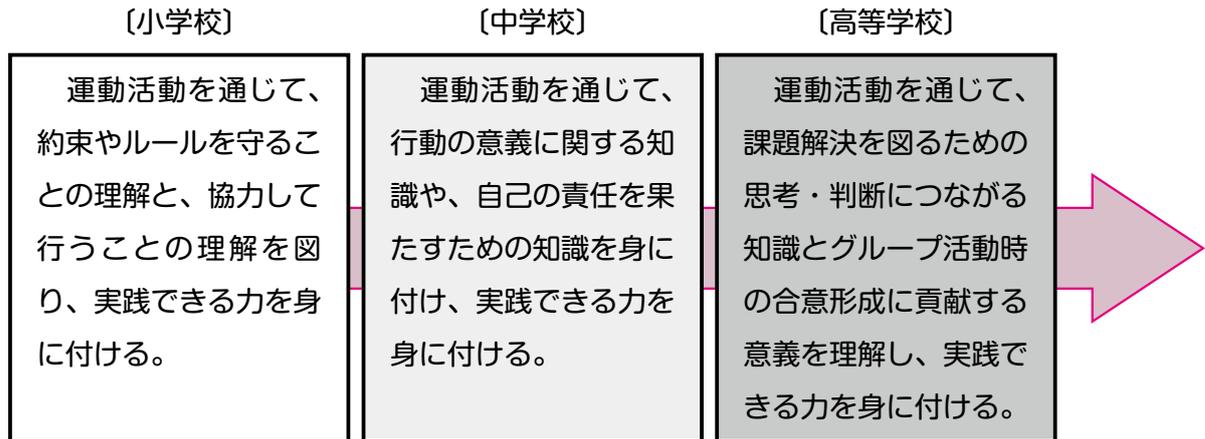
- 仲間と協力した表現を工夫する。
 - ・ 「発展的学習」を目指した展開に留意して指導する。
- 法律を遵守する。
 - ・ 音楽の著作権に関し、財産の保護に努力できるようにする。

6 体育科・保健体育科で行う「法やルールに関する教育」

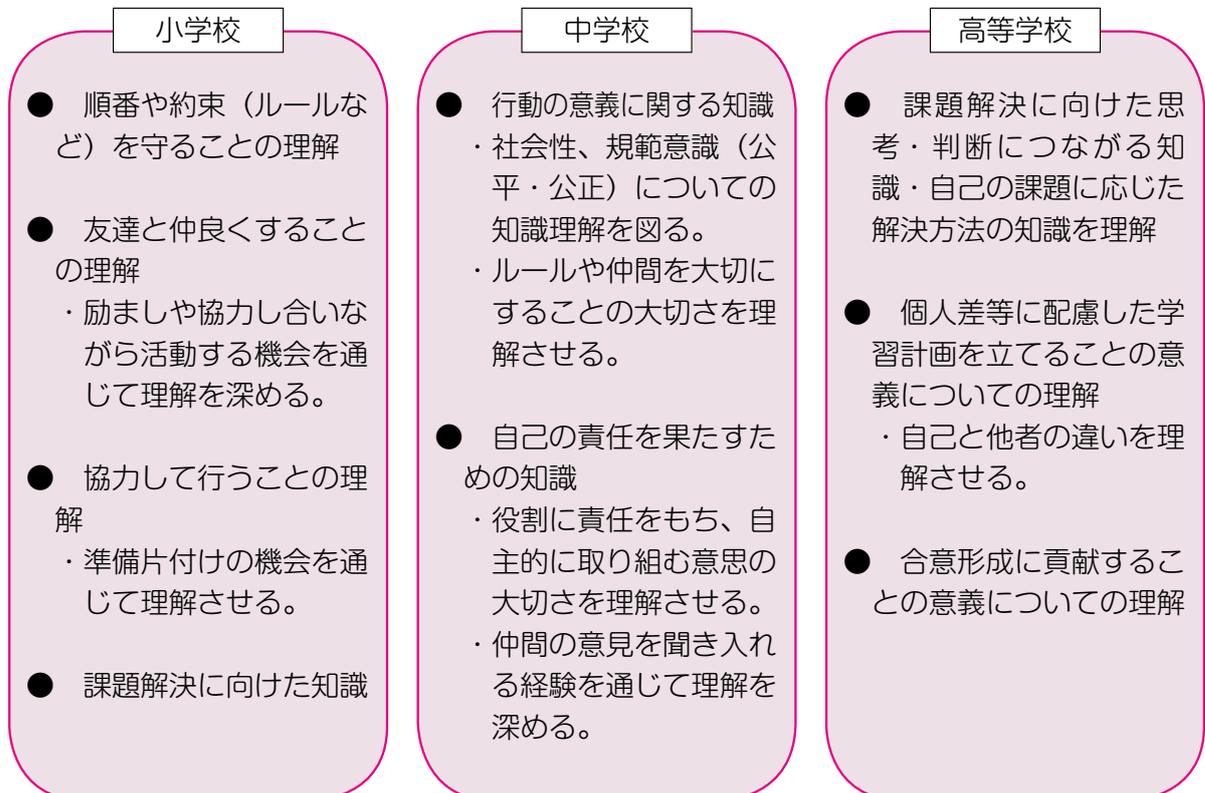
知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

体育の授業を通して、知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度をはぐくみます。

段階的（系統的）な展開



(1) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解



※学習指導要領から抜粋

(2) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

小学校

- 思考力、判断力の育成
・言語活動の充実を図る。
・自他のよさを見つける力を身に付ける。
・自分の力に合った課題を選ぶ力を身に付ける。
・課題解決方法を知る力を身に付ける。
・規則を選ぶ力を身に付ける。
- 他者への配慮
・安全に向けた気配りができるようになる。
・場の整備（環境整備）を心がける。

中学校

- 論理的思考力、判断力等の能力の育成
・言語活動の充実を図る。
- コミュニケーション能力の育成
・集团的活動の機会を通して能力を育成する。
- これまでに学習した内容の適応力・応用力の育成
・自己の課題を見取る力（自己理解）を身に付ける。

高等学校

- 理解力の育成
・総合的に理解する力を身に付ける。
- 論理的思考力、判断力等の能力の育成
・仲間の課題に対する視野を広げる。
- コミュニケーション能力の育成
・意思伝達、意見を聞き入れる能力を育成する。
- これまでに学習した内容の適応力・応用力の育成
・合理的、計画的実践力を育成する。

※学習指導要領から抜粋

(3) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

小学校

- 誰とでも仲良くし、意欲的に運動する態度
・順番やきまりを守る。
- 協力、公正等の具体的な態度や自己の最善を尽くして運動する態度
・ルールを守り助け合って運動する。
- 他者への配慮
・分担された役割を果たす。

中学校

- 公正に取り組み互いに協力する、自己の役割や責任を果たし、参画するなどの態度
・仲間を賞賛する。
・マナーを守る。
・相手を尊重し認め合う。
・合意形成を図る。
- 自己の最善を尽くして運動する態度

高等学校

- 公正、協力、責任、参画等に対する意欲、及び態度
・マナーを大切にする。
・互いに共感し、高め合う。
・相手と主体的にかかわり合う。
・仲間の感情に配慮して合意形成に貢献する。

※学習指導要領から抜粋

7 技術・家庭科(技術分野)で行う「法やルールに関する教育」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどにより、メールのやりとりやデータ通信、ソーシャルネットワーキングサービスの利用等が急速に普及しています。

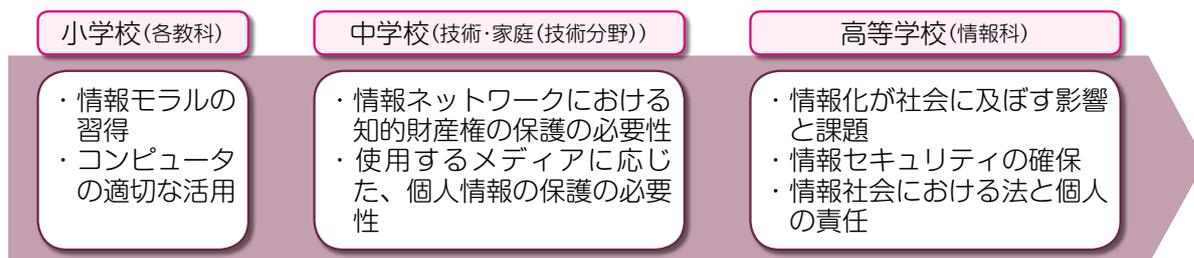
技術分野では、「情報に関する技術」の学習で、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題や知的財産権にかかわる知識について学ぶとともに、話し合い活動やグループ活動を通して、マナーや法律の根拠等について理解を深めていきます。

(1) 学習指導要領との関連

技術分野 情報に関する技術 (情報通信ネットワークと情報モラル)

- ア コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること
- イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること
- ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること
- エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること

(2) 児童生徒の発達の段階に即した展開



(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

基礎的・基本的な知識を理解し、技術を習得する。

- ・生徒の生活にかかわる具体的な題材を工夫する。

(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

人間が生活する様々な場面において、技術の適切な評価と活用する能力を育てる。

- ・技術には光と影があることを知り、生活と技術とのかかわりについて、一層の理解を深めさせる。

(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

習得した知識や技術を積極的に活用し、実践しようとする意欲を育てる。

- ・今まで学んだ知識と技術を応用した解決方法を探求したり、組み合わせて活用したりすることやそれらをもとに自分なりの新しい方法を創造して、実際の生活に生かすことができるようにする。

8 技術・家庭科(家庭分野)、家庭科で行う「法やルールに関する教育」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

小学校・中学校・高等学校を通した系統的な家庭科の学習を通して、家庭生活や地域社会を営む上で必要な法やルール、多様な他者との協力関係やその基盤となる公平・公正について学び、家庭や地域社会において生活をよりよくするために主体的に実践できる児童・生徒を育成します。

(1) 学習指導要領との関連

| 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 家庭生活を大切にする心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。 | 家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。 | ・家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させる。 ・男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。 |

(2) 児童生徒の発達の段階に即した展開(家族・保育・福祉分野を例示)

| 小学校 | 中学校 技術・家庭科(家庭分野) | 高等学校(家庭基礎) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○家庭生活と家族の大切さに気付く。 ○家族の一員として、自分の分担する仕事ができる。 ○地域の人々とのかかわりを考え、家庭生活を工夫する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○協力して家族関係をよりよくすることが大切であることに気付く。 ○家族関係をよりよくするためにはどのような方法があるか、家族の一員としてどのようなことができるのかを具体的に考え、実践に結びつける。 ○幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫する。 ○家庭生活と地域とのかかわりについて理解する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○男女が協力して家庭をつくることの意義や重要性を理解する。 ○家族や家庭生活の在り方、子どもと高齢者の生活と福祉について考え、共に支え合って生活することの重要性について認識する。 ○子どもの発達の段階に応じて社会的な規範を身に付けさせること、「児童福祉法」などに示された児童福祉の理念が重要であることを理解する。 ○生涯を通して生活を支える福祉や社会的支援を理解するとともに、地域社会の一員として何ができるかを考える。 |

(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

家庭生活に関連する法(日本国憲法、民法、男女共同参画社会基本法、消費者基本法等)や制度(社会保障制度等)、協力・助け合い(共生社会とコミュニティ、ボランティア活動等)、衣食住生活と地域の環境等を、その基盤となる考え方を含めて理解する。

(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

家庭や地域社会において生活をよりよくするために主体的に実践できる能力を育成する。

(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する実践的な態度を育成する。

3 道徳教育で行う「法やルールに関する教育」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

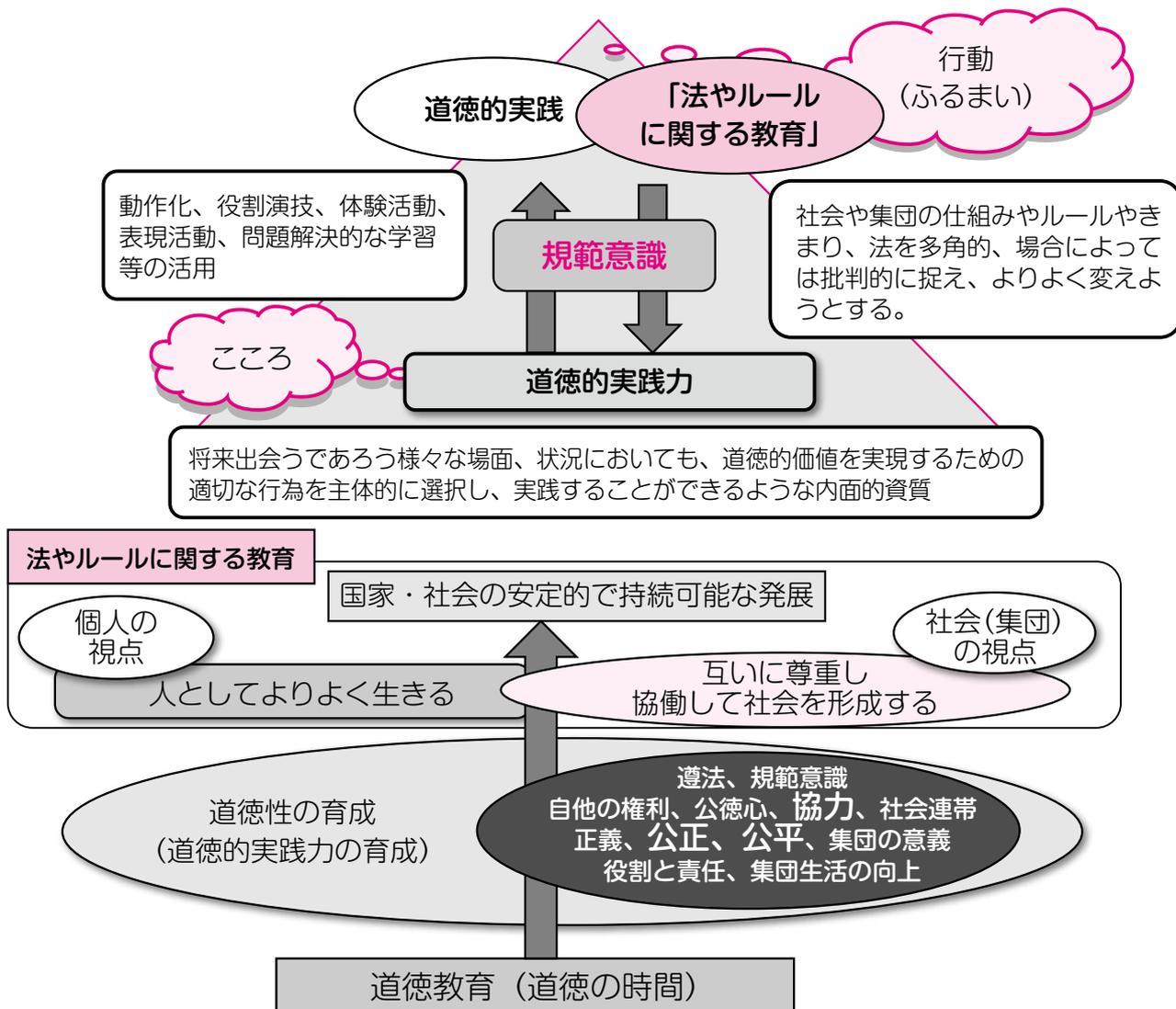
道徳教育は言葉や行動の基盤となるところに働きかけ、道徳性をはぐくむ教育活動です。一方、「法やルールに関する教育」は、生徒指導や特別活動等と同様に人や社会とつながる上でふさわしい行動（ふるまい）や言葉遣いの意味を心に染みこませていく教育活動です。

道徳教育と「法やルールに関する教育」の関係を氷山に例えるならば、道徳教育は、氷山の約9割を占めると言われる海面下、すなわち心の部分に注目し、子どもの内面的資質である道徳性を育てることで、氷山の海面上に現れている部分にあたる行動（ふるまい）をしっかりと支えていると言えます。

道徳教育から考えるならば、人の行動（ふるまい）は道徳的実践と呼ぶことができます。「法やルールに関する教育」では、氷山の見える部分、つまり可視化された行動に注目し、ルールやきまり、法の役割や存在意義について、知識理解や体験的な学びから行動につなげる能力、態度を育成し、規範意識を確かなものとしつつ、豊かな心を耕していくことを目指します。

だからこそ、両方の教育は相互に関連し合い、人が社会で生き抜く上で大切にすべき価値や守るべき規範を確かなものとするのが可能となります。

道徳教育の内容の中でも「主として集団や社会との関わりに関すること」と「主として人との関わりに関すること」は「法やルールに関する教育」と密接な関係にあると考えられます。



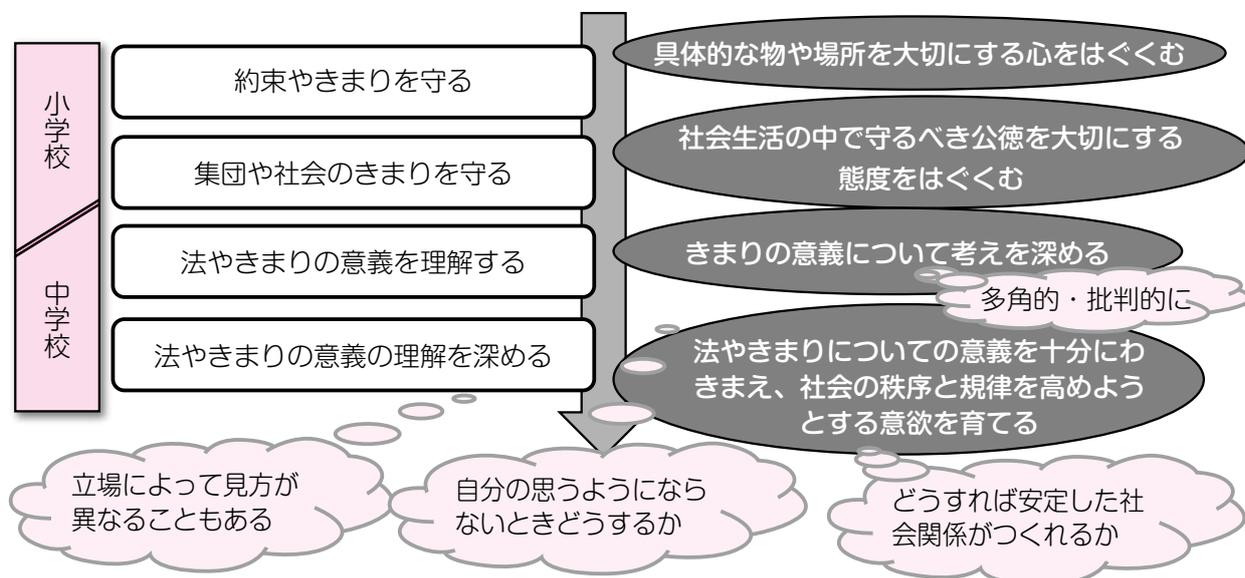
道徳教育と「法やルールに関する教育」が共通しているのは、全ての教育活動において行うことが必要であるということです。

さらに、一定の考え方を教え込むのではなく、子どもの納得と自発的な意欲を生み出すためにしっかり考えさせること、そして、ルールやきまりについて、その内容が正しいのかどうかを判断させることが重要です。

(1) 学習指導要領との関連

| 小学校 | | | 中学校 |
|----------------------|-------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1・2年 | 3・4年 | 5・6年 | |
| 2 主として他の人との関わりに関すること | | | |
| (3)友達と仲良くし、助け合う。 | (3)友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。 | (3)互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲良く協力し助け合う。 | (3)友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。 |
| 協力 | | | |
| 4 主として他の人との関わりに関すること | | | |
| (1)約束やきまりを守る。 | (1)約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。 | (1)公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。 | (1)法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。 (2)公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。 |
| | | (2)だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。 | (3)正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。 |
| 公平・公正 | | | |
| | | (3)身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。 | (4)自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。 |
| 協力 | | | |

☆「法やルールに関する教育」と道徳性の育成 (P76 参照)



4 特別活動で行う「法やルールに関する教育」

1 小学校

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

児童が、自分たちの所属する集団において問題を見つけ、集団をよりよくしていこうという共通の目標をもち、より自発的・自治的にルールづくりに参画することを目指して、話し合い活動に重点をおいた指導を進めます。

規範の基礎を形成する時期から規範を否定する時期を経て、規範を肯定する社会化期までの重要な成長過程において、きまりを守り、仲良く生活していく力を話し合いを通して、児童に身に付けさせていくことが大切です。

(1) 学習指導要領との関連

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

学級活動

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

児童会活動

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

クラブ活動

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

学校行事

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

〔学級活動〕、〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導のもとに、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動等を充実するよう工夫すること。

「法やルールに関する教育」における「協力」「公平・公正」

(2) 児童の発達段階に即した展開

| 小学校低学年 | 小学校中学年 | 小学校高学年 |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や集団や社会のルールを守る態度等、善悪の判断や規範意識の基礎を形成する。 | 抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解を深める。 自己肯定感を育てる。 尊重の意識や他者への思いやりなどを涵養する。 | 集団における役割の自覚や主体的な責任意識を育てる。 体験活動の実施等、実社会への興味・関心をもつきっかけづくりの場とする。 |
| 仲良く助け合い学級生活を楽しくする。 | 協力し合って楽しい学級生活をつくる。 | 信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校生活をつくる。 |
| 楽しさと意義の実感できる話し合いを実践する。(ルールづくりの意義や討議の楽しさなど) | 学級や学校の生活の改善・向上を目指すルールやきまりについての話し合い活動を実践する。(学校生活をよりよくしようとする自主的な態度と実行の大切さ) (例) 学級のルールの見直し、遊びや行事のルールづくりなど | |

(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

ルールを守ることの大切さや意義を理解する。
話し合い活動を通し、公平・公正な問題解決の意義を理解し、協力する。

(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

自己の理解を深め、よりよい生活を目指して自己決定したことに取り組むための思考力や判断力を身に付ける。
他者を配慮し、協力して実践できる自発的・自治的な活動を通じた自治的能力を身に付ける。

(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

きまりを守って、誰とでも仲良くしていこうとする態度を身に付ける。
集団の一員として、よりよい生活づくりに参加し、協力しようとする態度を身に付ける。

2 中学校

生徒が、自分たちの所属する集団において問題を見つけて集団をよりよくしていこうという共通の目標をもち、より自発的・自治的にルールづくりに参画することを目指して、話し合い活動に重点をおいた指導を進めます。

相手と自分の考えや利害のともなう意見の違いをすり合わせ、折り合いをつけながら集団としての意見をまとめ、具体的な改善策を見出していく力を生徒に身に付けさせていくことが大切です。

(1) 学習指導要領との関連

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

学級活動

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

生徒会活動

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

学校行事

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導のもとに、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動等を充実するよう工夫すること。

「法やルールに関する教育」における「協力」「公平・公正」

(2) 生徒の発達段階に即した展開

【 中 学 校 】

人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探究する経験を通し、自己を見つめ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を思考させる。
社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力を育てる。
法やきまりの意義を理解し、公德心を自覚する。

学級や学校の生活の改善・向上を目指すルールやきまりについての話し合い活動を実践する。(学校生活をよりよくしようとする自主的な態度と実行の大切さ)

(例) 席替えや掃除分担についての討議、生活向上・生活改善についての取組等

社会貢献、生き方や将来の進路等についての考えを深めるために共生社会について考え、実践に向けた話し合い活動を実践する。(協力し合って問題解決することの重要性、将来に向けた実践のための計画、きまりづくりなど)

(例) 修学旅行の取組、ボランティア活動等

(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

ルール（きまり）の意義を理解する。
話し合い活動を通し、公平・公正な問題解決の意義について理解する。

(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

自己の理解を深め、よりよい生活を目指して自己決定したことに取り組むことのできる力を身に付ける。
協力して実践する自発的・自治的な活動を通して、コミュニケーション能力及び自治的能力を身に付ける。

(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

協力することや公平・公正な行動が大切であることを意識する。
集団の一員として、よりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を身に付ける。

3 高等学校

(1) 学習指導要領との関連

望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

指導計画の作成と内容の取扱い

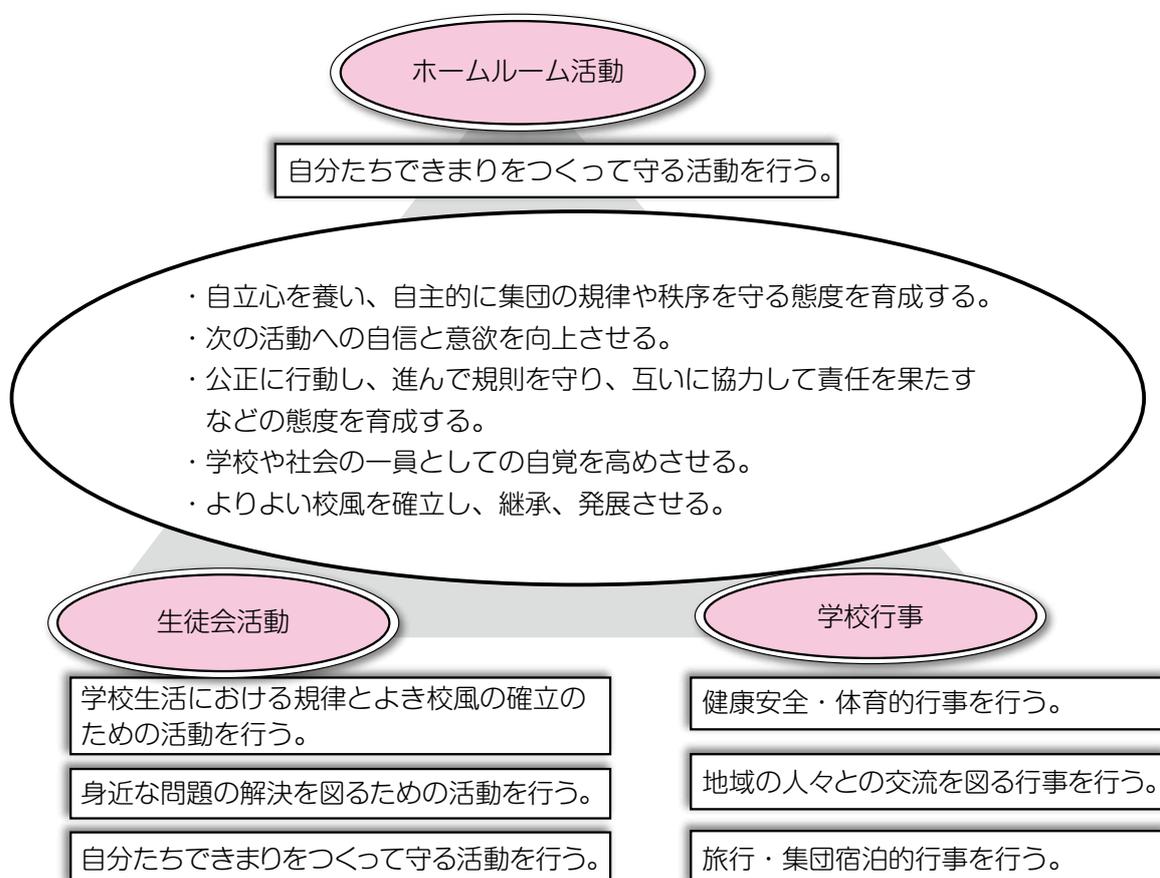
〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、(途中略)よりよい生活を築くために…自分たちできまりをつくって守る活動、…などを充実するよう工夫すること。

－学習指導要領解説－

自分たちできまりをつくって守る活動を充実する。

健全で安全な学校生活を送るためには、校則等の他律的なきまりを守るだけでなく、学校における基礎的な生活集団において、生徒自ら自律的にきまりをつくって守り、生徒一人一人がそれぞれを内面化して、規律ある習慣の確立を図る必要がある。

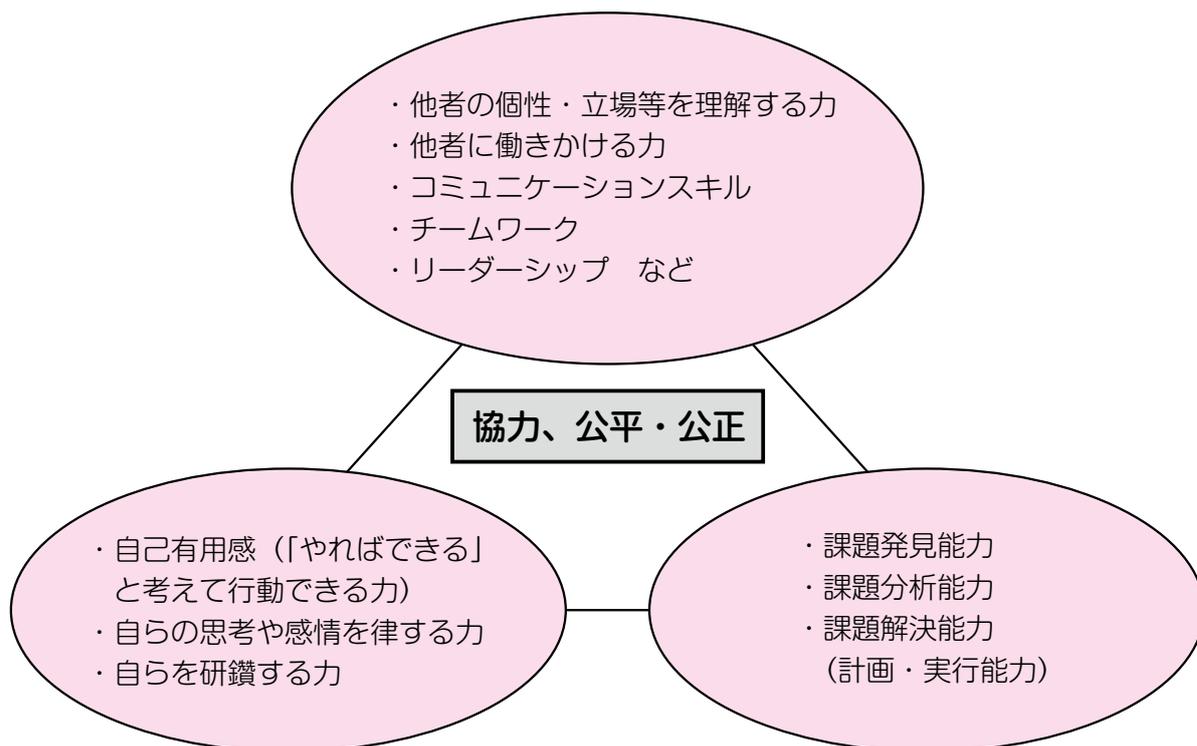
(2) 生徒の発達の段階に即した展開



(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

- ・個性や能力が異なる人々で構成されている社会において、「対立」を乗り越え、「合意」し、「協力」することの意義を理解させる。
- ・「法」や「ルール」の意義・意味・必要性を理解させる。

(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力



(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

自主的、実践的な態度の育成

- ・集団や社会の一員としての自覚をもち、よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を育成する。
- ・教科で学んだことを総合化し、生活や行動に生かす態度を育成する。
- ・生活の中で起こる様々な問題や課題について積極的、自発的、自治的に取り組み、協力して解決していこうとする態度を育成する。
- ・自他の個性・能力及び意見を尊重し、協働的に問題を解決しようとする態度を育成する。
- ・人間としての生き方を探究し、自己を生かす態度を育成する。
- ・討論や自己表現等を工夫して、話し合いによって解決していく態度を育成する。
- ・自己の役割を自覚し、責任をもって活動しようとする態度を育成する。

5 総合的な学習の時間で行う「法やルールに関する教育」

(1) 学習指導要領との関連

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

| 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
| <p><第1の目標>=ナショナル・スタンダード ※(在り方)は高等学校のみ 探究的な学習を通して、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成、学び方やものの考え方を身に付け、協働して取り組む態度を育て、自己の(在り方)生き方を考える。</p> | | |

第1の目標を達成するために各学校において目標及び内容を設定

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| <p>各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視する。育てようとする資質や能力及び態度については、自分自身に関する事、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえる。</p> | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

(2) 児童生徒の発達の段階に即した展開

| 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○遊びなどを通して他者を意識し始める時期 (3年生) ○集団活動に主体的に関与する時期 (3・4年生) ○ギャングエイジ期 (3年生～) ○思春期 (5・6年生) | <ul style="list-style-type: none"> ○自分独自の内面の世界があることに気付く時期 ○自らの生き方を模索し始める時期 ○友人関係を意識し、より大切にしようとする時期 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会に参画、貢献する自立した大人となるための最終的な移行時期 ○大人社会を展望する時期 |
| ↓ | ↓ | ↓ |
| 家族や身近な地域に関する課題を生かした単元の構想 | 集団に関する課題を題材にした単元の構想 | 社会問題を題材にした単元の構想 |
| 一様 | 協力関係 | 多様 |
| 低次 | 公平・公正の視点 | 高次 |
| 低度 | 個別作業の質 | 高度 |
| 自・他・社会への意識の変化 | | |
| 個人 | 集団 | 社会 |

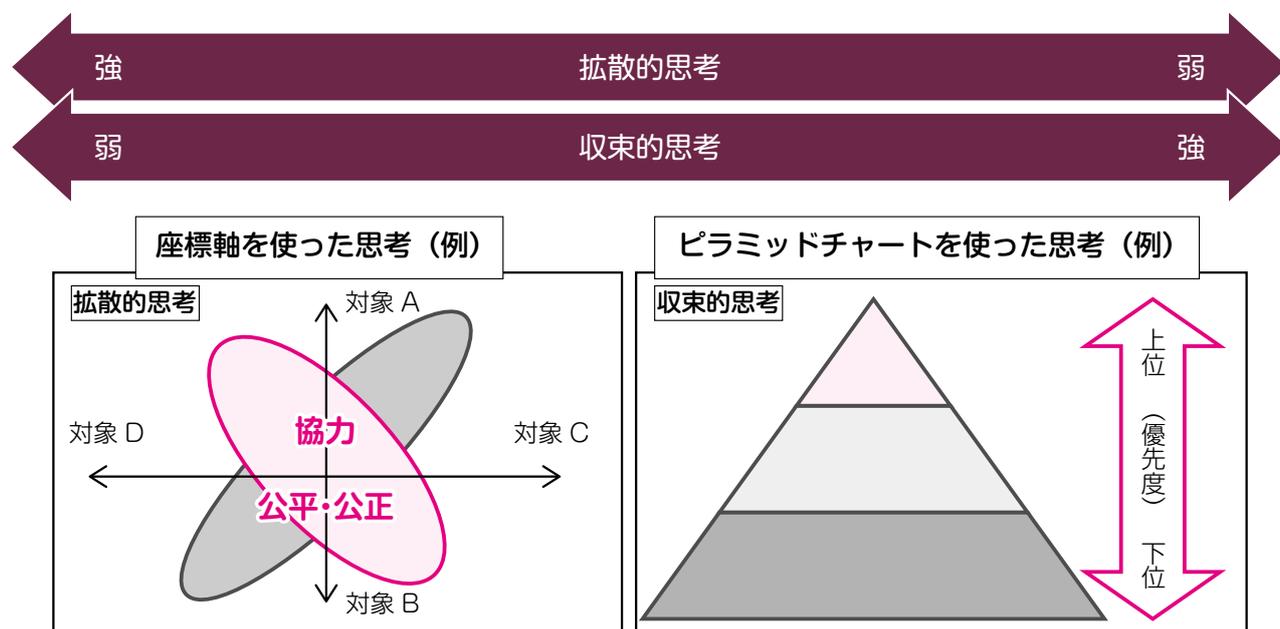
小学校

中学校

高等学校

探究活動において発達の段階に即した思考が展開される。

考えを出させたり【拡散】、まとめたり【収束】する時に思考ツールの活用が有効である。



(3) 「法やルールに関する教育」を支える知識の理解

【協力】

一人では解決困難な課題に対し、目的を達成するため、他者と協力することでよりよい解決につながることを理解させる。

【公平・公正】

よりよい課題解決のために、自他の立場や考えを認めることが公平・公正の意義とつながることを理解させる。

(4) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる能力

【協力】

自他の目的が達成されるための適切な協力関係が築ける思考力・判断力・表現力を身に付けさせる。

【公平・公正】

よりよい課題解決のために、自他の立場や考えを知り、適切な行動ができる思考力・判断力・表現力を身に付けさせる。

(5) 「法やルールに関する教育」を支える行動につなげる態度

【協力】

自他の目的が達成されるために、自ら他者とかかわり、自らの意見や考えを伝えたり、他者の意見や考えを受け入れたりする態度を養う。

【公平・公正】

よりよい課題解決のために、自らの意見や考えを伝えたり、他者の意見や考えを聞いたりし、相互利益となる判断ができる態度を養う。

6 その他の教育で行う「法やルールに関する教育」

1 「法やルールに関する教育」と人権教育

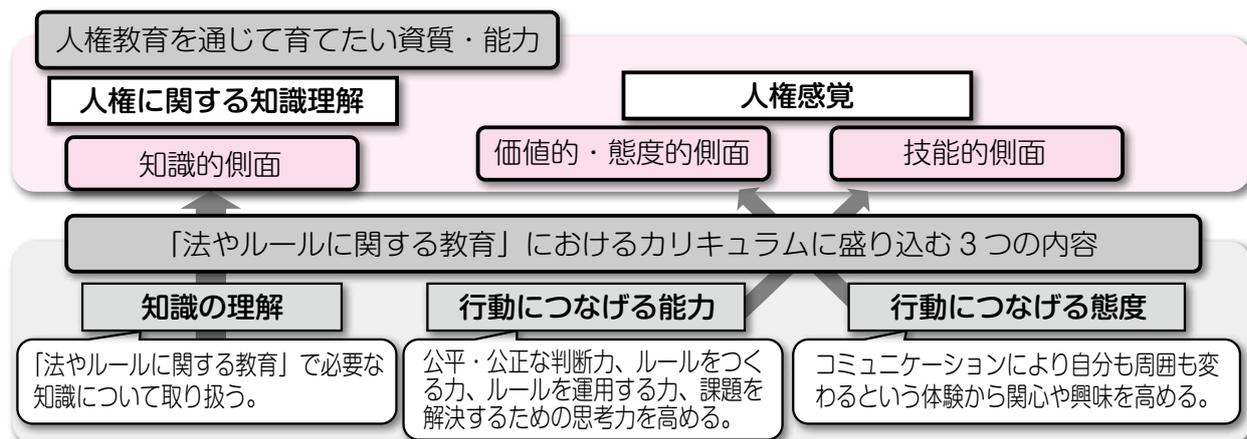
人権教育は、人権に関する意識、意欲、態度等、様々な資質や能力を高め、人権問題を解決するための実践的行動力を育成することを目的としています。規範意識の向上や互いを尊重する態度を育てようとする「法やルールに関する教育」との関連が深いと言えます。

(1) 「法やルールに関する教育」のねらいと「人権教育」のねらい

人権教育の目標は、「児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。」（人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より）です。これは「法やルールに関する教育」が目標としている視点と同じ考え方です。

(2) カリキュラムに盛り込む3つの内容との関連

「法やルールに関する教育」の体系図にカリキュラムに盛り込む3つの内容と人権教育の中で大切にされている「人権教育を通じて培われるべき資質・能力」（3つの側面）とは、深い関連があると言えます。



(3) 「法やルールに関する教育」と人権教育の関連性・対応

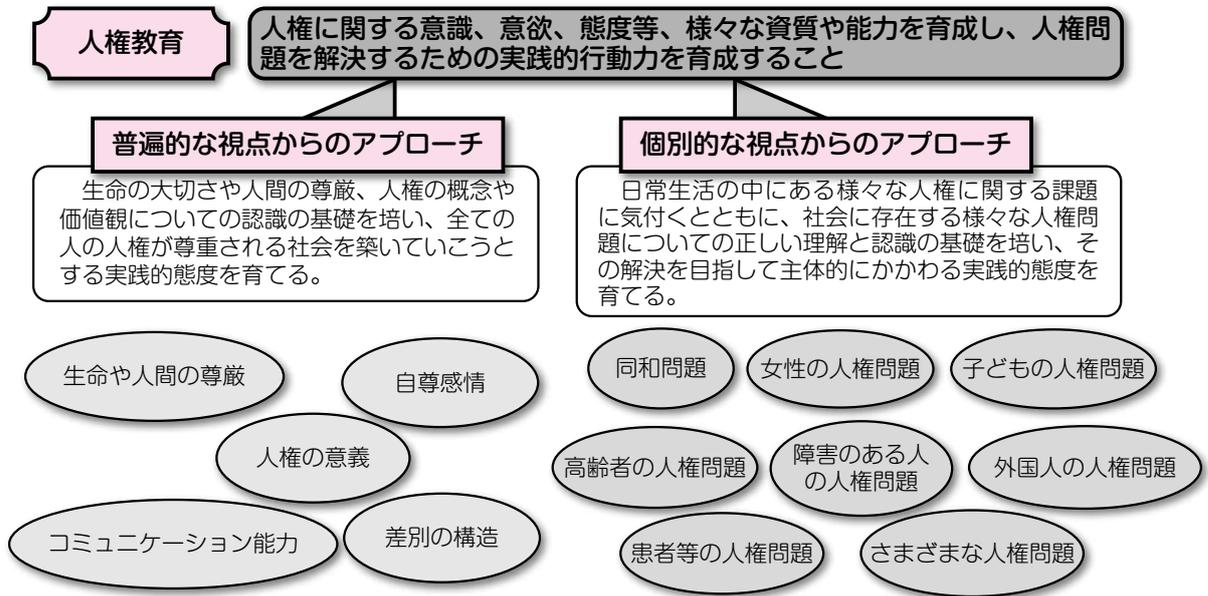
| 「法やルールに関する教育」で育成したい資質・能力 | 人権教育の基本的概念 | | |
|--------------------------|--------------------------------|----------------|-------|
| | 普遍的な視点からのアプローチ | 〔第三次とりまとめ〕の3側面 | |
| 相互尊重の理念理解と協働・協力への意欲 | 生命や人間の尊厳（自他の尊重） 自尊感情（自他の尊重） | 価値的・態度的側面 | |
| 合意形成のための公平・公正な認識と判断力 | 差別の構造 | | |
| ルールを守る責任と規範意識 | 人権の意義 | コミュニケーション能力 | |
| 共生のための合意形成とルールづくりと運用 | | | 技能的側面 |
| 表現の自由の意義と合意形成のルール理解 | | | 知識的側面 |
| 法概念の理解と法の基礎知識 | | | |

※個別的な視点からのアプローチにおいても、個別の問題の質に応じて、関連・対応が考えられます。

■人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕では、「知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例」として法教育の観点から教材の取扱いについても触れられるなど、「法教育」と人権教育の関連を意識した指導方法の工夫についても述べられています。

(4) 人権教育の「2つのアプローチ」から考える「法やルールに関する教育」

人権教育を推進するためには、「普遍的な視点からのアプローチ」と「個別的な視点からのアプローチ」という2つの視点からの取組が大切であると言われています。



「法やルールに関する教育」とのかかわり

| 普遍的な視点からのアプローチ | 個別的な視点からのアプローチ |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「生命や人間の尊厳」や「人権の意義」に関する学習を進める中で一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、それぞれが大切にされるためにどうすることが必要なのか、考えさせることが重要です。</p> <p>また、「自尊感情」や「コミュニケーション能力」を高めたりする活動や学習を通して、自他の権利を大切にしながら、お互いの立場を理解した上で建設的に議論し、身の回りの生活のルールの必要性やルールを適切に運用していくための工夫を考えたりする経験を積み重ね、行動につながる力を育てることが大切です。</p> <p>「差別の構造」に関する学習を進める中で、差別や偏見の不合理性に気付き、差別を正しく見抜くための公平・公正な判断力を育てることが重要です。</p> | <p>日常生活の中にあるあらゆる人権問題を解決するために、それぞれの人権問題に対する正しい理解を深めるとともに、その根本にある「相手を尊重する態度」や「正しい判断力と行動力」を育てていく必要があります。</p> <p>子どもたちの日常生活の中から浮かび上がる様々なトラブルや問題の解決場面を取り上げ、学習を進めます。そこに潜む課題にアプローチする中で、判断力を高め、コミュニケーションを通じて合意を形成しながら、「ルールをつくる」、「ルールを変える」、「ルールを運用する」力を身に付けさせることが実践的行動力をはぐくむことにつながります。</p> |

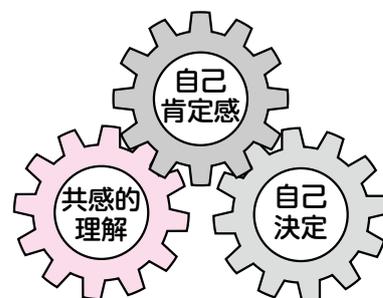
※「法やルールに関する教育」に活用できる学習・研修教材例は「教職員人権研修ハンドブック」(平成27年3月 京都府教育委員会)に掲載していますので参照してください。

2 「法やルールに関する教育」と問題行動やいじめの問題等への対応

生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに児童生徒が公共の精神や社会規範を尊重する意識、態度を基盤に、自主的、自立的に判断、行動し、積極的に自己を生かすことができる社会的資質や能力、態度を育成していくための援助、指導であり、社会的に自己実現ができるよう自己指導力の育成を目指すものです。

自己教育力の育成とは、状況や場面に応じて、どのような行動が適切であるかを自分で考えて、決めて、行動する能力を育成することです。

- ・自己肯定感を与え、共感的な人間関係をはぐくむ。
- ・自己決定の場を与え、自らの可能性の開発を支援する。

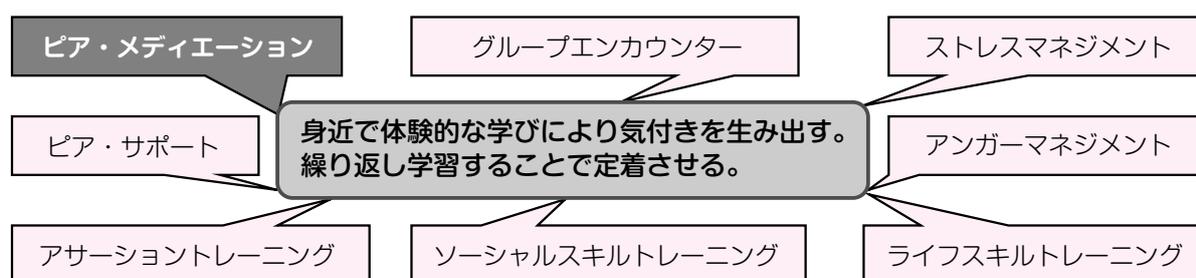


問題行動やいじめの問題を未然に防止するためには、社会的なスキルを身に付け、集団活動の中で必要とされているということを経験できることが必要です。

学習指導要領における特別活動の改訂の趣旨にも、「よりよい人間関係を築くための社会的スキルを身に付ける活動を効果的に取り入れる」という記述があります。

また、道徳教育においても「主として他の人とのかかわりに関すること」と「主として集団や社会とのかかわりに関すること」の内容は社会的スキルの育成と密接な関連があると考えます。

そのためには、例えばグループエンカウンターや様々な手法によるロールプレイによって「自分で試みる場」を設定し、小グループの中でのコミュニケーションやグループワークを通して、そこに生じた人間関係の体験をもとに人や社会とつながる大切さやそのための具体的な行動（ふるまい）についての理解を深めることが大切です。



社会的なスキルを身に付ける手法は、上記の図のように多くのものがあり、その一部は、文部科学省が平成22年に発行した「生徒指導提要」にも記述されています。

必要な説明部分を次ページに転記しました。

「生徒指導提要」では紹介されていませんが、ピア・メディエーションは、近年、学校でも注目されており、「仲間による仲裁」とも訳され、けんかやトラブル、いじめ事象等について友達の間でうまく仲裁することや対立する両者の間を取りもち、双方の言い分に公平に耳を傾けた上で、**合意点を探って解決に導く**ということを目的とした手法です。本書の資料編では小学校4年生を対象とした「友達とのけんかを解決しよう」の指導案を取り扱っています。(指導案集P59を参照。状況や条件を複雑にすることで上級学年や中学校、高等学校でも指導可能となります。)

| 手法等の種類 | 主な内容 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| グループエンカウンター | 「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。グループ体験を通しながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力等が育成されます。集団のもつプラスの力を最大限に引き出す方法と言えます。学級づくりや保護者会等に活用できます。 |
| ピア・サポート活動 | 「ピア」とは児童生徒同士という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支え合う関係をつくるためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。 |
| ソーシャルスキルトレーニング | 様々な社会的技能をトレーニングにより育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となります。 障害のない児童生徒だけでなく発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用されます。 |
| アサーショントレーニング | 「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己主張や「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。 |
| アンガーマネジメント | 自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法です。「きれる」行動に対して「きれる前の身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えます。 また、呼吸法、動作法等リラックスする方法を学ぶやり方もあります。 |
| ストレスマネジメント教育 | 様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法です。初めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習します。危機対応等によく活用されます。 |
| ライフスキルトレーニング | 自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニングです。「セルフエスティーム（自尊心）の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指します。 喫煙、飲酒、薬物、性等の課題に対処する方法です。 |

生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省 P109

いじめの問題の解決には、教職員や保護者、地域社会が総掛かりで取り組むとともに、児童生徒が自らの問題として捉え、主体的、積極的にかかわっていくことが大切です。

例えば、京都府が実施しているいじめのアンケート調査においては、「冷やかし」や「からかい」、「悪口」などが多く、小学校低学年の割合が高い傾向がありますが、「悪口を言った、言わない」やボールの取り合いなどのトラブルが生じたときに、**公平に双方の言い分に耳を傾け、両者の合意点を探り、解決に導くというスキルは、いじめの未然防止**につながります。

「法やルールに関する教育」は、こうした生徒指導の問題事象やいじめの未然防止に活用することが可能であると考えます。

小グループでのロールプレイにより、「相手の話を聞くこと」や「自分の気持ちを打ち明けること」、さらにそこから気付き感じることを集団へと波及させ、学校全体で取り組むことが大切です。

児童生徒の発達の段階に応じて、幼少期からいじめ防止に積極的に取り組ませることが、社会性を育成することにつながり、児童生徒が非行やいじめの問題を自らの問題として捉え、実際の行動につなげていくこととなります。

3章 活用実践例

～幼・小・中・高の接続を目指して～

ここでは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校で「法やルールに関する教育」を進める際のねらいや留意点等について研究指定校での実践を中心に10の実践例をあげています。

指導案集と関連させ、体系的なつながりを意識して、各学校での実践に役立ててください。

| | | |
|----------|---------------------------------|----|
| 1 | 幼稚園 | |
| 1 | 3歳児のおもちゃの貸し借り | 42 |
| 2 | 5歳児の運動会のリレーにむけてのエピソードから | 44 |
| 2 | 小学校 | |
| 3 | 第2学年 生活科「どきどき まちたんけん」 | 46 |
| 4 | 第4学年 道徳「雨のバス停留所で」 | 47 |
| 5 | 第5学年 特別活動「ごみ収集場所はどこがいい？」 | 48 |
| 6 | 第6学年 総合的な学習の時間「ふるさと（川からのおくりもの）」 | 49 |
| 3 | 中学校 | |
| 7 | 第1学年 特別活動「ルールって何？」 | 50 |
| 8 | 第3学年 社会科「現代社会を捉える見方や考え方」 | 51 |
| 4 | 高等学校 | |
| 9 | 第1学年 公民科「現代社会」（共に生きる社会を目指して） | 52 |
| 10 | 第1学年 総合的な学習の時間「みんなと共に自分らしく生きる」 | 53 |

3章 活用実践例 ～幼・小・中・高の接続を目指して～

1 幼稚園

幼児は、発達特性上、遊びながら具体的な体験を通して学んでいきます。そのため、ルールやきまりを知り、守ろうとする態度の基本には、規範意識を育てることが重要です。就学前の幼稚園等で規範意識を育てることは、「生きる力」の基礎を育てることであり、きまりを守ることが究極的に自分や周りの人や物を大切に、生命を守ることに繋がることと考えます。

そのために、幼稚園においては豊かな遊びや活動を通して、次の項目が大切と考えます。

様々な活動を通して、充実感や達成感、自己肯定感、時には挫折感や失敗等、葛藤体験を味わいながら、自分のことは自分で決めて行動する自立心を育てる。

- ・ 幼児一人一人が安心感をもって自分の思いを表出できる力を付ける。
- ・ 受け止めてもらえる安心感の中で、自分らしさを発揮しながら、遊びや経験を広げていく。
- ・ 心の揺れを多く経験して、感じる心を育てる。

集団的、社会的活動で、活動をスムーズに展開させるために、あいさつや約束を守る大切さに気付く。

- ・ 体験を通して、ルールやきまりの意味や必要性がわかり、守ろうとする。
- ・ ルールのある遊びの面白さを体験する。
- ・ 様々な人とのかかわりを通して、あいさつや思いやりなどの必要性を体験する。

飼育栽培活動を通して命の大切さを実感する。

1 事例1 3歳児のおもちゃの貸し借り

京田辺市立薪幼稚園

3歳児の段階は、自分のものに対する強い執着が見受けられます。遊びの中でおもちゃの貸し借りがうまくいかなかった際に他の友達からおもちゃを貸してもらって、うれしかった気持ちから、他の場面で自分から気持ちよく貸し借りをできた事例です。

A児は、入園当初から、初めての集団生活で思いが通らないと怒ったり、泣いたりする。物の貸し借りでも友達が使っているものを取ったり、自分が使っているものを友達が借りようとしたら、「使っているからだめ。」と貸さずにきつく言ってしまう姿が見られた。

ある日、A児とB児、C児が色水遊びをして遊んでいた。すると、A児がB児の使っていた泡だて器を無理やり取ってしまい、B児が泣いて保育者に訴えてきた。保育者はA児にB児が使っているのだから、取るのはよくないことや友達が悲しくて泣いている気持ちを伝え、「貸してって聞いてみたら？」と話した。A児は小さな声で「貸して」と言うが、B児は貸そうとはしなかった。「まだ使ってるからだめなんだって。返して、一緒に違うの探しにいこうか。」とA児のもっている泡だて器をB児に返すことを促すと、A児は返すことを拒み、大きな声で泣き出した。

すると、そのやり取りを見ていたC児が「じゃあ、貸してあげる。」と使っていた泡だて器を手渡した。A児はしくしく泣きながらもC児から受け取り、遊び出した。

次の日、園に送ってきたA児の母親がC児に「昨日、おもちゃ貸してくれたんやって。Aちゃん、うれしかったって話してくれてんよ。おばちゃんからもありがとうね。」と声をかけると、A児は照れ臭そうに下を向いてC児の横で靴を脱いだ。

C児もにこっとする。昨日、泡だて器を貸してもらえてうれしかったことを母親に伝えていたようである。

後日、A児が遊んでいるぬいぐるみをD児も使いたくて、二人が取り合っている。B児が「あかんで。」と二人を離そうとするが、「いま、使ったとこ！」と互いに譲らないでいる。D児が大きな声で泣き出し、見ていた周囲の友達が「順番。後で。」「我慢してね。」と言って二人をなだめた。

保育者はA児に「Dちゃんに後で貸してあげてね。」と声を掛け、観察することにした。すると、立ち尽くすD児にA児からぬいぐるみを手渡し貸すことができた。「ありがとう。」とD児が喜んだ。「この前、貸してもらってうれしかったもんね。えらいね。」と言うとA児がニヤッと笑って保育者を見た。

〈保育者の受け止めと援助〉

友達の使っているおもちゃを黙ってとってしまうことがよくないことと気付いてほしいため、友達の気持ちを代弁したり、表情を見て気持ちを感じとれるように援助した。そして、思いを言葉で伝える大切さを知らせた。

友達から言われて気付いたり、表情から感じとって自分で考えて行動できるよう見守ることを大切にしたい。

〈考察・まとめ〉

A児は一人っ子で、今までおもちゃの譲り合いや順番を待つなどの経験が少なかった。しかし、友達の使っているおもちゃを黙って取ってしまい、友達の悲しんでいる姿を見て戸惑ったり、自分も友達におもちゃを貸してもらえたりしたうれしい気持ちなど、様々な感情を経験した。

A児はこの間、自分も友達にしてもらってうれしかったことを友達にもしてあげることができた。自分も少し我慢して貸してみるとD児が喜んでくれたり、保育者が認めてくれたりしたことで、どこか心地よさを感じることもできた。

幼児は集団生活の中で遊びや園生活を通して、他者の存在に気付き、他者の気持ちを考えながら、自分の気持ちに折り合いを付けていく体験をする。互いに尊重し合い協調して生活していくために、必要なルールやきまりにも気付いていく。強制するのではなく、個々の幼児の特徴を捉えながら、ゆっくりと先を見通し様々な心の揺れを経験させることが、規範意識の芽生えにつながっていくと考える。



2 事例1 5歳児の運動会のリレーにむけてのエピソードから

宇治市立木幡幼稚園

運動会で、クラスを2チームに分け、リレーに取り組む中で、担任は、最後まで諦めず、チームで同じ目的に向かい力を出し合う面白さを感じてほしいと考えました。

〈Fくん、頑張れ！！ Eちゃん、ふざけんとしっかり走り！！〉

チームを決め、リレーをする楽しさが実感できるように、毎日、対戦をしていた。走る順番は固定せずに自分達で決めさせていたが、いつもE児は走り方がゆっくりなF児と一緒に対戦ペアになるように意識していた。

どの幼児もペアで走る友達には、勝ちたいと思うが、チームの勝ち負けにさほど執着はなかった。E児は、いつも勝てるので、走り方は、笑ったり、見ている人に手を振ったりしながら、真剣さに欠ける様子が見られたが、保育者は、励ましの言葉をかけて様子を見ることにした。

何度か繰り返すうちに、チームの意識が高まり、前の走者によってはE児がF児を追いかける場合もあったが、その時ですら真剣さに欠けた走り方であった。

また、E児が先頭やアンカーを希望するようになったので、ついに、同じチームの友達に「Eちゃん、ふざけんとちゃんと走らなあかん！！」と言われた。

何事もマイペースなE児であったが、その後は、チームの一員として頑張ろうとする様子が伺え、F児だけを相手に走ることはなくなった。



〈保育者の受け止めと援助〉

担任は、本来の“同じ目的に向かって”というねらいがあったので、ふざけて走るE児の課題をチームの課題として捉えてほしく、E児に叱咤激励することは簡単であったと思われるが、他の幼児達の気付きから、友達に言われることで、より心に響けばと思い、様子を見守った。

〈考察・まとめ〉

E児も友達からの指摘で、自分だけが勝てばいいのではなく、チームが勝つためには努力が必要であることに気付き、チームの一員としての連帯感を味わうことで、リレー本来の楽しさを経験できたと考える。

E児は友達に指摘されたことで、初めて自分の行動を振り返ることを学べた。

また、E児も他児も同じ目的に向かい自分の力を出し切ることの大切さを感じたと思われる。このような経験を繰り返すことで相手の思いや自分の気持ちの揺れに気付き、自分で決めて行動することにつながったと考えられる。

〈アンカーはぼくがやる！！ ぼくだって、やりたい！！〉

運動会が近づき、リレーの順番で、黄色チームはアンカーが決まらずにいた。

アンカーをやりたいG児とH児は、どちらも譲らない。保育者は、チームのみんなに「どうして決めればいいのか？」と問いかけると…。「じゃんけんで決めれば？」「どっちかが譲ればいいのかなあ。」などいろいろな考えが出るが…「どっちも速いなあ〜。」となかなか決まらない状態が続いた。

保育者は、「本当にじゃんけんで決めていい？」と聞くと、G児が「園庭で競走してみたらどうか？」と提案し、チーム全員が賛成する。

「先生も見てて。」とG児が言いだし、同じチームの友達が見守る中、G児とH児が競走することになった。

しかし、勝ちたいあまりG児がラインの中に入ってしまい、それを見ていた友達が「今はあかん!」「するい!」と言い、H児が「じゃあ、もう一回する?」と提案し、二回戦が始まる。

二回目は、ラインを割らずにうまく走れたが、あと少しの差でG児が負けてしまう。周りの友達は、口々に「H君の勝ち!」「H君、アンカーに決まり!」と言っている。それを聞いて、G児は、泣き出してしまった。H児は、「もう一回やってもいいよ。」と言うが、G児は口を固く結んで首を振り泣いていたので、担任やH児、チームの友達がなぐさめていた。

家に帰ってからも母親に悔しい思いを受け止めてもらっていたようである。

〈保育者の受け止めと援助〉

物事を決める場合に、内容や場合によって、じゃんけんで決めることもあるが、保育者は、チーム対戦をする中で、子ども達が一人一人の走りの違いに気付き、チームとして勝てるようにいろいろ作戦を考えている姿を大切に、アンカーの決め方も子ども達と一緒に考えることにした。

最終的には負けたG児は泣きながら帰宅したが、精一杯走って負けた悔しさを母親をはじめ、担任やH児、周りの友達にも受け止めてもらえたこともあり、家で気持ちを切り替えられ、翌日は爽やかな表情で登園してきた。

〈考察・まとめ〉

幼児が友達とのかかわりを深め、いろいろな意見を出し合いながら、自分達で活動や提案することができるようになるには、安心して自分の思いを出せるクラスの雰囲気があり、常に保育者が一人一人を大切に、幼児が友達のおよさに気付くような働きかけをしているからだと思われる。

自分の思いを表出でき、行動できることは、友達との遊びや活動の中で、多様な思いや考えがあることに気付き、心の揺れを経験することにつながっていく。

さらに気持ちの切り替えをして、相手のことを受け入れたり、許したりしていくことで人との関係を築いていけると考える。

また、アンカーを決める際、周りの子ども達も提案をし、成り行きを見守り、負けたG児の思いを受け止めた経験を幼稚園児なりに積み重ねていくことで、本来の公平・公正の芽生えを経験していくと思われる。

幼児期から始まる「法やルールに関する教育」

「法やルールに関する教育」は、幼児から子どもの人格形成に大きくかかわる内容であり、一人一人が人とつながり、社会の中で、みんながよりよく生きていくためには、幼児期から、愛され、自己肯定感もてる環境（保育者の思いや配慮）があり、自己表出ができ、心の揺れを多く経験することが大切です。

幼児は、時に自分の思いを通そうとし、友達とぶつかりあいます。

まず、幼児の成長に影響力がある保育者自身が、常に自らの価値観や生き方を振り返り、幼児の視点からの感性を豊かにすることが大切だと思います。

幼児期の豊かな遊びや友達とのかかわりの中で、一緒にいる楽しさやうれしさ、悔しさ、思いやりなどを味わいながら、失敗や成功をする多様な経験を重ねることが、学びにつながる力となると考えられます。



2 小学校

指導案 P57

○ 第2学年 生活科 「どきどき まちたんけん」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

指導のねらい

相手の意見をうなずきながら聞き、他のグループの考えも取り入れ公平・公正な立場で折り合いをつけることの大切さに気付かせます。

発達の段階との関連

2年生になると徐々に他者との関係が広がりを見せ始めます。しかし、自己と特定の他者との二者関係にとどまっている児童も多く見られます。そこで、友達や他学年の人、教師、地域の人々へとかかわりを広げながら、より広い社会的な視点から、人々が暮らしていくために守らなければならないルールやきまりがあることに気付かせます。

指導内容

〈導入〉

- ・本時の学習では、自分たちの日常生活と深いつながりのある町の人たちと、もっと仲良くなるための方法について考えることを確認させます。

〈展開〉

- ・町の人たちがよい気分になれるための話し方や聞き方、その際の態度について話し合います。
- ・話し合いのルールとして、相手の意見はうなずきながら聞くことや意見が対立したときは、理由をもとに折り合いを付けるなどのきまりを設けます。

〈まとめ〉

- ・話し合っただけの内容と意見が対立した時の対処の仕方を振り返らせます。

既習内容との関連

〈生活科〉「みんなのこうえんであそぼう」

- ・ルールやマナーを守って、公園の道具や自然物を使って遊び、みんなで遊ぶ楽しさに気付く。
- ・公園は自分たち以外にもいろいろな人が利用するところであることを理解する。

〈特別活動〉「学級目標づくり」

- ・仲良く助け合い、学校生活が楽しくなるような学級の目標やルールをつくる経験を通して、協力することのよさを学ぶ。

〈体育科〉「おに遊び」

- ・運動の順番やきまりを守り、勝敗の結果を受け入れて友達と仲良く運動を行う。

今後の学習内容との関連

〈道徳〉（内項項目4-（1））

- ・一般的な約束や社会のきまりについて理解し、それらを守る態度を養うとともに、公共物や公共の場所とかかわりにおいても、社会生活の中で守るべき道徳としての公德を大切に育てる。

〈体育科〉：「旋回リレー」

- ・きまりを守り、友達と励まし合っただけ練習やリレーをする。
- ・勝敗の結果を受け入れるとともに、友達と楽しく競走ができるようなルールをつくる。



指導のねらい

バス停に先に並ぼうとしてお母さんに連れ戻され、自分の行動について考え始める主人公を通して、約束や社会のきまりを守り公德を大切にしようとする道徳的心情を豊かにします。

発達の段階との関連

3・4年生の段階では、気の合う仲間の間できまりをつくり、自分達で決めたことを大切にしている傾向があります。そのような発達的特質を生かし、一般的な約束や社会のきまりについて理解し、それらを守るように指導していくことが大切です。

さらに公共の場でも、社会生活の中で守るべき道徳としての公德を大切にできる態度にまで広げていく必要があります。

指導内容 公德心（内容項目 4-（1））**〈導入〉**

- ・雨の日に困ったことはありますか。

〈展開〉

- ・よし子さんは、どう考えてバス停の一番先頭に並んだのでしょうか。
- ・バスに乗って座れなかったとき、よし子さんはどう思ったのでしょうか。
- ◎お母さんの横顔を見ながら、よし子さんはどんなことを考えたのでしょうか。
- ・順番って、どのようにして決まるのだろう。

〈終末〉

- ・このとき、なぜこんなにきちんと並んでいられたのでしょうか。

既習内容との関連

特別活動における「学校のきまり」を考える学習や社会科における「ごみのしゅりと再利用」、他の教科における「ルールやきまり」を考える学習で学んだ道徳的価値を深める学習として取り組むことで、よりよい社会を築く上で大切な「公德心」についての自覚を深める。

今後の学習内容との関連

一般的な約束や社会のきまり、社会生活の中で守るべき公德を大切にできる態度から、法やきまりの意義を理解し、遵法精神をもつところまで高めていく。

また、権利と義務について考えを深め、義務を果たす態度を育成する。



○ 第5学年 特別活動 「ごみ収集場所はどこがいい？」

指導案 P61

知識 ☆ 能力 ★ 態度 ☆

指導のねらい

身近な問題について、多様な利害を調整しながら決定することを学ばせるとともに、その決定をみんなで守る大切さを理解させることをねらいとしています。

問題を解決するための解決策（ルールづくり）を体験的に学ばせる学習ではありますが、作成したルールそのものが評価されるのではなく、ルールを作成する過程において、「みんなのことはみんなで負担していく」という協力の視点と、その負担を決める際には、「一人一人の立場や事情に配慮して決定する」という公平・公正の視点を学ばせます。その中で、意見を伝える難しさや、他人の意見を聞く必要性、あるいは合意を形成していくことの大変さに気付かせることも大切にしていきます。

発達の段階との関連

5・6年生では、形式的な礼儀やマナーとしてのきまりや規範を肯定する時期であり、集団における役割の自覚や主体的な責任感が育ってきます。

特別活動の学習指導要領の中でも、「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動等を充実するよう工夫する」とあります。学級や学校の諸問題だけでなく、発達の段階に応じて、児童らの身の回りで起こりうる公共的な問題からルールやきまりの意義を体験的・実践的に学べるような授業展開が可能であり、実社会への興味・関心をもつきっかけづくりとしていきます。

指導内容

〈導入〉

- ・ごみ出しの大変さを理解する。
- ・町内会で問題となっている内容を理解し、当事者の怒りや思いに共感する。

〈展開〉 町内会合のロールプレイ

- ・町内会メンバーの役になりきって他者を納得させられるような案を考え、伝える。
- ・みんなの主張をもとに、合意に至る解決策を話し合う。

それぞれの事情や言い分、利害関係をどのように整理するのかや欠席者がいる場合で合意にたどりつけるのかなど、共通理解する項目を明らかにしながら、みんなで整理し、合意を目指す。



〈まとめ〉

- ・今日の話合いの中で、大切にしていきたいことを振り返る。

既習内容との関連

生活科、社会科

みんなが気持ちよく過ごすためにルールがあることを学ぶ。

道徳 公德心（内容項目4-（1））

体育科 ルールをつくり、よりよく変えることやフェアプレイの大切さを実感する。

特別活動

学級や学校のきまりなどの身近な規則について考える。

今後の学習内容との関連

〔小学校〕

社会科 民主主義について考える。
特別活動 ルールを見直したり、改善したりし、主体的に行動していく態度を養う。

総合的な学習の時間

みんなで決めた内容が、学校や地域に反映されることを実感する。

〔中学校〕

社会科 社会的に合意された内容が本当に正しいかどうか、多面的、批判的に捉える。

道徳 規範意識（内容項目4-（1））

公正、公平、正義（内容項目4-（3））

体育科 相手を尊重したフェアプレイの在り方について考える。



平成26年度に長岡京市立長法寺小学校で実践されました。

○ 第6学年 総合的な学習の時間 「ふるさと(川からのおくりもの)」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

指導のねらい

探究的な学習の目標に照らして、自他、社会の立場や考えを整理し、公平・公正について思考し、根拠に基づいて判断し、協力してよりよく課題解決する力を培います。

発達の段階との関連

低学年ほど個（自分）中心の意識が強く、学年が上がれば、集団、社会とかかわる意識が強くなります。協力という関係性においては、低学年ほど一様で、徐々に多様化してきます。公平・公正の視点は、低学年ほど低次で、追って高次となっていきます。

6年生は、思春期前期にあたるので、個では達成が難しいことを他と協同・協力することによって達成できることを味わわせることで、コミュニケーション能力や思考力をより高次へと導き、自己本位から相手意識へと判断基準を変容させていきます。この判断基準の基盤が公平・公正であり、学習の過程を通じて学ばせます。

指導内容

地域の方を中心に話を聞く取組を取り入れ、学識経験者から客観的な情報を入手し、その情報をもとにして、相対する考えのよい点と問題点から、自分の立ち位置（賛同できる考え）を明らかにし、話し合い活動を行います。また立場を変えて考え、話し合いを行います。授業形態においては、4人グループから10人グループへと学びの形態を変化させることで、社会の規模が大きくなれば、考えの幅も多様に広がっていくことを感じ取らせるとともに、広がった情報を絞り込む手法として思考ツールを用いながら、相対する考えが互いに納得できる結論にたどり着く過程に公平・公正の視点を取り入れたものとします。

既習内容との関連

生活科

「身近な地域、自然の中の自分」

総合的な学習の時間、社会科、理科

「地域の一員としての自分」

「地域をより広げ、他者を意識する単元」

「公共の福祉等の単元」

自分の考えや意見と自他や社会の考えや意見とをすり合わせ、自分なりの結論につなげていくことを通して協力や公平・公正とはどういうことであるかを捉えていく。

今後の学習内容との関連

中学校 「将来を展望する自分」として、キャリア教育の視点も踏まえ、社会科、外国語科、特別活動、道徳等と関連付けて、職業体験活動等を行う。

高等学校 「生涯にわたって学び続ける自分」という視点から、効果的な探究活動を行う。

学年が上がれば、より高次の学びとなり、それに伴い協力の方法は多様化し、また、広範に活動し様々な人や社会にかかわれば、異文化理解とともに、公平・公正の概念も複雑さを増す。こうしたことによりグローバル人材の育成にもつなげていく。



3 中学校

指導案 P64

○ 第2学年 特別活動 「ルールって何？」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

指導のねらい

「自転車に乗る」という日常生活の中の行為においても多くのルールが決められています。ところが、大人も含めて、そのことが意識されていない場面が日常の中でしばしば見られます。

生徒達の中にも、知識としては分かっている、「守らなければならないルール」として浸透していないように感じます。

本時では、何故そのようなルールが決められているのか、そして、そのルールは自分達の生活の中でどのような意味があるのかを考える中で、ルールの意義を理解し、積極的に「自分達に何ができるか」を考えることで、一人一人の「幸せ」を社会に働きかけながら実現していくことを理解させます。

発達の段階との関連

中学生になると「自己や親密な友人」として、親密な者の気持ちに配慮することが大切だと考え、「社会的慣習」を否定する段階へと移行します。

生徒の親密な友人を大切にしようとする気持ちを認めつつ、より広い社会的視点からルールを理解することを学び、社会性を広げていくことが必要です。

本学習においては、「自己と親密な他者」だけでなく、多くの人とのつながりから社会が存在していることに目を向け、何故ルールが必要か、その意義について意識を高めていきます。

指導内容

〈導入〉歩行者や自転車のルールについて身近な例から考えさせます。身の回りに存在する多くのルールから自分達の生活を振り返り、ルールを守る意識が薄くなっている実態に気付かせます。

〈展開〉「友人から二人乗りを頼まれた時」を想定し、親密な友人関係に配慮した考えや「危険だから断る」「規則だから断る」といったような表面的な考えから、ルールの背景には「自分達の勝手な都合でだれかに辛い思いをさせない」「一人一人の幸せを願っている」といったことが存在することを感じ取らせ、社会の一員としての一人一人の行動が重要であることを理解させます。

〈まとめ〉「ルールを守る必要はない」と考える人にどのように伝えるかをロールプレイにより体験をさせ、日常のふるまいへとつなげます。

既習内容との関連

小学校

生活科 みんなが気持ちよく過ごすために
社会科 ルールが存在するという学習
道徳 公德心（内容項目4-（1））
体育科 ルールをつくったり、よりよく変えたりする学習やフェアプレイの大切さを実感する。

特別活動 学級や学校のきまりなど身近な規則について考える。

中学校

道徳 規範意識（内容項目4-（1））
公正、公平、正義（内容項目4-（3））
体育科 相手を尊重したフェアプレイの在り方について考える。

今後の学習内容との関連

中学校

社会科 社会的に合意された内容が、本当に正しいかどうか、多面的、批判的に捉える。

高等学校

公民科 共に生きる社会を目指して、幸福、正義、公正について他者とのかわりに基づいた考察

特別活動 自主的活動を容易にできるルールの整備や、既に存在するルールの見直しをする活動

体育科 技能の向上や安全の確保等についてルールに則り、見通しを立てて実践する活動



○ 第3学年 社会科 「現代社会を捉える見方や考え方」

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

指導のねらい

これまでに学習した「対立」と「合意」、「効率」と「公正」という考え方に基づき、生徒にとって身近で具体的な「部活動のグラウンド割当を考える」という話し合いを実際に体験させ、現代社会を捉える見方や考え方の基礎を身に付けさせることをねらいとしています。「法やルールに関する教育」の指導項目にあげている「相互の考えを尊重し、個々の知恵を生かし、責任や役割を分担する」にあたり、授業を通して「協力」と「公平・公正」の概念を理解させます。

発達の段階との関連

自己や親密と捉える仲間集団の利害を優先させる時期から、自分と直接関係のない他者への配慮から、ルールやきまりの必要性を認識しはじめるこの時期に、本時のような学習を積み重ねることで、「自己中心的」な考え方から、少しずつ社会の一員として他者と協力していくことができる態度を身に付けさせることが重要です。

指導内容

各部活動の意見の違いを「対立」とし、話し合いによりお互いの利害を調整し「合意」にいたる過程を体験させます。その中で、「合意」された内容は、グラウンドを使用する部活動にとって無駄なく、納得できるものとなっているか、特定の部活動に不利益が生じていないかなど、「効率」と「公正」という考え方を生徒に理解させます。

具体的には、グラウンドの使用が制限される状況になったと仮定し、利害が対立する各部活動が「お互いの意見が尊重され、なおかつ有効な練習ができる」という「効率」と「公正」の視点から使用方法について話し合い、最終的にどのようなグラウンド割当にすればよいかを考えます。その際に、部員数やグラウンド使用についての希望を細かく設定することで、何を重要と捉え割り当てを行えばよいかを考えさせ、その考え方の違いによって割当の仕方が変わることを理解させます。

最終的に、「対立」から「合意」に達するためには、「効率」と「公正」の観点から考察することが有用であることに気付かせます。

既習内容との関連

- 小学校**
- 社会科 法やきまりを扱う学習
 - 体育科 ルールを工夫する学習
 - 特別活動 クラブ活動できまりをつくり守る活動
- 中学校**
- 社会科 1・2年生時に学習する、他者・他国・他地域の尊重
 - 体育科 分担した役割を果たす学習
 - 特別活動 きまりをつくり守る活動や話し合い活動

今後の学習内容との関連

- 中学校**
- 社会科 公民分野のこれ以降の学習
 - 特別活動 体育大会や文化祭
- 高等学校**
- 公民科 共に生きる社会を目指して（現代社会の学習）
 - 家庭科 共生社会と福祉の学習
 - 特別活動 生活上の諸問題解決にあたっての討論・自己表現の学習



4 高等学校

指導案 P70

○ 第1学年 公民科 「現代社会」(共に生きる社会を目指して)

知識 ☆ 能力 ☆ 態度 ☆

指導のねらい

法治国家の日本においては法による紛争解決が「共に生きる社会」の実現につながることを理解し、法に従う姿勢を養います。

発達の段階との関連

日常生活において実社会とかがかわることが増え、自己責任が高まる段階であり、法の遵守により他者との調整を図ることの重要性を自覚します。

指導内容

民事裁判と刑事裁判の比較を通して公平・公正について理解を深めます。

紛争はどのように解決されるのか、当事者の主張を聞いて公平・公正に判断することを体験的に学びます。民事訴訟制度、刑事訴訟制度の意義を踏まえ、自分が裁判官だったらどう判断するのかをグループ協議を通して理解していきます。

既習内容との関連

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めます。

今後の学習内容との関連

- ・「個人の尊重と法の支配」
- ・「現代の民主政治と社会参加の意義」
- ・「現代社会の諸課題」などの学習



○ 第1学年 総合的な学習の時間 「みんなと共に自分らしく生きる」
(公平・公正な協力関係)

知識 ☆ 能力 ★ 態度 ☆

指導のねらい

「協力」「公平・公正」についての基本的な考え方及び、自尊・信頼、個人の尊重等、法やルール的前提となるものの見方や考え方を身に付け、社会の諸問題の基本構造について考察し、自ら問いを立て、考え続ける契機とします。

発達の段階との関連

高等学校では、個性の伸張や精神的な発達が進み、物事をより抽象的・客観的な次元で捉えることができるようになります。また、社会的な関係も大きく広がり、多様な考え方や価値観をもつ人と、様々な場面で「協力」することが求められるようになります。そのため、現代社会の諸問題を「協力」「公平・公正」の視点から多角的、批判的に捉え、共生社会ではどのような協力が必要であるかを、個人と社会のかかわりから捉え、法的なものの見方や考え方を身に付け、ふるまいにつなげていきます。

指導内容

誰もが相互に人格と個性を尊重し、多様な在り方を相互に認め合える共生社会に必要な「協力」「公平・公正」の概念について、ロールプレイを行い、集団における合意形成を通じて体験的に学習します。体験を通じ、個人、社会の視点から、どのような協力関係が望ましいのか、「公平・公正」な条件とはどうあるべきかを考察することで、「協力」「公平・公正」の基本的な考え方や、自尊・信頼、個人の尊重等、法やルールの考えについて理解を深めます。また、社会の諸問題についての基本構造について、「協力」「公平・公正」の観点から捉えることで、社会参画への問題意識をもたせ、共生社会の実現に向け考察し続けることの必要性や意義に気付かせます。

既習内容との関連

- 幼稚園** きまりを守ることや自分と周りの人を大切にすることを日常的な経験を通して学ぶ体験
- 小学校** 周りの人と共に同じことをすることや他者と分業することで得られる「協力」の効用や必要性を理解し、自己肯定感をはぐくむ学習
- 中学校** 公民的分野における対立と合意、効率と公正に関する学習



今後の学習内容との関連

- 高等学校**
公民科
現代社会の諸問題を題材として、人はなぜ「協力」する必要があるのか、「公平・公正」に考えるとどうということかを考察することを通じて、諸問題を多角的・批判的に捉え、自己と社会の望ましい在り方について考えます。例として、保険制度、税制、社会的マイノリティの問題等があります。



平成26年度に府立京都八幡高等学校で実践されました。

指導案集

ここでは、小学校、中学校、高等学校の18の指導案を紹介しています。

各学校での実践に役立ててください。

指導項目において明確に「協力」「公平・公正」に分類できるものについては、表題の後に記述をしています。

各教科や領域には、それぞれ学習指導要領等を踏まえた独自の目標があり、その目標が達成できたかどうかということを確認する手立てとして評価規準が存在し、また、その達成が大切です。

今回作成した「法やルールに関する教育」の指導案については、評価等の項目は、省いています。

これからの研究や実践を進める中で、各学校の事例において、様々な評価の可能性について示していきたいと考えています。

<小学校>

- | | | |
|----------|----------------------------|----|
| (1) 第1学年 | 生活科「わくわく冬がやってきた」 | 55 |
| (2) 第1学年 | 体育科「多様な動きをつくる運動遊び」 | 56 |
| (3) 第2学年 | 生活科「どきどき まちたんけん」 | 57 |
| (4) 第4学年 | 道徳「雨のバス停留所で」 | 58 |
| (5) 第4学年 | 特別活動「友達とのけんかを解決しよう」 | 59 |
| (6) 第5学年 | 体育科 ボール運動「バスケットボール」 | 60 |
| (7) 第5学年 | 特別活動「ごみ収集場所はどこがいい？」 | 61 |
| (8) 第6学年 | 特別活動「自分たちの会社(係)をつくろう」 | 62 |
| (9) 第6学年 | 総合的な学習の時間「ふるさと(川からのおくりもの)」 | 63 |

<中学校>

- | | | |
|----------|---------------------------------|----|
| (1) 第1学年 | 特別活動「ルールって何？」 | 64 |
| (2) 第1学年 | 特別活動「中庭の使用のきまりを考えよう」 | 65 |
| (3) 第2学年 | 技術・家庭科(技術分野)「個人を特定するしくみを知ろう」 | 66 |
| (4) 第3学年 | 社会科(公民的分野)「部活動のグラウンド割当について考えよう」 | 67 |
| (5) 第3学年 | 社会科(公民的分野)「税金を増やすことは必要か」 | 68 |
| (6) 第3学年 | 道徳「二通の手紙」 | 69 |

<高等学校>

- | | | |
|----------|---------------------------|----|
| (1) 第1学年 | 公民科「共に生きる社会を目指して」 | 70 |
| (2) 第1学年 | 総合的な学習の時間「みんなと共に自分らしく生きる」 | 71 |
| (3) 第2学年 | 家庭科「消費者の自覚と行動」 | 72 |

授業で活用できる指導案やワークシートなどは京都府総合教育センターホームページ ITECに順次掲載します。(http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/)

〈小学校〉(1)

生活科学習指導案(協力)

1 対象 第1学年

2 単元(題材)名 「わくわく冬がやってきた」

3 単元について

(1) 「法やルールに関する教育」の視点

友達の思いに寄り添いながら、互いの意見を生かして建設的に議論し、学級全体のためになる「あそび大会」の望ましい実施について話し合う。

(2) 発達の段階との関連

自分のやりたいことを優先することやそのために都合のよいルールやきまりを強調するこの時期にみんなで作る「雪あそび」大会の準備の中で試行錯誤する体験は意義深い。

特に「みんなのためによりよいやり方」を提案するAさんの思い(部屋の遊びだけではみんなの交流が難しい)にスポットを当てることで、互いのために意味のある取組が進むことを体得させたい。

一方で、集団活動に必要なルールやきまりの必要性についても気付かせ、他者との関係の中でルールやきまりを守ることの必要性があることにも、状況に応じて触れさせたい。

4 本時の目標

冬の特徴を生かした「あそび大会」を企画し、みんなで楽しく遊ぶ方法について考えたことを表現することができる。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 導入 | 課題の把握 | ○「冬のアそび大会」へ向けての企画の中で検討すべき課題を確認し、本時の学習課題を把握する。 | 一斉 | ・子どもの思いから学習が出発するよう、Aさんの思いを十分つかませる。 | |
| 展開 | 意見の交流 | ○互いの思いや考え、あそび大会のねらいや趣旨を踏まえ、友達の思いを生かしたあそび大会の実現を考え、意見を交流する。 ・冬らしい遊びは、雪が降らないと無理だろう。 ・お正月遊びも楽しいし、教室遊びでもよいかな。 | 一斉 | ・みんなで楽しく遊べる大会を企画すること、それぞれの思いをできるだけ生かした遊びにすることを十分確認する。 ・気候条件や参加人数等を必要に応じて考える視点を助言する。 | |
| | 友達の思いによる議論の揺さぶり | ○Aさんがそう考えた訳を再度聞き、自分たちの話合いを見直す。 ・天気予報を調べてみよう。 ・準備をして雪が降るのを待とう。 ・雪や氷を使わない正月遊びも準備しよう。 | グループ | ・部屋の遊びだけでは、みんなの交流が難しいと考えるAさんの考え方をもとに「みんな」のことを視점에議論を揺さぶる。 | |
| | 意見交流の見直し | ○準備期間等も併せて考え、今後の活動の見直しをもつ。 | 一斉 | ・日程等も含めて今後の実現への助言をする。 ・複数の案を用意することや時間をずらして実施することなど「ゆすり合う」「生かし合う」視点を伝える。 | |
| まとめ | 振り返り | ○今日の話合いを振り返り、今後の学習の方向性を確認する。 | 一斉 | ・振り返りを書かせることで、自分の思いや友達の思いへの気付きを表出させる。 | |

「冬のアそび大会」では、雪を使った遊びをする方がよい。どうすればよいか考えよう。

「みんなで協力してよいあそび大会にすること」の大切さを考えさせる。

〈小学校〉(2)

体育科学習指導案(協力)

- 1 対象 第1学年
- 2 単元(題材)名 多様な動きをつくる運動遊び
(「体づくり運動」領域：(ウ)用具を操作する運動遊び)
- 3 活動場所 グラウンド
- 4 本時の目標 自分の課題に合った用具を選び、仲間と協力し合いながら仲良く運動することができる。
- 5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 導入 | あいさつ 準備運動 活動の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ○早く集合し、準備体操をする。 ○個人で運動する。 (跳ぶ、はねる、走る) ○仲間と協力して場の準備をする。 | 一斉 | <ul style="list-style-type: none"> ・リズムや方向等を変えながら運動させる。 | |
| 展開 | めあての確認 足場の低い 易しい竹馬 に乗る、歩 く(主運動) | <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">みんなと助け合いながら、竹馬に挑戦しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分のレベルに合った竹馬を選び、竹馬に乗って、歩く。 ○同じレベルの竹馬を選んだ仲間と励まし合いながら、楽しく課題に挑戦する。 | 個別 ・ グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・児童のレベルや興味に合わせた竹馬を選ばせる。 ・動きの条件を変化させて、動きを高められるようにする。 ・竹馬に乗れる児童に対し、竹馬を苦手とする児童の努力する様子や思いに気付かせる。 | 竹馬 |
| まとめ | 振り返り 整理体操 片付け | <ul style="list-style-type: none"> ○活動を振り返る。 ・自分の課題と竹馬が合っていたか。 ・協力して運動することができたか。 ○整理体操をする。 ○協力し合いながら、片付けを行う。 | 個別 一斉 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標に即した振り返りをさせる。 | ワークシート |

仲間と一緒に準備をしている。

みんなと助け合いながら、竹馬に挑戦しよう。

仲間の気持ちに気付きながら、協力している。

運動をしている仲間に対して、励ましや援助をしながら活動する。

自分の動きの高まりだけでなく、仲間の努力にも気付いている。

仲間と助け合い協力して片付けをしている。

〈小学校〉(3)

生活科学習指導案(公平・公正)

- 1 対象 第2学年
 2 単元(題材)名 「どきどき まちたんけん」
 3 単元について

(1)「法やルールに関する教育」の視点

まちの人たちともっと仲良くなるための話合いの中で、相手の意見をうなずきながら聞き、他のグループの考えも取り入れ、公平・公正な立場で折り合いを付けることの大切さを実感させる。

(2) 発達の段階との関連

周囲の友達、他学年の人、教師、地域の人々とのかかわりを広げながら、より広い社会的な視点から、人々が暮らしていくために守らなければならないルールやきまりがあることに気付かせる。

4 本時の目標

地域の人とのかかわり方を考え、探検に行くためのルールやマナーを話し合い、探検の計画を立てて探検への見通しや意欲をもつことができる。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------|--------|
| 導入 | 前時までの振り返り めあてと学習の流れの確認 | ○まち探検をクイズで振り返る。 | 一斉 | ・情報教材を提示し、これまでの探検を振り返らせる。 ・電子黒板で目標と本時の流れを掲示しながら確認する。 | 電子黒板 |
| 展開 | 地域の方とのかかわりについての話合い | ○地域の方とのかかわり方を考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">仲良くなるために大切なことを話し合う。</div> <ul style="list-style-type: none"> ・元気なあいさつが必要である。 ・自己紹介もしたほうがいい。 ・相手の目を見てはっきり話をする。 ・失礼のないようにする。 | 一斉 | ・前回の探検で気を付けたことを振り返る。さらに改善点等を取り上げる。 ・ハートマークを提示し、訪問先の人の気持ちを想像させる。 | ワークシート |
| | 練習 | ○訪問する側、される側に別れてペアで練習をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">もっと仲良くなるための作戦を考える。</div> | ペア | ・相手が気持ちよく感じるように確認し合いながら練習させる。 | |
| | 作戦の考察 | ○グループで作戦を話し合う。 ・得意なことを見せる。 ・学校のことを紹介する。 | グループ 一斉 | ・友達の意見は、うなずきながら聞くようにさせる。 ・ワークシートに作戦を記入させる。 | |
| | ミニ探検 | ○まちの人グループと探検グループに別れて、ミニ探検をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">複数のグループが一つの訪問先に重なった時にどのようにしたらよいかを公平な立場で考えさせる。</div> | グループ 一斉 | | |
| まとめ | 振り返り 次時の予告 | ○今日の学習で大切だと思ったことを確認する。 ○次回の探検に意欲をもつ。 | 一斉 | ・話し合った内容と折り合いを付けた場面を振り返らせる。 ・期待感をもたせる。 | |

〈小学校〉(4)

道徳学習指導案

- 1 対象 第4学年
 2 主題名 公德心(内容項目 4-(1))
 3 資料名 「雨のバス停留所」(「わたしたちの道徳 小学校三・四年」より)
 4 本時のねらい

バス停で先に並ぼうとしたとき、お母さんに連れ戻されて自分の行動を考え始める主人公を通して、約束や社会のきまりを守り、公德を大切にしようとする道徳的心情を豊かにする。

5 本時の展開

| 過程 | 学習内容 | 発問と予想される児童の反応 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|
| 導入 | 資料について知る。 | ○雨の日に困ったことはありますか。 ・傘がなくて濡れてしまった。 ・遊べなかった。 | ・子どもたちの心を引きつけ、資料への導入を図る。 | |
| 展開 | 資料を読む。 資料を確認する。 | ○主人公の名前は何か。 ・よし子さん。 ○何をしていますか。 ・バスを待っている。 ・雨宿りをしている。 | ・場面絵を使いながら資料の確認をする。 | 「わたしたちの道徳」 場面絵 |
| | 主人公の判断理由を考える。 | ○よしさんは、どう考えてバス停の一番先頭に並んだのでしょうか。 ・早くバスに乗らないと濡れてしまう。 ・お母さんの席もとってあげよう。 | ・順番抜かしをした主人公の行動の批判にならないようにする。 | |
| | 資料を確認する。 | ○バスに一番に乗れましたか。 ・お母さんに連れ戻されて乗れなかった。 ○バスに乗るとどうでしたか。 ・席はなかった。 | ・場面絵を使いながら、資料の確認をする。 | 場面絵 |
| | 席を取れなかった主人公の心情に共感する。 | ○バスに乗って座れなかったとき、よしさんはどう思ったのでしょうか。 ・わたしも座りたかったな。 ・お母さんが邪魔しなかったら座れたのに。 | | |
| | 自分のしたことを振り返る主人公の心情を考える。 | ◎お母さんの横顔を見ながら、よしさんはどんなことを考えたでしょうか。 ・わたしがしたことは間違いだったのかな。 ・順番を守らなくてはいけなかった。 | ・順番を守るの意味についても考えさせる。 【深める発問】 ・なぜ順番を守ることが大切なのですか。 | |
| 「順番」について考える。 | ○順番ってどのように決まるのでしょうか。 ・早いもの順に決まる。 ・お年寄りやケガをした人には配慮が必要だ。 ・絶対に早いもの順というわけではない。 ・早いもの順だけど、譲り合いも必要だ。 | ・順番が早いもの順だけではないということに気付かせる。 よりよい人間関係や社会の実現に欠かせない他者への配慮や思いやりについての考えを深める。(公平・公正との関連) 【補助発問】 ・お年寄りやケガをした人がいたときはどうですか。 | | |
| 終末 | 本時の学習を振り返り出合った価値についての自覚を深める。 | 「わたしたちの道徳 小学校三・四年」(P119)の「阪神・淡路大震災」の写真を提示し、価値を深めさせる。 ○このとき、なぜこんなにきちんと並んでいられたのでしょうか。 | ・阪神・淡路大震災で給水車を並んで待っている写真を提示する。 | 拡大写真 |

〈小学校〉(5)

特別活動学習指導案

- 1 対象 第4学年
 2 単元(題材)名 「友達とのけんかを解決しよう」
 3 本時の目標

友達同士のけんかやトラブルについて当事者同士の話し合いによる解決を図る活動を通じて、その解決に向けて、互いが支え合う集団の在り方について考えることができる。

4 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 導入 | 本時のねらいの確認 体験の振り返り | ○本時のねらいや進め方についての説明を聞く。 ○身近なけんかやトラブルの例とどのように解決したかをあげる。 | 一斉 | ・一人一人が本時のねらいに関心を持ち、意欲的に考えていこうとする雰囲気づくりに努める。 ・身近な場面でけんかやトラブルが起きた際、どのような気持ちになったのかを考えさせ、役割演技をして解決方法を考えることを意識させる。 | 身近な体験を振り返り、その時の気持ちを思い出させる。 |
| 展開 | 状況の理解と役割演技 | ○AさんとBさんの間で起こったけんかについて児童の代表が役割演技をする。 役割演技を終えた児童に、どんな気持ちになったか確認する。 | 一斉 | ・けんかしたときの気持ちを思い出させながら、代表者に役割演技をさせる。 ・ワークシートは役割演技が終わってから配る。 必要に応じ、内容を分かりやすく解説し、状況を捉えられるようにする。 | ワークシート |
| | 解決に向けた話し合い | ○4人ずつの班に分かれ、Aさん役(2人) Bさん役(2人)をそれぞれ分担し、A、Bになりきって、仲直りできるように話し合う。 ○与えられた例で、分からない質問があったら、自分たちで想像して答える。 | 個別 グループ | ・最初に時間をとり、A、Bさん役の二人で、どんなことを相手に対して言いたいのか、何を相手から聞きたいのか、相手はどんなことを言ってくるのか、どのように解決したらよいかなどを考えた後でロールプレイを行う。 ・当事者意識を持ち、安易に妥協してしまわないよう、お互いが怒っているという自分たちの立場を理解し、その立場になりきって議論するように指導する。 | |
| | 思考の深化 | ○班の話し合いの結果について、班ごとに発表する。 | 一斉 | ・けんかが起こってもそれを解決することが大切であることや感情的に話し合うとうまくいかないこと、当事者だけではうまく解決できない場合、どのようにすればよいかについて、考えながら発表を聞くよう指示し、自分の考えをまとめさせる。 | |
| まとめ | 振り返り | ○これから身近なトラブルやけんかが生じた場合、どのように対応すればよいかを考える。 | 個別 | ・けんかに関する自分の経験を振り返り、日常生活に生かすことを気付かせる。 | |

2時間扱いなら、次時は仲介役を入れた3人でのロールプレイを行う。

〈小学校〉(6)

体育科学習指導案

1 対象 第5学年

2 単元(題材)名 ボール運動「バスケットボール」

3 「法やルールに関する教育」の視点

- (1) 勝敗を認め、ルールやマナーを守ってフェアプレイをすることで運動を楽しめることを実感させる。
- (2) 友達と励まし合ったり、助け合ったりしながら練習やゲームを行う楽しさを味わわせる。
- (3) ルールを工夫したり、自分たちのチームの特徴に応じた作戦を立てたりすることで、ルールの決定に際し、様々な立場の人の気持ちを考えることやめあてに即したルール、作戦かどうかを判断する力を養う。
- (4) 審判の経験を通して、物事を公平な立場で公正に判断する力を養う。

4 本時の目標

自分たちのチームに合った作戦を考え、公平・公正にプレーすることができる。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 導入 | 集合、整列、あいさつ 準備運動 活動の準備 ルールの確認 | ○素早く集合、整列する。 ○準備運動をする。 ○仲間と協力して場の準備をする。 ○これまでに決めたゲームのルールを確認する。 作戦を立ててゲームをしよう。 | 一斉 | ・本時の活動に合わせた準備運動をする。 仲間と一緒に準備をしている。 ・ルールを守ってプレーすることや反則の際にはペナルティがあることを全員に自覚させる。 | |
| 展開 | シュート練習 | ○1分間シュートを打ち、何本入るかを競う。 | 個別 | ・ねらいやすい位置からシュートすることやリバウンドを素早く取りに行くことを指導する。 | バスケットボール |
| | 半面ゲーム | ○コートの中を回り、20秒間のゲームをする。 | 一斉 | ・苦手とする児童に対して、仲間がアドバイスをするように促す。 仲間の気持ちに気付きながら協力するように気付かせる。 | |
| | 作戦タイム | ○チームの作戦を考える。 | グループ | ・シュートが得意、パスが得意、走るのが速いなどの個人の特性を考えて作戦を立てるよう促す。 | ワークシート |
| | ゲーム | ○考えた作戦をゲームの中で実践する。 ○審判役の児童は、公平な立場で公正に判定する。 | 一斉 | ・ゲーム中に、自分にできることを考え、実践させる。 ・ゲーム中に、審判役の児童の判定が間違っていた場合、審判役の児童の気持ちに気付かせる。 公平な立場で公正に判断している。 | |
| | ゲームの振り返り | ○ゲームの振り返りをする。 ・作戦が生かせたかどうか。 ・審判役が判定する時の気持ちについて考える。 | グループ | ・ゲーム後に、審判によかったプレーについてのコメントをさせる。 ・自分の役割についてだけでなく、仲間の努力する様子やよさについて気付かせる。 公正な立場でのふるまい方について考えている。 | |
| まとめ | 振り返り | ○よかったプレーや審判役の様子について教師の評価を聞く。 ○協力し合いながら、片付けを行う。 | 一斉 | ・自他のよさや心情、次時への課題点について考えさせる。 ・仲間と協力しながら片付けさせる。 仲間と助け合い協力して片付けをしている。 | |

〈小学校〉(7)

特別活動指導案

- 1 対象 第5学年
- 2 単元(題材)名 「ごみ収集場所はどこがいい？」～身近な問題のもめごとを解決しよう～
- 3 「法やルールに関する教育」の視点
 - (1) 理由を明確にして、自分の言葉で思いや考えを伝え、相手の立場に立って真剣に聞くことができる。
 - (2) 互いの意見や考えの相違点を理解し合う。
 - (3) 異なる意見について、説得したり、互いの意見のよさを生かしたり、折り合いを付けたりして集団としての意見を公正にまとめることができる。
 - (4) 自分が賛成していないことに決まっても、集団決定したことについて気持ちよく従い、協力できるとともに、互いの気持ちを押し量った言動ができる。
- 4 本時の目標

問題解決に向け、公平・公正な立場で相互の意見を十分に聞き、みんなの合意が得られるように考えを出し合うことができる。
- 5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 導入 | ごみ出し体験の振り返り | ○ごみ出しを体験した際の感想を発表する。 | 一斉 | ・大変さやルールが守られていない現状等、本時の話合いの課題につながるような発言をさせる。 | |
| 展開 | 日常生活における諸問題の確認 | ○事前に決めた役割ごとに主張を発表し、ごみ収集場所についてのそれぞれの住民の立場を確認する。 | グループ | ・司会者となる町内会長役の児童には、スムーズな進行となるように進行カードに基づいて進めさせる。 | 進行カード |
| | 諸問題の解決に向けた話合い | ○自分の役割になりきって演技し、他者を納得させられるような案を考える。 ○それぞれの意見をもとに話し合う。 ・「パン屋以外がいい。朝7時から営業だし無理」 ・「本屋はOK。でもごみが散らかったり匂いが残ったりしたら・・・」 ・「〇〇さんのまま。でも収集後の掃除を当番制に」 ・「アパートがいい。今日来ていないから」 ・「足の不自由な□□さんがいい。ごみ出しが楽になるし。でもパン屋さんが遠くなるな・・・」 | 個別 グループ | ・役になりきれるよう声かけを する。 ・ごみ収集の場所はここがいいと述べた上で、その理由や改善策等を考えさせる。 | 役割の名前と主張を書いたカード 町内会の見取り図 |
| | 思考の深化 | ○班のみんなが納得できるような解決策を考える。 ○班ごとに考えた解決策を発表し、他の意見からの気付きを交流する。 | グループ 一斉 | ・罰則等を設けることだけに論点を着目させないようにする。 つくったルールそのものの評価ではなく、つくる過程の大切さを伝える。 | |
| まとめ | 振り返り | ○今日の学習で今後大切にしていきたいことや感じたことなどを書く。 | 個別 | ・本時で学習したルールをつくる過程を生かし、学級の諸問題について解決することを伝える。 | 振り返りシート |

〈小学校〉(8)

特別活動学習指導案(協力)

- 1 対象 第6学年
 2 単元(題材)名 「自分たちの会社(係)をつくろう」
 3 本時の目標
 学級の会社(係活動)づくりを通して、互いを尊重し、協力する心を育てる。
 4 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|---------|
| 導入 | 係活動の振り返り | ○これまでの係活動について振り返る。 ・友達任せになっていた。 ・役割を忘れることがあった。 ・みんなに喜んでもらえてうれしかった。 | 一斉 | ・受け身的な係活動から、主体的な係活動にしていくことの大切さに気付かせる。 | |
| 展開 | | 自分たちの会社(係)をつくろう。 | | | |
| | 係活動の役割確認 | ○係活動が学級の中で果たす役割や意味について考える。 ・だれのために行う活動なのか。 →みんなのために ・係活動にはどんな意味があるのか。 →みんなが楽しく、ルールを守って気持ちよく生活できるため | グループ | ・係活動は、自分のためではなく、みんなのために行う活動であることをおさえる。 | |
| | 会社(係)づくりに向けた話し合い | ○自分がつくりたい会社(係活動)を出し合う。 ・お楽しみ会社 ・忘れ物点検会社 ・新聞会社 等 ○つくりたい会社の一覧を見て、気が付いたことを話し合う。 ・学習会社がなかったら困る。 ・お楽しみ会社をつくりたい人が多すぎる。 ・△会社と□会社は、内容が似ている。 | 個人 | ・黒板の希望する会社にネームプレートをはり、誰がどんな会社をつくるかを一覧でわかるようにする。 | ネームプレート |
| 思考の深化 | ○どうすればみんなが楽しく感じるかを意識し、必要な会社(係活動)を考える。 ・学習会社がなかったら困るので私がつくる。 ・お楽しみ会社をつくりたい人が多いので違う会社に移る。 ・どの会社も同じ人数になるようじゃんけんで決めたらいい。 | 一斉 | ・自分の思いだけでなく、みんなのことを考えて改善策を考えさせる。 | 係活動の意味とそれぞれの興味の違いに気付く。 希望が集中したときにどのようにすればよいかを考えさせる。 | |
| まとめ | 振り返り | ○今日の学習で感じたこと気付いたことを書く。 | 個人 | ・学級で協力するためにどのようなことを意識して行動すればよいかについて書かせる。 | 振り返りシート |

平成26年度 亀岡市立安詳小学校

〈小学校〉(9)

総合的な学習の時間学習指導案

- 1 対象 第6学年
- 2 単元(題材)名 「ふるさと(川からのおくりもの)」
- 3 単元について

地域が抱える課題や地域で活動する人々の思いや願いを知り、地域の一員としてできることは何かを考え、地域の自然の保護・保全と地域活性化のための開発について自分たちができることを追究し、実行に移していける判断力を身に付けたり、実践につなげたりすることができるようにしたい。

- 4 単元目標
地域の自然の保護・保全と地域活性化のための開発について、公平・公正な視点から考え、自分たちができることを追究し、実行に移していける判断力を身に付け、実践につなげることができる。
- 5 単元指導計画(全30時間)

| 次 | 時 | 指導内容 | 学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|---------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 1 3 | 地域の課題を知る | ○①自分たちの地域に対して抱えているイメージを出し合う。②地域の川べりを歩いて、情報を収集する。③課題を設定する。 | ○生活科等の既習事項を生かしつつ、イメージしていたことと違った点について連想を広げさせる。 ○課題を設定させる。 |
| 二 | 15 4 本時 | 地域から学ぶ米作農家・畑作農家・自治会・市役所・生物学者・建築学者 | ○地域の方をゲストティーチャーとして招き、話を聞いたり、インタビューをしたりする。 | ○聞き取ったことから願いをカードに書き出し、切実な課題を選ばせる。 ○地域の自然環境の保護・保全と都市開発による利便性という相対する事を捉え、学術経験者から客観的な情報を得る。(公平・公正の視点から) |
| 三 | 16 18 | 情報を整理・分析する | ○相対する考えのよい点と問題点から、自分の考えの立ち位置を決めて、話し合い活動を行う。また立場を変えて話し合う。 | ○相対する考えを出し、座標軸を用いて考えを整理・分析させる。(公平・公正の視点から) |
| 四 | 19 23 | プランを作成する | ○①自分たちでできることを出し合う。②どう伝えていくか考え、形にしていく。 | ○意見を出し合わせながら、どうすれば効果的な行動となるかを形に落とし込んでいく。(協力の観点から) |
| 五 | 24 25 | 子ども会議を開く | ○①市役所や地域の方を招いて会議を行い、自分たちの意見や考えを伝える。②市役所や地域の方から意見をもらったり、感想を聞いたりする。 | ○プレゼンテーションを行わせる。役割分担の確認をさせる。(協力の観点から) |
| 六 | 26 30 | 単元のまとめをする | ○いただいた意見を参考に、自分たちができることを行動に移したり、学習を通して自分の生き方に影響を与えたことを振り返る。 | ○発言に対して共感し、自己有用感が味わえるようにする。 |

- 6 本時の目標
地域にとってよいとする情報を取捨選択して整理・分析し、伝えようとしている。
- 7 本時の展開(16 / 30)

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 導入 | めあての確認 | ○これまでの体験や聞いた話を思い出す。めあてを確認する。 | 一斉 | ・前時までの学習内容を掲示物で提示する。設定した課題を示し、めあてに応じた学習となるように確認させる。 | 掲示物 |
| 展開 | 意見交流 | ○4人グループになり、意見や考えを出し合う。異なる意見に対して疑問点を質問する。 ○10人グループになり、4人グループでの意見も参考にしながら、よりよい方策を考え、グループでの結論を出す。 ○グループの結論を聞き合い、交流する。 | 4人グループ 10人グループ 一斉 | ・二次で入手した情報からどの考えに共感したかを再認識させ、立場を明確にして話し合わせる。 ・相手の意見が間違いという視点で聞いたり、反論しないようにさせる。 ・思考ツール(座標軸 縦軸 個人、集団 横軸 容易、困難)を使って可視化し、公平・公正な視点で考えさせる。 ・なぜそのような結論となったのかを明確にさせる。 ・出てきた考えを共有させるため、黒板に書き取り、図式化・可視化する。 | 二次で活用したカード 座標軸 ホワイトボード |
| | 振り返り | ○本時学習で考えたことを振り返る。 ○次時からの学習についての概要を知る。 | 個別 | ・考えが変わった場面や意見を思い出させ、公平・公正の視点を意識して書かせる。 問題解決に向けた行動、実践力の育成につなげる。 | 振り返りシート |

よりよい地域にするために、異なった意見や考えをもった人々が納得できる課題の解決方法を考えよう。

友達の意見を聞き、自分の考えを話すコミュニケーション能力を磨く。

判断の基準として公平・公正と協力を考えさせる。

問題解決に向けた行動、実践力の育成につなげる。

〈中学校〉(1)

特別活動学習指導案(協力)

- 1 対象 第1学年
 2 単元(題材)名 「ルールって何?」
 3 本時の目標
 ルールについての関心を高め、社会生活におけるルールの意義について考える。
 4 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 導入 | 問題意識の醸成 | ○歩行者や自転車のルールにはどのようなものがあるか考える。 ①歩行者 ②自転車 | 一斉 | ・身の回りに多くのルールがあることを実感させる。 | |
| 展開 | 問題の把握 | ○ルールについての認識を確認する。 自転車に乗っていると、急いでいる友達に会いました。すると「塾に遅れそうなんだ。後ろに乗せてくれ。」と頼まれました。あなたはどうしますか。自分の意見をまとめる。 ①乗せる ②乗せない | 個人 | ・生徒間で起こりうる実際の場面を想定し、興味・関心を高めるとともに生徒たちの思いや考えを引き出す。 二人乗りが、悪いことだけではなく、ルールやきまりの背景についても意識を向けさせる。 | |
| | 意見の交流 | ○ルールの必要性についてを考える。 ・自転車の二人乗りを見かけたことがありますか。そのときどのように感じましたか。 ・自転車の二人乗り禁止は交通規則でルールとして決められています。これをルールとして決めた人はどのような思いで決めたと思いますか。 | 個人 グループ | ・ただ「危ない」ではなく、なぜそれをルールとしたかを考えさせる。 ・机間指導を行い、めあてに沿った話し合い活動が進むように留意する。 | |
| | 意見交流の見直し | ○二人乗りを認めるとどうなるかについて考える。 自転車に乗って二人乗りをして急いでいたので飛び出した子どもに反応できず衝突しました。誰が一番つらい思いをしますか?その理由は? ○ルールの意義について考える。 ・ルールは何のためにあるかを考える。 ・私たちにできることは何か。 | 個人 | ・二人乗りを認めると事故の可能性が増えるため、事故が起きればどうなるかを考えさせる。 ・ルールとすることでただ守らせるのではなく、悲しい思いをする人をなくしたいというメッセージがあることにも気付かせる。 | |
| まとめ | 振り返り | ○本時の授業について振り返り、今後の学習の確認をする。 「私は自転車の運転が上手なので、今まで何度も二人乗りをしているが、一度も危ない目に遭っていない。だからそんなルールを守る必要はない。」と言う人がいます。あなたはへと答えますか。 | 個人 | ・振り返りに書かせることにより、友達のを踏まえて、自分の考えを深めさせる。 ルールは、全ての人が幸せになるようにと考えてつくられたものであることをおさえ、日常の学校生活にも生かせるように理解を深めさせる。 | |

〈中学校〉(2)

特別活動学習指導案

1 対象 第1学年

2 単元(題材)名 「中庭の使用のきまりを考えよう」

3 「法やルールに関する教育」の視点

話し合い活動を通じた合意形成の過程から、自分の考えを的確に伝えるコミュニケーション能力を身に付ける。

この活動を通して自分の意見を主張するだけでなく、他者の意見を受け止め、多様な視点から解決策を考え、実生活での言動に生かす。

4 本時の目標 集団生活の中で起こり得るトラブルについての解決策を考える。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 導入 | 本時の目標を確認 | ○身の回りで起こり得るトラブルには、具体的に何があるのかを考え、その解決策を考える。 ・物の貸し借り、休み時間に押し合う、部活動中にボールが当たるなど | 一斉 | ・自由に発言できる雰囲気をつくり、意欲を喚起することに主眼をおいて全体で確認していく。 | |
| 展開 | トラブル解決のための方策を考察 | ○学校の中庭で、実際に起こり得るトラブルには何があるのかを考える。 ・鬼ごっこをしてけがをする、一部の人しか使えないなど ○中庭の使い方について、実際に学校に提案する内容を理由(根拠を含め)を含めてワークシートに記入する。 | 一斉 個別 | ・解決策を具体的に考えさせる。 ・使用条件を明確にしながら、提案する内容を考えさせる。 | ワークシート |
| | グループで意見交流 意見発表 | ○グループでそれぞれの考えを積極的に交流する。 ○各班で話し合ったことを発表する。 ○どの提案に多くの人々が納得できるのかという視点から話し合い、意見をまとめる。 ○各班で話し合ったことを発表する。 | グループ 一斉 グループ 一斉 | ・自分と違う考え方に触れることで新たな考え方に気付かせる。 ・自分の考えと比較しながら、他の班の意見を聞き、相互に考えを深めるよう助言する。 ・様々な意見を比較し、学校にとってよりよい提案はどれかを班で1つ決定させる。 | |
| | | | | 安心して、公平に使用できるための条件について多様な視点から考えたことを表現させる。 | |
| | | | | 多様な考えを、納得できる形に合意形成する過程を体験することで、ルールやきまりを守ろうとする意識を醸成する。 | |
| まとめ | 振り返り | ○提案内容を共有し、まとめる。 | 一斉 | ・解決策を合意することの難しさと合意を図る過程の大切さに気付かせる。 | |

平成26年度 八幡市立男山第三中学校

〈中学校〉(3) 技術・家庭科(技術分野)学習指導案(公平・公正)

1 対象 第2学年

2 単元(題材)名 「個人を特定するしくみを知ろう」

3 単元について(「法やルールに関する教育」の視点)

具体的なデータや事例をもとに、情報モラルの重要性を示すだけでなく、なぜ情報モラルが必要なのかを考えさせ、情報技術の特性を通して社会生活における公平・公正な環境づくりの重要性について理解する。

4 本時の目標

ユーザIDやパスワードによる管理について理解するとともに、個人情報の管理の大切さや法令について理解する。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 導入 | 本時のねらいの確認 | ○本時のねらいや進め方についての説明を聞く。 | 一斉 | ・一人一人が本時のねらいを正確に捉え、本時の話合いに積極的に参加できるような意欲をもたせる。 | |
| | 日常生活の中の個人情報について | ○生活の中でパスワードが必要なものを考える。 便利さとそのことが悪用されたときの両面から考える。 | | ・日常生活の中に、パスワードが必要なものや場面が数多く存在することに気付かせ、パスワードが我々の生活に不可欠なものであることを確認する。 | |
| 展開 | 情報セキュリティについて | ○ユーザIDやパスワードの必要性について学習する。 | 一斉 | ・情報通信ネットワークを利用する際、個人を特定するために必要で、管理する必要があることを説明する。 | ワークシート |
| | ネットワークの安全性について | ○ユーザIDの管理の仕方を知る。 | 個別 | ・管理不十分の時には悪用されることにも気付かせる。 また、悪用することは、不正アクセス禁止法により罰せられることもおさえる。 | 資料 |
| | 対処方法について | ○ユーザIDを他人に利用されたときの対処方法について話し合う。 悪用されたときの被害者の気持ちや未然防止のための手段について考える。 | 個別 グループ | ・ユーザIDとパスワードの管理は、今後さらに大切になってくる。その中で、不十分な管理により、悪用されることも考えられる。その時の対処方法を、個人の考えをもった上でグループ単位で話し合うことにより、より適切な方法を導き出す。 | |
| | | ○話し合ったことを発表し合う。 ○パスワードのつくり方を知る。 | 一斉 一斉 | ・意見を全員で共有できるようフラッシュカードなどを活用して提示する。 ・連想しやすいものをパスワードにしないことを伝える。 | ワークシート フラッシュカード |
| まとめ | 本時のまとめ | ○トラブルの際の被害や個人情報保護に関する法令、セキュリティに関する理解を日常生活に生かす。 ユーザIDやパスワードの利便性と悪用された際のトラブルについて、ルールやきまり、法についての理解を話し合い活動の中で深める。 こうしたトラブルの被害者や加害者とならないための行動について考える。 | 個別 | ・ユーザIDやパスワードは、定期的にパスワードを変えるなどして、大切に管理することを確認する。また個人情報の大切さをもう一度確認する。 | |

平成26年度 京丹後市立峰山中学校

〈中学校〉(4)

社会科(公民的分野)学習指導案

- 1 対象 第3学年
- 2 単元名 現代社会を捉える見方や考え方
- 3 教材名 「部活動のグラウンド割当について考えよう」～「対立と合意」「効率と公正」を考える～
- 4 本時の目標

具体的事例をもとに、物事の決定の仕方やまもりを守るこの意味について、「対立と合意」・「効率と公正」という見方や考え方をを用いて、多面的・多角的に考察し、その過程や結果を表現することで理解を深める。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 導入 | 話し合いの意義(前時の復習) | ○なぜ話し合いが大切か、理由を考える。 ・よりよいものができる ・互いの満足感が高まる ・納得できる など | 一斉 | ・話し合いにより、既習の学習や日常生活の場面から活動の必要性に気付かせる。 | |
| | | 「対立と合意」・「効率と公正」の視点から「決定の仕方」を考えよう。 | | | |
| 展開 | グラウンド割当の考察 概念の整理 | ○事例を読み、部長の立場でどのような割当ができるか、既に学習した「効率」と「公正」の概念を振り返りながら考える。 | 個別 | ・手順を説明する。 自主的な話し合いになるようグループ毎に各部活動の長の役割を決めさせる。 自分の担当部活動の要望を生かしながら、割当を決める。 | 資料1 ワークシート |
| | 【この事例での効率・公正とは】 ・グラウンドが無駄なく使えている。 ・効率的な練習ができる広さが確保されている。 ・割当がどの部にも公正である。 ・不利益を受けている部活動がない。 など | | | | |
| | 意見交流 自己の考えを論理的に主張する。 | ○グループ内で発表し合い、お互いの意見が無駄を省く最善のものになっているかという効率や結果の公正さが保たれているかを検討する。 | グループ | ・「対立」の場面であるが、他者の意見を聞き、評価させることで、新たな考え方に気付かせる。 他者の考えを尊重する。 | 交流メモ |
| | 話し合い 協働性による協力を考えさせる。 | ○お互いの意見を聞き合った上で、最も無駄が省かれ、公正さが保たれた割当を考える。 | グループ | ・割当の根拠を明確にししながら、話し合いにより、「合意」に向かわせる。 | 割当表 |
| | 発表 全体交流 | ○グループ内で決めた割当とそう考えた理由を発表する。 ○発表から結果の公正さについて考える。 | 一斉 一斉 | ・様々な考え方を知る。 条件や基準を表現判断できる能力を身に付ける。 ・様々な考え方をまとめるには、理性的な議論が必要であることに気付かせる。 | |
| | 問題を解決する場合、立場や置かれている状況によって異なる「効率」と「公正」があり、相手の意見を聞くこと、相手を尊重することが大切であることに気付かせる。 | | | | |
| | 決定方法の考察 | ○意見が分かれた時の決定方法を考える。 | | ・決定した内容だけでなく、決定の仕方やその結果、責任が生じることを押さえる。 | |
| まとめ | 振り返り | ○「合意」に向けた話し合いをするとき、大切にすることは何かを考える。 | 一斉 | ・数人に発表させ、学びを共有する。 | ワークシート |
| 問題解決に向けた行動につなげる能力の育成につなげる。 | | | | | |

〈中学校〉(5)

社会科(公民的分野)学習指導案

- 1 対象 第3学年
 2 単元名 「国民の生活と政府の役割」
 3 教材名 「税金を増やすことは必要か」～「対立と合意」・「効率と公正」の視点から考える～
 4 本時の目標

日本の財政に関する課題を理解して、「対立と合意」・「効率と公正」の視点からよりよい社会のために増税が必要かどうかを考察し、表現する。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 導入 | 問題把握 | ○これまでの学習を振り返り、日本の財政の問題点をまとめる。 | 一斉 | ・問題点を整理し、今の税制のままでは財政に関する問題は解決しないことを理解させる。 国債残高の増大 少子高齢社会への対応 経済低成長による税収減等 | |
| 展開 | 論点の確認(増税の可否) | ○増税する場合としない場合の状況を考える。 ・反対：福祉等、老後については自己責任等 ・賛成：福祉や老後は社会全体で負担すべきなど | 一斉 | ・「小さな政府」と「大きな政府」それぞれのメリット・デメリットを理解させる。 このような考えに至った根拠を表現する。 | 資料 |
| | 論点の話し合い | ○どちらが社会全体をより幸せにできるか議論する。 ・反対：市場原理を優先させ、経済発展につながる。 ・賛成：社会保障の充実こそが社会の安定につながる。 他者の考えを聞きながら議論する。 | グループ | ・社会全体にとってどちらが幸福を増大させるか、「効率」の視点を利用させる。 ・「小さな政府」によって起こる、格差拡大や貧困率の上昇への対策を具体的に考えさせる。 | ワークシート |
| | 論点(増税をする場合)の確認と話し合い | ○増税をする場合、どのような方法がより公正であるか議論する。 ・高所得者への負担大 ・所得に関係なく一律の負担 公平・公正の視点に立った考えを表現する。 | グループ | ・「結果の公正」について、どちらがより妥当性があるか、社会全体の幸福を増大させることができるか「効率」の視点も含めて議論させる。 | |
| | 合意 | ○合意に至る道筋を考える。 問題解決に向けた行動につなげる能力を育成する。 | 一斉 | ・対立を乗り越えてどのような方法で合意に至ることが最も公正であるか考えさせる。 多数決で決める。 投票で決める。 など | |
| まとめ | 振り返り | ○自分の考えがどのように変化したか、他者の意見がどのように参考になったかを振り返る。 多様な価値観に気付き、よりよい環境をつくり出す態度の育成につなげる。 | 一斉 | | |

平成26年度 福知山市立日新中学校

〈中学校〉(6)

道徳学習指導案

- 1 対象 第3学年
- 2 主題名 きまりの意義 (内容項目 4-(1))
- 3 資料名 「二通の手紙」(「私たちの道徳 中学校」より)
- 4 本時のねらい

二通の手紙を受け取り、元さんが「考えさせられたこと」を考えることを通して規則の意義を理解し、自ら規則を守ろうとする道徳的実践意欲を育てる。

5 本時の展開

| 過程 | 学習活動 | 発問と予想される生徒の反応 | 指導上の留意点 | 教材・ 教具等 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 導入 | 本時の学習に関心をもつ。 | ○身の回りのルールやきまりにはどんなものがあるだろう。 ・校則・交通ルール・憲法等 | ・身近なルールやきまりを思い浮かべさせ、本時の学習に関心をもたせる。 | |
| 展開 | 資料を読み、登場人物とあらすじを確認する。 | ○登場人物を確認しよう。 ・元さん、女の子(姉)、弟、佐々木さん、姉弟のお母さん | ・元さんの人柄をおさえる。 | 資料 |
| | 元さんが姉弟を入園させた理由を考える。 | ○元さんはなぜ姉弟を入園させたのだろう。 ・毎日毎日入りたそうにしていたから。 ・せっかく来たのに、かわいそうだから。 | ・元さんが破った園の規則を確認させる。 | 発問カード |
| | 姉弟の安否の連絡を待っている時の元さんの気持ちを考える。 | ○元さんは祈るような気持ちで連絡を待っていた時どんなことを考えていただろう。 ・無事に見つかってほしい。 ・やっぱり入れなければよかった。 ・みんなに迷惑をかけてしまった。 | ・規則は命や社会秩序を守るためにあることに気付かせる。 【補助発問】 「入れなければよかった。」 →そう思う理由を問う。 「迷惑」→具体的にどんなことか問う。 | 発問カード |
| | 母親からの手紙を読んだ時の元さんの気持ちを考える。 元さんが考えさせられたことを考える。 | ○元さんはお母さんからの手紙を読んでどんなことを考えただろう。 ・親子に幸せな一時を提供できてよかった。 ・子どもたちが無事でよかった。 ◎元さんが「この年になって初めて考えさせられたこと」とはどんなことだろう。 | ・規則の意義を再確認できた元さんの思いを考えさせる。 ・園の処分に対する不満や批判の意見も全て受け止め、否定しない。 | 発問カード |
| 佐々木さんが元さんから学んだことを考える。 | ○佐々木さんが、若い女の子たちの入園を断ったのはなぜだろう。 ・情に流され規則を破ると、全体に迷惑がかかることがあると学んだから。 ・規則は、命や社会全体の秩序を守るためにあるので、一人一人が義務を果たさなければならぬことに気付いたから。 | ・規則の意義を再確認できた元さんの思いを考えさせる。 ・園の処分に対する不満や批判の意見も全て受け止め、否定しない。 ルールやきまりは、何のためにあるのかを他者の意見からも考え、自分としてどのように行動することがよいのかを考える。 | 発問カード | |
| 終末 | 本時の感想を書く。 | ○この時間に感じたこと、考えたことをまとめよう。 | | ワークシート |

〈高等学校〉(1)

公民科学習指導案(公平・公正)

- 1 対象 第1学年
- 2 単元(題材)名 「共に生きる社会を目指して」
- 3 単元について
- (1) 「法やルールに関する教育」の視点
 法治国家の日本においては、法による紛争解決が「共に生きる社会の実現」につながることを理解し、遵法の必要性について考える。
- (2) 発達の段階との関連
 日常生活において実社会とかがかわることが増え、自己責任が高まる段階であり、法の遵守により他者との調整を図ることの重要性を自覚する。
- 4 本時の目標
 紛争はどのように解決されるか、民事裁判と刑事裁判の比較を通して公平・公正について理解を深める。
- 5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 導入 | 紛争の争点は何か | ○交通事故をめぐる裁判の記事から、争点を理解する。 | 一斉 | ・民事、刑事双方で争われた裁判事例を提示し、双方の論点を整理させる。 | 新聞記事 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 紛争はどのように解決されるか、当事者の主張を聞いて公平・公正に判断してみよう。 </div> | | | | | |
| 展開 | 民事裁判の過程と機能 | ○紛争解決の手段を考える。 (当事者で話し合う、第三者を交えた話し合い、裁判等) ○法に基づく解決として、民事裁判の特徴を理解する。 | グループ 一斉 | ・一般的な観点でも考えさせる。 ・民事訴訟制度の意義、目的を中心に理解させる。 | 新聞記事 教科書 民事訴訟法 民法 |
| | 刑事裁判の過程と機能 | ○民法709条をもとに、両当事者の主張を吟味する。 ○自分たちが裁判官ならどんな判決をするか考える。 ○刑事裁判の特徴を理解する。 | グループ 一斉 | ・法をもとに両者の主張を客観的に吟味させる。 ・判決理由も説明できるように考えさせる。 ・刑事訴訟制度の意義、民事裁判との違いを中心に理解させる。 | 教科書 刑法 |
| | 民事裁判と刑事裁判の比較 | ○交通事故における刑事責任について、両当事者の主張を吟味する。 ○自分たちが裁判官ならどんな判決をするか考える。 ○民事裁判、刑事裁判の判決内容と判決理由を比較するとともに、加害者・被害者双方の立場で各グループの判決を考察する。 ○各グループの判決を発表する。 | グループ | ・法をもとに両者の主張を客観的に吟味させる。 ・判決理由も説明できるように考えさせる。 ・各グループの判決を発表させ、公平・公正について理解を深める。 | 道路交通法 刑法 |
| まとめ | 振り返り | ○感想を書き、裁判による紛争の解決を通して公平・公正について理解を深める。 | 一斉 | | |

判決の違いにも着目し、公平・公正について考察させる。

〈高等学校〉(2)

総合的な学習の時間学習指導案

1 対象 第1学年

2 単元(題材)名 「みんなと共に自分らしく生きる」～公平・公正な協力関係～

3 単元について

(1) 「法やルールに関する教育」の視点

「協力」「公平・公正」の指導項目についての理解を深め、個人と社会(集団)の在り方を考察することを通じて、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる子どもの育成を図る。

(2) 発達の段階との関連

物事をより抽象的・客観的に捉えることができるようになる段階である。社会的な関係も大きく広がるため、多様な考え方や価値観を受容しつつ、物事を多角的・批判的に捉える姿勢を養う。

4 本時の目標

「協力」「公平・公正」についての基本的な考え方や、自尊・信頼、個人の尊重等、法やルールの前提となる基本的な考えについて理解を深める。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 | |
|-----|-----------------------|-------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|
| 導入 | 内容把握 | ○議論の前提条件を正確に理解する。 | 一斉 | | | |
| 展開 | | 岩盤落盤事故後に、生存に向けた作業役割をどう分担するべきか考えてみよう。 | | | | |
| | グループ協議1 (公平の基準) | ○どのような作業役割を担うことで、自らと集団が最もよい状態になるのか、負担の「公平」な基準を考え、合意形成を図る。 | グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・「協力」する必要性を意識させるよう意見を導く。 ・一人一人の状況を聞くことの重要性を意識させ、誰に配慮するかは、個人と社会(集団)の観点から考えることが必要であると理解させる。 ・個人の幸福を実現するために個人の特性を生かした「協力」が必要であることに気付かせる。 | ワークシート | |
| | 意見発表1 | ○グループの意見を発表し、重視した基準を明らかにすることで、全体の理解を深める。 | 一斉 | | | |
| | | 地上との通信時間は、どう配分すべきか考えよう。 | | | | |
| | グループ協議2 (公平・公正の概念) | ○「協力」の関係において、「誰の利益が優先されるべきか」を考える際に、「公平・公正」の概念が必要となることを理解する。 | グループ | <ul style="list-style-type: none"> ・「公平・公正」について、「一人一人を適切に配慮する」ことは全員を同じように扱うだけではなく、時には異なった扱いを含む場合もあることを問いながら、思考を深めさせる。 | | |
| | 意見発表2 | ○グループの意見を発表し、重視した基準を明らかにすることで、全体の理解を深める。 | 一斉 | | | |
| まとめ | 振り返り | ○ワークシートに本時の感想を記入し本時を振り返る。 | | 負担や希少財の配分問題は、現代社会における配分の問題と、基本構造が同じであることに気付かせる。 | | |

平成26年度 府立京都八幡高等学校

〈高等学校〉(3)

家庭科学習指導案(公平・公正)

- 1 対象 第2学年
2 単元(題材)名 「消費者の自覚と行動」
3 単元について

(1) 「法やルールに関する教育」の視点

消費者の権利とその実現の在り方について考える際、一人一人が権利の主体としての意識をもち、自ら進んでその消費生活に必要な情報を収集し、グローバルな視点をもって公平・公正な意志決定や消費行動を実践できる態度を育てる。

(2) 発達の段階との関連

日常生活において実社会とかがかわることが増え、自己責任も高まる段階であり、日常の消費行動において、自ら適切な意志決定をしたうえで消費者として適切な判断をすることの重要性を自覚する。

4 本時の目標

日常の消費行動において、フェアトレード認証商品を選択することとの比較を通して、公平・公正な意志決定と消費行動について考える。

5 本時の展開

| 過程 | 指導内容 | 学習活動 | 指導形態 | 指導上の留意点 | 教材・教具等 |
|-----|------------------|----------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 導入 | 商品を選択する際の着目点 | ○商品を選ぶ際に着目する点について確認する。 | 一斉 | ・前時までに学習した意志決定のプロセスや、商品情報の多様性を思い出させる。 | 教科書 ワークシート |
| 展開 | 意志決定と商品情報 | ○フェアトレード認証商品について知る。 ○フェアトレード認証商品も含めた複数の商品情報について調べる。 | 一斉 グループ | ・フェアトレード認証商品についての説明映像を見せる。 ・インターネットを用いて、コーヒー、チョコレート、果物、コットン製品等、生徒に身近な製品の1つを例に調べさせる。 | 映像(インターネット) タブレット端末 |
| | 消費者の自覚と行動 | ○1つの商品を選択する際、フェアトレード認証商品も含めた複数の選択肢を比較検討する。 | グループ | ・班ごとに1種類の製品を割り当て、フェアトレード認証商品も含めて多様な商品情報を比較させる。 | ワークシート |
| | | ○意志決定したプロセスについてボードにまとめる。 | グループ | 途上国が生産するものを長期的に、適正な価格で買うことによってどのような効果生まれるか、先進国の押し付けにはならないのか、適正な価格とは何かについて論理的に考えをまとめて表現させる。 | 小型ホワイトボード |
| | | ○各班がその商品をどのような価値観や公平・公正な視点で選択したのか発表する。 | グループ | 消費者の利益と、生産者等の利益とのバランスについて公平・公正な視点から考えさせる。 | |
| まとめ | 消費行動と意志決定についての考察 | ○各班の発表を参考に、消費者の権利と責任において意志決定する際の視点について考察を深め、ワークシートに記入する。 | 個別 | ・主体的な消費者としてどのような意志決定をしていきたいか、公平・公正な立場で考えさせる。 | ワークシート |

資 料

ここでは、学習指導要領に示されている「法やルールに関する教育」にかかわる指導内容や道徳性の育成との関係と各学校が「法やルールに関する教育」の出前授業等を考える際に連携可能な関係機関を紹介しています。

各学校での実践に役立ててください。

| | | |
|---|-------------------------------------------------|----|
| ① | 学習指導要領に示されている「法やルールに関する教育」 にかかわる主な指導内容 | 74 |
| ② | 「法やルールに関する教育」と道徳性の育成との関係 | 76 |
| ③ | 「法やルールに関する教育」と関係機関との連携 | 77 |
| ④ | 参考文献 | 78 |

1 学習指導要領に示されている「法やルールに関する教育」にかかわる

平成18年に公布・施行された教育基本法の改正を受け、平成19年に一部改正された学校教育法第2条の義務する態度を養うこと。」が新たに規定されました。

そして、平成20年の学習指導要領の改訂では各教科等の「内容」及び「指導計画の作成と内容の取扱い」にこのことは、ルールやきまり、法に関する指導の充実を図り、主体的に社会の形成に参画するために必要な資

| 校種等 | 社会科 | 生活科 | 家庭科 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校 | 第一・二学年 | (1) 学校の施設の様子及び先生等、学校生活を支えている人々や友達のことわかり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々等に関心をもち、安全な登下校ができるようにする。 (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。 (6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使うなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気づき、みんなで遊びを楽しむことができるようにする。 | |
| | 第三・四学年 | (3) 地域の人々の健康な生活や良好な生活環境を守るための諸活動 (4) 地域の人々の安全を守るための諸活動 (内容の取扱い) 法やきまりを守ることが地域の健康で安全な生活や良好な生活環境の維持と向上を図る上で大切であることに気付くようにする。 (第6学年) (2) 我が国の政治の働き、日本国憲法の考え方 (内容の取扱い) 国会等の議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割について扱うようにする。 (3) 我が国とつながりの深い国の人々の生活の様子、国際社会における我が国の役割 (内容の取扱い) 我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うこと。国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。 | |
| 中学校 | 第五・六学年 | (2) 我が国とつながりの深い国の人々の生活の様子、国際社会における我が国の役割 (内容の取扱い) 我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うこと。国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。 | A 家庭生活と家族 (2) 家庭生活と仕事 ア 自分や家族の生活を支える仕事、自分の分担を考える。 イ 生活時間の有効な使い方、家族に協力する。 (3) 家族や近隣の人々とのかかわり イ 近隣の人々とのかかわりを考える。 D 身近な消費生活と環境 (1) 物や金銭の使い方と買い物 ア 物や金銭の大切さ、計画的な使い方 イ 身近な物の選び方・買い方、適切な購入 |
| | | | [家庭分野] A 家族・家庭と子どもの成長 (2) 家庭と家族関係 ア 家庭や家族の基本的な機能、地域とのかかわりについて理解する。 (3) 幼児の生活と家族 ウ 幼児への関心を深めかかわり方を工夫する。 D 身近な消費生活と環境 (1) 家庭生活と消費 ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解する。 イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる。 (内容の取扱い) 中学生の身近な消費行動と関連させて扱うこと。 |
| 高等学校 | | 技術科 [技術分野] D 情報に関する技術 (1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて考えること ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。 (内容の取扱い) (1) のウについては、情報通信ネットワークにおける知的財産の保護の必要性についても扱うこと。 (2) については、使用するメディアに応じて、個人情報保護の必要性についても扱うこと。 | |
| | | 情報科 [社会と情報] (3) 情報社会における法と個人の責任 (内容の取扱い) ・知的財産や個人情報の保護について扱うこと。 | (家庭基礎) (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 ア 青年期の自立と家族・家庭 (男女が協力して家族の一員としての役割を果たす、家庭や地域の生活を創造するために責任をもって行動する) イ 子どもの発達と保育 (親の役割や子育てを支援する環境) ウ 高齢期の生活 (高齢者の自立生活を支える家族・地域・社会の役割) エ 共生社会と福祉 (家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援、共に支え合って生活することの重要性) (2) 生活の自立及び消費と環境 工 消費生活と生涯を見通した経済の計画 (消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任) オ ライフスタイルと環境 |
| | 公民科 公民科 (現代社会) ・私たちの生きる社会 ・現代社会と人間としての在り方生き方 (青年期と自己形成、現代の民主政治と政治参加の意義、個人の尊重と法の支配、現代の経済社会と経済活動の在り方) (倫理) ・現代と倫理 (現代に生きる人間の倫理) (政治・経済) ・現代の政治 (民主政治の基本原則と日本国憲法) ・現代の経済 (現代経済の仕組みや特質) ・現代社会の諸課題 (現代日本の政治や経済の諸課題) | | |

主な指導内容

教育の目標において「規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成その発展に寄与

においても「法やきまり、ルール、マナー」にかかわる指導内容や記述が新たに加わっています。

質・能力の形成を目指した教育が求められていることを表しています。

| 体育科・保健体育科 | 道徳 | 特別活動 | 総合的な学習の時間 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A・B・C・E(2)きまりを守り、仲良く運動する。 E(3)簡単な規則を工夫する。 F(2)運動に進んで取り組み、だれとでも仲良く踊る。 | 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に使う。 | 「学級活動」 2 内容 (低学年)仲良く助け合い学級生活を楽しくする (中学年)協力し合って楽しい学級生活をつくる (高学年)信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくる 「児童会活動」 1 目標 児童会活動を通して(中略)協力して諸問題を解決しようとする (解説から)上学年と下学年が、仲良く協力し、信頼し支え合おうとする人間関係を形成。協力してよりよい学校生活づくりに積極的に取り組む | 〈指導計画の作成と内容の取扱い〉 1 配慮事項 (3)第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。 (4)育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。 |
| A・B・C(2)きまりを守り、仲良く運動する。 E(2)規則を守り、仲良く運動する。 E(3)規則を工夫する。 F(2)運動に進んで取り組み、だれとでも仲良く練習や発表をする。 | 約束や社会のきまりを守り、公徳心をもつ。 | 「クラブ活動」 1 目標 集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする | |
| A(2)きまりを守り、仲良く運動する。 B・C・E(2)約束を守り助け合って運動する。 E(3)ルールを工夫する。 F(2)運動に進んで取り組み、互いのよさを認め合い助け合って練習や発表をする。 | 公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。 | 「学校行事」 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、(中略)公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。 (内容の取扱い) 2 (1)「学級活動」「児童会活動」及び「クラブ活動」 よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動等を充実するように工夫する。 | |
| A(2)分担した役割を果たす。 B(2)よい演技を認め、分担した役割を果たす。 C(2)勝敗を認めルールやマナーを守り、分担した役割を果たす。 D(2)勝敗を認めルールやマナーを守り、分担した役割を果たす。 E(2)フェアプレイを守り分担した役割を果たす。作戦等の話し合いに協力する。 F(2)相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守り、分担した役割を果たす。禁じ技を用いない。 G(2)よさを認め合い、分担した役割を果たす。 | 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。 法やきまりは自他の生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについて気付く。 法やきまりについての意義をわかり、社会の秩序と規律を高めていこうとする意欲を育てる。 社会生活の中で守るべき正義や公正、公平について大切にすることが日常の実践と結びつくことで秩序と規律のある社会が実現することを理解させる。 | よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動等を充実するよう工夫する。 「学級活動」 席替えや始業時の着席、掃除等の学校生活の規律を高めるルールについて、その意義を考え、協力してきまりをつくり、守る活動を行う。 【生徒会活動】 ボールや図書の出しなど、委員会活動を通して、学校生活全体の規律を高めるためのルールづくりとそれを守る活動により、生徒一人一人ができることは何かを学ぶ。 【学校行事】 修学旅行や体育大会・文化祭の運営のルールについて主体的に考え、守ることに自主、自立について学ぶ。 | |
| A(2)体力の違いに配慮し、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たす。合意形成に貢献する。 B(2)役割を積極的に引き受け自己の責任を果たす。合意形成に貢献する。 C(2)勝敗等を冷静に受け止め、ルールやマナーを大切に、自己の責任を果たす。合意形成に貢献する。 D(2)勝敗等を冷静に受け止め、ルールやマナーを大切に、自己の責任を果たす。合意形成に貢献する。 E(2)フェアプレイを大切に、自己の責任を果たす。合意形成に貢献する。 F(2)相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切に、自己の責任を果たす。 G(2)互いに共感し高め合い、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たす。合意形成に貢献する。 | 生徒が自己探求と自己実現に努め、国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しつる発達段階にあることを考慮して、学校の教育活動全体を通じて、生徒の発達段階に応じた道徳教育を行う。 人間としての在り方生き方についての教育を、公民科やホームルーム活動を中心に、各教科・科目の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。 | 社会生活上のルールやモラルの意義、それらを守るの意味について考えさせて、公共の精神や規範意識及び倫理観等の道徳性の涵養を図る。 ホームルームや学校における生活上の問題を取り上げたり、新聞やビデオなどの資料を用いて、話し合いやディベートなど方法を工夫して実施する。 | 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を、相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする。各学校においては、各学校の総合的な時間の目標を定める。また、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。 |

② 「法やルールに関する教育」と道徳性の育成との関係

「学習指導要領解説 道徳編」より



3 「法やルールに関する教育」と関係機関との連携

「法やルールに関する教育」には、1章の2で述べた3つの観点、すなわち、知識の理解、行動につなげる能力、行動につなげる態度をバランスよく育成することが求められます。

特に知識の理解については、法務省をはじめとして、法律の実務者や関係機関が実施している出前授業等を活用することも大切です。

京都府では、児童生徒によりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、関係機関の協力を得て学習機会の充実を図ることを目的とし、平成22年度から「結ネットKYOTO」による学校への出前授業を実施しています。

ここでは、「結ネットKYOTO」の出前講座の中で「法やルールに関する教育」に関連する内容を紹介しています。

各機関の学習テーマ、連絡先等

| 機関名 ホームページアドレス 連絡先電話番号 | 学習テーマ | 対象 | 知識 | 能力 | 態度 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----|----|----|
| 京都地方検察庁 http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kyoto/kyoto.shtml 075-441-9286 | ◇司法の役割・刑事裁判のルール ◇裁判員制度 ◇模擬裁判指導 ◇検察官の仕事 | ◇小学生 (3年以上) 中学生・高校生 ◇教職員 | ○ | | |
| 京都地方法務局 http://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/frame.html 075-231-0148 | ◇法教育・「約束」って何だろう？自分で決めたから自分で守る。 ・身の回りにおける法的な問題 等 | ◇小学生 (5年以上) 中学生・高校生 | ○ | | |
| 京都弁護士会 http://www.kyotoben.or.jp/syokai_houkyouiku_top.cfm#a1 075-231-2337 法教育委員会担当事務局まで | ◇弁護士の仕事とは ◇男女間の法律問題 ◇身近で起こる人権の衝突 ◇労働問題 ◇消費者問題 ◇多重債務問題 ◇少年事件 ◇刑事事件・裁判員制度 ◇交通事故 ◇家族・親子の法律問題 ◇憲法とは何か ◇その他(対立と合意、ルールの意義、社会生活における物事の決定の仕方等) ※上記以外の授業や教職員向け研修についても応相談 | ◇小学生・中学生 高校生 ◇教職員 | ○ | | |
| 日本司法支援センター 京都地方事務所(法テラス京都) http://www.houterasu.or.jp/kyoto/ 050-3383-5435 | ◇法教育 ◇法テラス業務 ※内容は個別に応相談 | ◇中学生・高校生 ◇教職員 ◇保護者 | ○ | | |
| 日本弁理士会近畿支部 知財普及・支援委員会 http://www.kjpa.jp/ 06-6453-8200 | 「知的財産特別授業」 ◇寸劇により、アイデアを守る世の中の仕組みを理解する。 ◇アイデアを守る世の中の仕組み、弁理士の果たす役割を知る。 ◇世界の発明や身近な発明を知る。 | ◇小学生(高学年) 中学生 | ○ | | |
| | 「おにぎりバックの特許」 ◇実際の特許紛争事件を題材にした寸劇により、アイデアを守る世の中の仕組みを理解する。 ◇発明が生まれる段階、また、発明を活用する段階において、弁理士の果たす役割を知る。 | ◇高校生 | ○ | | |
| 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/gakkou.html 06-6941-2173 | ◇将来、経済活動に参加する際に、社会人として独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらう。 ◇ゲーム形式で生徒が企業経営者の立場になってライバル企業との競争方法を考える。 ◇公正取引委員会の調査手法の紹介 等 | ◇中学生・高校生 | ○ | | |
| 京都府消費生活安全センター http://www.pref.kyoto.jp/shohise/1291265551887.html 075-671-0030 | ◇若者に多い消費者トラブル ◇くらしの科学体験講座 等 | ◇小学生・中学生 高校生 ◇教職員 | ○ | | |
| (株)京都パープルサンガ (京都サンガF.C. サンガつながり隊) http://www.sanga-fc.jp/development/tsunagari/index/ ホームタウン推進課 0774-55-7603 | ①からだを動かすレクリエーション、トレーニングを京都サンガF.C.のコーチが行います。サッカーを題材にして、子どもたちが「自分で考え、行動する力」「人とのコミュニケーションの取り方」「仲間づくり」を学びます。 ※サッカーの技術指導は行いません。 ②指導者、教職員向けの講習会・研修会(講演、ディスカッション) ③保護者向け子育てをテーマにした講演会や親子サッカー教室 | ①小学生(複数学年合同授業も可能) ②教職員等 ③保護者 | | ○ | ○ |

※出前授業の申込みについては、学校から該当機関に直接行うことができます。実施日・授業時間・準備物等、相談に応じていただけます。

※「結ネットKYOTO」の出前授業に関する情報等は、京都府教育委員会のホームページに掲載しています。

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=88

4 参考文献

- ・法教育実践の指導テキスト 大杉昭英 明治図書 2006
- ・はじめての法教育 -我が国における法教育の普及・発展を目指して 法教育研究会 2005
- ・はじめての法教育Q&A 法教育推進協議会 ぎょうせい 2007
- ・“法”を教える -身近な題材で基礎基本を授業する
橋本康弘 野坂佳生 編著 明治図書 2006
- ・「法教育」Q&Aワーク 中学校編 -<新指導要領>ニュー教材シリーズ1
鈴木啓文監修 江口勇治・渥美利文編著 明治図書出版 2008
- ・小学校の法教育を創る -法・ルール・きまりを学ぶ
江口勇治・磯山恭子 東洋館出版社 2008
- ・中学校の法教育を創る -法・ルール・きまりを学ぶ
江口勇治・大倉泰裕 東洋館出版社 2008
- ・ルールはなぜあるのだろう -スポーツから法を考える 大村敦志 岩波書店 2008
- ・法教育のめざすもの -その実践に向けて 大村敦志 土井真一 編著 商事法務 2009
- ・教室が白熱する“身近な問題の法学習”15選 -法的にどうなの？子どもの疑問と悩みに答える授業
橋本康弘編著 明治図書 2009
- ・教室から学ぶ法教育-子どもを育む法的思考 教師と弁護士でつくる法教育研究会
現代人文社 2010
- ・これからの法教育 -さらなる普及に向けて -関東弁護士連合会 現代人文社 2011
- ・子どもの規範意識の育成と道徳教育 森川敦子 溪水社 2010
- ・テキストブックわたしたちと法 -権威、プライバシー、そして正義
Center for Civic Education編 江口勇治 監訳 現代人文社 2001
- ・法教育 -21世紀を生きる子どもたちのために -関東弁護士連合会 現代人文社 2002
- ・世界の法教育 江口勇治 現代人文社 2003
- ・我が国における法教育の普及・発展を目指して 法教育研究会報告書 法教育研究会 2004
- ・「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書 法務省 2013
- ・「法教育」の現状と課題 -官と民の取組に着目して- 総合法律支援論叢2号 橋本康弘 2013

おわりに

「法やルールに関する教育」ハンドブックの発刊に寄せて

京都大学大学院法学研究科教授 土井 真一

多くの先生方のご尽力により、この「法やルールに関する教育」ハンドブックが発刊されましたことは、共生社会の実現に向けて、大変意義深いことだと思います。

このハンドブックを手にする先生方にとって、「法」という言葉は、とても厳めしい響きをもっているかもしれません。果たして、子どもたちに法を理解させることができるだろうか、不安を抱く方もおられるでしょう。

しかし、京都府が進めようとされる「法やルールに関する教育」は、難解な法律用語を理解させたり、条文を覚えさせたりするものではありません。

本来、法は、多様な人々が協力し、共に自分らしく生きていく社会を築くために、互いに守らなければならないルールです。かけがえのない生命を大切にすること、一人一人の意見に耳を傾けること、約束を守り信頼に応えること。このような法の基礎にある原則は、私たちの社会が大切にしている価値、あるいは私たちの社会の在り方と深くかかわっています。

子どもたちが成長し、この社会の担い手となっていくためには、このような法の基礎にある見方・考え方を理解し、自分で考え、判断していく必要があります。

例えば、人を傷つけることを言うてはならないというルールがあります。このルールは、人が共に生きていくために必要です。

しかし、同時に、真実を述べて社会の誤りを正すということも重要であり、時として両者は衝突します。では、このようなときに、どうすればよいのでしょうか。

悪いことをしてはいけないというだけでは、答えは導かれません。かといって、覚えさえすればよいような唯一の正解があるわけでもありません。よいことを行おうとする心が、よい結果をもたらすためには、人と社会に関する知恵が必要なのです。そして、そのような知恵を身に付けるためには、自分でよく考えて、みんなで議論することが大切です。

小林秀雄は「問い」について次のような言葉を残しています。

「実際、質問するというのは難しいことです。本当にうまく質問することができたら、もう答えは要らないのですよ。……僕ら人間の分際で、この難しい人生に向かって、答えを出すこと、解決を与えることは、おそらくできない。ただ、正しく訊くことはできる。」(小林秀雄『学生との対話』(新潮社)

小林は、答えがわかっているとは言っていません。もう答えは要らないのですよと。幸せとは何か。どうすれば、互いに協力することができるのか。正義とは、公正とはいったい何なのか。世の中には、唯一の正解があるわけではなく、自分なりに答えを出しながら、生涯抱え続けなければならない問い、そうすることが人間として生きるということなのだという問いがあります。「法やルールに関する教育」の目的は、子どもたちがそのような問いに向き合い、自ら考えるように導いていくことにあります。

そのためには、何よりもまず子どもを導く立場にある先生方自身に考えていただくかなければなりません。このハンドブックを手掛りに、先生方が子どもたちと一緒にあって、私たちの社会の基礎にある価値やルール、そして自分たちの在り方について考えていただくことを心から願っています。

本書の刊行に寄せて ー本ハンドブックの法教育研究としての位置付けー

福井大学教育地域科学部准教授 橋本 康弘

本ハンドブックは、幼稚園から高等学校まで、そして、各教科・領域を専門とする指導主事・教諭によって作成された。

「法教育」の言葉を聞いたことはあっても、それ自体がもつ内容・方法についてご存知なかったと推測される先生もおられる中で、諸先生方が2年間にわたり研究され、誠心誠意取り組まれた結果がこのハンドブックに示されている。まずは、本ハンドブックの作成にあられた先生方のご努力を讃えたい。

本ハンドブックは、「法やルールに関する教育」ハンドブックとして位置付けられているが、その内容は、先述したように「法教育」そのものである。平成20年版学習指導要領において、社会科を中心に「法教育」が導入されたが、その内容・方法は、「21世紀型スキル」「キー・コンピテンシー」の育成と関連付けられるものである。

また、「法教育」をほぼ全ての教科・領域に位置付けることによって、「法教育」の内容・方法を充実できるし、今後求められる「新しい学力」の育成に対応可能となる。このような意味において、本ハンドブックの果たす教育的な役割は大変大きなものであると考えている。特に以下の点が従前の法教育研究にない斬新な点である。

- ① 幼稚園から高等学校までの一貫したカリキュラムを想定していること、そのカリキュラムにおいて「協力」「公平・公正」の二つの見方・考え方を位置付け、授業づくりがなされていること。
- ② その際、カリキュラムの編成においては「児童・生徒の発達論」を踏まえていること。
- ③ また、カリキュラムの構成が特定の教科だけではなく、ほぼ全ての教科・領域にまたがった広領域になっていること。

法教育研究は、これまで小・中・高校の社会科や公民科、特別活動、体育等といった「狭い」教科・領域のみで実践可能とされてきた。

また、「正義」「公正」などといった価値概念を取り上げるにとどまっていた。本研究の結果、幼稚園から高等学校までのほぼ全ての教科・領域と「法教育」とを関連付けることで、「法教育」における各教科・領域の位置付け（「できること」「できないこと」）を示せた。

さらに、新しい価値概念である「協力」を設定することで、より広領域で「法教育」の実践可能性を示すことができた。そして「児童・生徒の発達論」を踏まえることで、子どもの認識をどう変容させていけばよいのか、それが法教育的にどのような意味があるのか、を示すことができた。

本ハンドブックの法教育研究における意義は大きい。今後は各学校で本ハンドブックに示された授業が実践される中で、各学校・園や子どもの実態に即して、よりよいものに修正されていくべきである。そして、本ハンドブックの「検証」が進む中で、ハンドブック自体がよりよい方向に改善されるべきである。オンリーワンの「京都式法教育」が進歩発展していくことを期待して止まない。

「法やルールに関する教育」プロジェクト委員及び研究指定校

(職名及び研究指定校は平成26年度のもの)

指導顧問

(敬称略)

土井 真一 京都大学大学院 法学研究科 教授
橋本 康弘 福井大学 教育地域科学部 准教授

プロジェクト委員

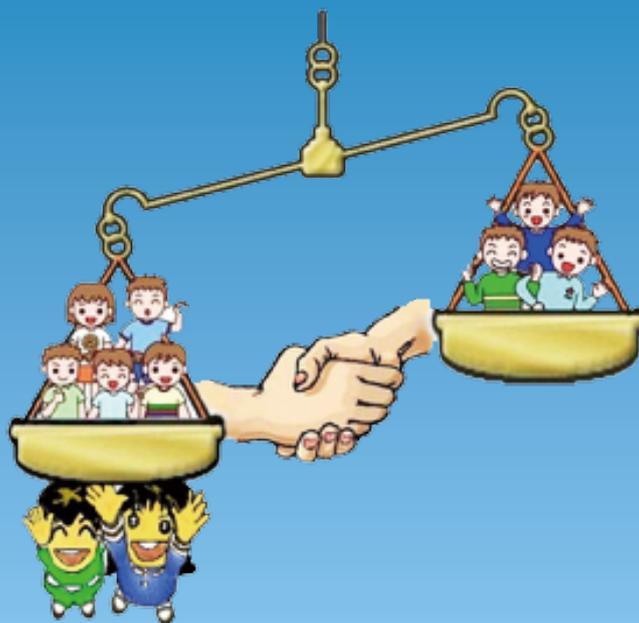
小山 妃 宇治市立木幡幼稚園長
布村 亜珠佳 京田辺市立薪幼稚園教諭
高岡 弘安 与謝野町立岩滝小学校長
永田 博嗣 宇治市立木幡中学校教頭
王生 陽子 長岡京市立長法寺小学校教諭
榊本 晃子 男山市立男山第三中学校教諭
池田 圭子 木津川市立相楽台小学校教諭
小嶋 良治 亀岡市立安詳小学校教諭
久古 拓也 福知山市立日新中学校教諭
菅原 貴司 京丹後市立峰山中学校教諭
中江 祐 京都府立清明高等学校副校長
野畑 毅 京都府立京都八幡高等学校教諭

研究指定校

長岡京市立長法寺小学校 八幡市立男山第三中学校 京都府立京都八幡高等学校

京都府教育委員会

杉本 里佳 乙訓教育局 指導主事
大政 勉 山城教育局 指導主事
原田 勝之 南丹教育局 指導主事
足立 高広 中丹教育局 指導主事
小林 豊 丹後教育局 指導主事
藤原 哲也 丹後教育局 指導主事
小林 園 京都府総合教育センター 研究主事兼指導主事
伴 昌也 京都府総合教育センター 研究員
川口 浩文 京都府教育庁指導部高校教育課 総括指導主事兼副課長
川畑 由美子 京都府教育庁指導部高校教育課 指導主事
森本 義則 京都府教育庁指導部高校教育課 指導主事
村上 昌司 京都府教育庁指導部保健体育課 総括指導主事兼副課長
鈴木 勝雄 京都府教育庁指導部保健体育課 指導主事
立久井 聡 京都府教育庁指導部学校教育課 地域連携・生徒指導担当課長
栗山 亨典 京都府教育庁指導部学校教育課 総括指導主事兼副課長
松元 伸祥 京都府教育庁指導部学校教育課 総括指導主事兼副課長
竹尾 章彦 京都府教育庁指導部学校教育課 総括指導主事兼副課長
久保 嘉章 京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
竹林 広司 京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
上田 智子 京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
飛田 祥 京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
古市 迅 京都府教育庁指導部学校教育課 主任



「法やルールに関する教育」ハンドブックは、京都府教育委員会が研究指定校及びプロジェクト委員の協力を得て、作成・編集し、京都府内の学校・教育機関に配布するものです。

本書にかかわる著作権は京都府教育委員会にあります。

本書を無断で目的外使用（複製、放送、上映、プレゼンテーション等）を行うことは、法律で禁止されていますので、取扱いに注意してください。

授業で活用できる指導案やワークシートなどは京都府総合教育センターホームページITECに順次掲載します。（<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/>）

京都府教育委員会

平成27年3月発行 京都府教育庁指導部学校教育課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話 075-414-5840